

令和 6 年第 1 回定例会

河 津 町 議 会 会 議 録

令和 6 年 3 月 5 日 開会

令和 6 年 3 月 14 日 閉会

河 津 町 議 会

令和六年第一回〔三月〕定例会

河津町議会 会議録

令和六年第一回〔三月〕定例会

河津町議会 会議録

令和6年河津町議会第1回定例会会議録目次

第1号（3月5日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	1
○事務局職員出席者	1
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○町長の施政方針及び行政報告	7
○一般質問	16
渡 邊 弘 君	16
上 村 和 正 君	35
大 川 良 樹 君	48
北 島 正 男 君	64
○散会の宣告	83
○署名議員	85

第2号（3月6日）

○議事日程	87
○出席議員	88
○欠席議員	88
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	88
○事務局職員出席者	88
○開議の宣告	89

○議事日程の報告	89
○一般質問	89
渡 邊 昌 昭 君	90
桑 原 猛 君	105
正 木 誠 司 君	117
○同意第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	127
○承認第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	128
○議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	131
○議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	136
○議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	138
○議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	140
○議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	142
○議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	144
○議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決	147
○議案第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決	157
○議案第 12 号の上程、説明、質疑、討論、採決	159
○議案第 13 号の上程、説明、質疑、討論、採決	161
○議案第 14 号の上程、説明、質疑、討論、採決	163
○議案第 15 号の上程、説明、質疑、討論、採決	165
○議案第 16 号の上程、説明、質疑、討論、採決	166
○議案第 17 号の上程、説明、質疑、討論、採決	176
○議案第 18 号の上程、説明、質疑、討論、採決	179
○散会の宣告	182
○署名議員	183

第 3 号 （3月7日）

○議事日程	185
○出席議員	185
○欠席議員	185
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者	185

○事務局職員出席者	186
○開議の宣告	187
○議事日程の報告	187
○議案第19号～議案第26号の上程、説明、質疑、委員会付託	187
○散会の宣告	204
○署名議員	207

第 4 号 （3月14日）

○議事日程	209
○出席議員	210
○欠席議員	210
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	210
○事務局職員出席者	210
○開議の宣告	211
○議事日程の報告	211
○議案第19号～議案第26号の委員長報告、質疑、討論、採決	211
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	217
○日程の追加	219
○議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	220
○議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	221
○議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	223
○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	225
○議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	228
○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	230
○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	232
○議員派遣の件	234
○第1常任委員会研修視察報告について	235
○第2常任委員会研修視察報告について	235
○委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件	236
○閉会の宣告	236

○署名議員.....	239
○議案等審議結果一覧.....	241

第 1 日

3 月 5 日（火曜日）

令和6年河津町議会第1回定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和6年3月5日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長の施政方針及び行政報告
日程第 5 一般質問

出席議員（10名）

1 番	正 木 誠 司 君	2 番	北 島 正 男 君
3 番	大 川 良 樹 君	4 番	桑 原 猛 君
5 番	渡 邊 昌 昭 君	6 番	遠 藤 嘉 規 君
7 番	上 村 和 正 君	8 番	渡 邊 弘 君
9 番	稲 葉 静 君	10 番	宮 崎 啓 次 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	岸 重 宏 君	副 町 長	木 村 吉 弘 君
教 育 長	鈴 木 弘 光 君	総 務 課 長	川 尻 一 仁 君
企画調整課長	稲 葉 吉 一 君	町民生活課長	鈴 木 亜 弥 君
健康増進課長	土 屋 典 子 君	福祉介護課長	土 屋 勉 君
産業振興課長	中 村 邦 彦 君	建 設 課 長	臼 井 理 治 君
防 災 課 長	村 串 信 二 君	水道温泉課長	友 田 佳 伸 君
教育委員会 教 務 局 長	島 崎 和 広 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	渡 辺 音 哉 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 山 本 博 雄 書 記 山 田 祐 司

開会 午前 10 時 00 分

◎開会の宣告

○議長（遠藤嘉規君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立しました。

◎開議の宣告

○議長（遠藤嘉規君） これより令和6年河津町議会第1回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（遠藤嘉規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（遠藤嘉規君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長より指名します。

8番、渡邊弘議員、9番、稲葉静議員の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（遠藤嘉規君） 日程第2、会期の決定を行います。

今期定例会の会期につきましては、2月29日に議会運営委員会をお願いし、ご検討願った結果、本日から3月15日までの11日間としたいと思います。

なお、会期中の日程につきましては、本日は諸般の報告、町長の施政方針及び行政報告、一般質問4名をお願いしたいと思います。

6日は、一般質問3名、人事案件、専決案件、条例案件、指定管理者の指定、事務の委託の廃止、補正予算の議案審議をお願いしたいと思います。

7日は、令和6年度予算8議案の提案理由の説明とそれに対する総括質問並びに予算審査特別委員会への委員会付託をお願いしたいと思います。

7日午前11時から14日午後3時までは休会とし、その間に予算審査特別委員会による予算審査を願い、14日午後3時から本会議を再開し、予算審査特別委員会委員長の報告と議員発議の件などの審議をお願いしたいと思います。

なお、15日は念のため予備日とし、議事の進行を図りたいと思います。

お諮りします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から15日までの11日間と決定しました。

なお、説明のため、町長以下、関係職員が出席しておりますことを報告します。

◎諸般の報告

○議長（遠藤嘉規君） 日程第3、諸般の報告を行います。

河津町議会第1回定例会諸般の報告。

本定例会が開催されるに当たり、令和5年第4回定例会以降の諸般の報告をいたします。

1、議会議長会の事業について

1月26日、賀茂郡町議会議長会臨時総会が開催され、出席しました。

同日、賀茂郡町議会議長会議長会議が開催され、出席しました。

1月30日、静岡県町村議会議長会役員会議が開催され、出席しました。

2月14日、静岡県町村議会議長会総会が開催され、出席しました。

同日、静岡県町村議会議長会議長会議が開催され、出席しました。

2、町議会活動について

町議会議員活動。

1月31日、議員説明会が開催され、臨時会上程案件、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金、町政懇談会まちづくり説明会、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、河津町高齢者保健福祉計画及び河津町介護保険事業計画、河津町景観計画について説明を受けました。

同日、第1回臨時会が開催され、出席しました。

2月5日、姉妹都市交流事業「白馬村民号」交流会が開催され、出席しました。

2月6日、東伊豆町・河津町議会交流会が開催され、出席しました。

2月27日、議員説明会が開催され、長野地区防災拠点施設整備事業について町から説明を受けました。

同日、議会全員協議会を開催し、第1回定例会の議案について町から説明を受けました。

例月出納検査結果報告。

12月25日、令和5年11月分出納検査報告書を受領しました。

1月26日、令和5年12月分出納検査報告書を受領しました。

2月26日、令和6年1月分出納検査報告書を受領しました。

監査結果報告。

1月26日、公金の収納または支払事務に関する監査結果報告書を受領しました。

議会運営委員会。

2月29日、議会運営委員会を開催し、令和6年第1回定例会の日程等を協議しました。

河津町議会改革特別委員会。

1月19日、2月16日、河津町議会改革特別委員会を開催し、議会改革に関する事項について協議しました。

常任委員会関係議員活動。

12月12日、12月21日、1月9日、広報常任委員会を開催し、議会だより第100号の作成・発行を行いました。

同日、第3回河津町共同募金委員会運営委員会が開催され、第1常任委員長が出席しまし

た。

同日、第4回河津町社会福祉協議会理事会が開催され、第1常任委員長が出席しました。

12月15日、第1常任委員会を開催し、旧西小学校、旧東小学校の利活用に関する進捗状況について調査のため、企画調整課から説明を受けました。

12月25日、景観計画策定委員会が開催され、第2常任委員長が出席しました。

1月22日から23日、第2常任委員会視察研修を行い、静岡市ガイアフロー静岡蒸留所と函南町酪農王国オラッチェを視察しました。

1月23日から24日、第1常任委員会視察研修を行い、千葉県安房郡鋸南町道の駅保田小学校と千葉県南房総市シラハマ校舎を視察しました。

1月29日、第1常任委員会を開催し、視察報告書の作成について協議しました。

1月30日、第1回河津町社会教育委員会が開催され、第2常任委員長が出席しました。

2月8日、河津町国民健康保険運営協議会が開催され、国保運営協議会委員が出席しました。

2月14日、河津町都市計画審議会が開催され、第1・第2常任委員長が出席しました。

2月29日、広報常任委員会を開催し、議会だより第101号の作成について協議しました。

3月4日、第4回河津町共同募金委員会運営委員会が開催され、第1常任委員長が出席しました。

同日、第5回河津町社会福祉協議会理事会が開催され、第1常任委員長が出席しました。

3、一部事務組合について

2月15日、東河環境センター議会第1回定例会が開催され、組合議員が出席しました。

同日、伊豆斎場組合議会2月定例会が開催され、組合議員が出席しました。

2月19日、下田メディカルセンター議会全員協議会が開催され、組合議員が出席しました。

同日、下田メディカルセンター議会2月定例会が開催され、組合議員が出席しました。

同日、下田地区消防組合議会2月定例会が開催され、組合議員が出席しました。

4、議長に要請のあった諸会合等

12月15日、年末の交通安全県民運動街頭広報が行われ、議員とともに出席しました。

1月18日、新春経済懇話会「新年賀詞交歓会」が開催され、議員とともに出席しました。

1月30日、静岡県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会事前説明が行われ、出席しました。

2月1日、第34回河津桜まつりオープニングセレモニーが開催され、副議長が出席しました。

た。

同日、令和5年第2回政策研修会が開催され、副議長が出席しました。

2月7日、河津駅前広場運営委員会が開催され、第2常任委員長とともに出席しました。

2月14日、静岡県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会が開催され、出席しました。

5、町の行事について

1月5日、消防団出初式。

1月7日、二十歳の集い。

上記行事が開催され、議員とともに出席しました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長の施政方針及び行政報告

○議長（遠藤嘉規君） 日程第4、町長の施政方針及び行政報告をお願いします。

町長。

○町長（岸 重宏君） 初めに、去る1月1日に発生をしました令和6年能登半島地震では、石川県を中心に甚大な被害をもたらしました。犠牲になられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた方々に謹んでお見舞いを申し上げます。

被災地では、避難生活の長期化が懸念されており、今もなお不安な日々が続いているものと存じます。

本町においては、住家被害認定や避難所における健康管理業務に当たる職員を3人派遣するなど支援を行っているところでございます。今後も県等関係機関と連携をしながら引き続き支援活動を行ってまいります。

本日ここに、令和6年第1回河津町議会定例会を招集し、令和6年度当初予算をはじめ、関係諸議案のご審議をお願いするに当たり、私の所信の一端と令和6年度の主な施策の概要並びに昨年12月定例会以降の行政報告を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

日本経済は、コロナ禍から社会経済活動の正常化が進み、景気の回復が期待されるころではありますが、ウクライナや中東の情勢悪化に伴う原油価格や物価の高騰、統計上過去最少となった出生数、地球温暖化に起因する災害の頻発化、激甚化など様々な問題に直面をし

ております。

本町が抱えている課題の背景には、人口減少と少子高齢化による様々な問題があり、その解決策として、高齢者を支える働く世代や子育て世代を増やさなければなりません。これは、高齢者を経済的な面で支えるだけではなく、地域コミュニティなど多方面で効果を波及することになります。

これまでの数年間はコロナ禍によりあらゆる方面で大きな打撃を受け、暮らし方にも大きな変化をもたらしました。町内経済はいまだ回復途上にあり、さらなる対策を講じる必要があります。また、これまで町が建設してきた公共的な建物や道路、橋梁などインフラの老朽化が進み、その維持管理や延命化対策が必要となっています。

令和6年度当初予算編成に当たっては、これらの諸課題を再認識し、「住みたい・来たいまち 河津」の実現に向け、限られた財源を最大限に有効活用すべく、既存事業を全て検証し、廃止、縮小、再構築による歳出の徹底した見直しにより、健全な財政運営を堅持しつつ、町民とともにつくり上げていく「共創のまちづくり」を基本目標として、新しい時代のまちづくりを推進していくため、3つの重点テーマの下、各施策に取り組んでいくこととしました。

1つ目の重点テーマは、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」です。

保健福祉防災センター長寿寿命化事業、治山事業、橋梁寿命化事業、普通河川しゅんせつ事業、防災情報伝達システム整備事業などに取り組んでいきます。保健福祉防災センター長寿寿命化事業では、老朽化した外壁の落下防止工事を行い、有事の際の避難所、災害対策本部機能の維持を図るとともに、来庁者の安全を確保します。

2つ目の重点テーマは、「豊かさをみんなで創るまちづくり」です。

伊豆縦貫自動車道の早期完成、小学校統合後の跡地利用の検討、第1次産業と第3次産業との連携に取り組んでいきます。

3つ目の重点テーマは、「未来を創る人が育つまちづくり」です。

こども家庭センターの設置運営事業、小中学校情報通信ネットワーク環境整備事業、小学校グラウンド修繕事業、学校給食センター設備改修事業、高校生通学費補助事業、地域子育て支援センター運営事業に取り組んでいきます。学校給食センター設備改修事業では、学校給食を安全に提供できるよう、老朽化した炊飯器など設備の更新を行います。

以上が令和6年度の主要施策であります。

令和6年度予算の概要について申し上げます。

令和6年度河津町予算案は、一般会計、特別会計及び企業会計の歳出予算の総額は72億3,803万9,000円となりました。

そのうち、一般会計当初予算は48億5,300万円、前年度比8,100万円、1.7%の増となりました。

健全な財政運営を堅持しつつ、町民とともに作り上げていく「共創のまちづくり」として、民間の力も活用しながら、新しい時代のまちづくりに取り組むべく予算編成をしております。本町のさらなる発展と振興を図るべく本予算を提案いたします。

総務課関係事業について申し上げます。

職員研修関係につきましては、令和6年度も静岡県と職員人事交流事業を実施します。1年間、県へ1名派遣し、県から1名派遣を受け入れることにより幅広い知識と視野を養います。また、美しい伊豆創造センター、静岡地方税滞納整理機構への職員の派遣も実施をします。そのほか、各種研修や自己啓発研修費補助金により職員の資質の向上と研さんを図ってまいります。

企画調整課関係事業について申し上げます。

地域づくり推進事業につきましては、特別交付税を活用した事業として、農業振興や空き家対策、移住・定住促進業務を行う地域おこし協力隊を採用するとともに、今年度から活用している地域活性化起業人事業者と協力して、DXに特化したまちづくり・地域づくりに取り組んでまいります。また、移住希望者滞在費補助金を創設し、お試し移住を希望する方への宿泊費の助成を行い、移住促進に努めてまいります。

交流事業につきましては、町内事業所に学生のインターンシップを受けていただき、学生の旅費及び宿泊費を補助する制度を創設し、働き手不足対策と関係人口の増加に努めてまいります。

地域公共交通につきましては、新たなモビリティシステム実証実験の実施に向け、民間事業者との協議を進めてまいります。

ふるさと納税推進事業につきましては、民間事業者、地域おこし協力隊と連携をして、引き続き返礼品の開拓と寄附の増進による財源確保を目指していきたいと考えております。

町民生活課事業について申し上げます。

戸籍窓口業務につきましては、令和6年度の戸籍のデジタル化に向けて、戸籍の振り仮名記載や自治体DXの推進に伴う様式等の標準化、共通化に向けたシステム改修を段階的に進めてまいります。

令和6年度税制改正の一つとして、デフレ脱却を目的とした所得税、個人住民税からの定額減税が実施されます。個人住民税では、令和6年度分について納税者及び配偶者を含めた扶養親族お一人につき1万円を控除するもので、併せて、減税の恩恵を十分に受けられない方には給付も予定されています。給付を担当する課と連携を密にして事務の執行に当たってまいります。

特別徴収税額通知の電子化など納税事務のデジタル化も一層進みます。また、固定資産税においては、3年に一度の土地、家屋の評価替えの年となります。このようなことから、引き続き制度の周知及び情報提供に努め、適正な賦課徴収を行うことにより納税に対する信頼性の確保に努めてまいります。

健康増進課関係事業について申し上げます。

救急医療対策事業につきましては、町内の公的病院である伊豆今井浜病院の運営助成を引き続き実施してまいります。

特定健診・がん検診事業につきましては、受診率の向上を図り、重症化予防、がんの早期発見、早期治療につなげてまいります。

予防接種事業につきましては、各対象者の接種に尽力してまいります。

国民健康保険事業につきましては、令和6年度から11年度を対象期間とした第3期データヘルス計画に沿って被保険者の健康維持に取り組み、医療費の削減につなげてまいります。

福祉介護課関係事業について申し上げます。

子ども・子育て支援事業につきましては、令和7年度を始期とする第3期子ども・子育て支援事業計画の策定を行うとともに、令和6年度からこども家庭センターを設置し、妊産婦、子育て世帯、子供に対して母子保健、児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行ってまいります。

高齢者福祉事業につきましては、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、介護給付適正化計画に基づき、事業の着実な推進を図ってまいります。また、令和6年度から後期高齢者医療広域連合から委託を受け、後期高齢者の医療レセプトや健康診断のデータ等を分析し、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業を一体的に実施する新たな体制を整備してまいります。

産業振興課関係事業について申し上げます。

地籍調査事業につきましては、令和6年度も津波浸水想定区域である見高地区の一部を実施いたします。今年度に現地立会いを実施した谷津地区の栖足寺付近については測量成果の

閲覧を実施いたします。

有害鳥獣対策関係につきましては、有害鳥獣捕獲に対する助成（報奨金）、電気柵等の設置補助を継続し、有害鳥獣被害の軽減に努め、農業者の耕作の維持につなげてまいります。

治山事業につきましては、大鍋地区星原における土砂流出被害に対し、今年度も引き続き県の補助事業により計画的に整備をしてまいります。令和6年度は、今年度完成の谷止工から約73メートルを流路工として整備いたします。

農村整備事業につきましては、峰地区菩提寺頭首工の魚道改修工事を県事業として行います。また、見高地区においても、伊豆縦貫自動車道建設発生土を活用した優良農地の創出に向けた基盤整備事業を計画しており、国・県と連携、調整をし、令和6年度事業採択に向け事業を進めてまいります。

商工振興事業につきましては、引き続き商工会が行う受注機会拡大対策事業等に補助を行います。また、再生可能な資源である木材を使った住宅建設を促進し、木材住宅建築等助成制度補助金の継続交付を行います。

観光施設整備管理事業につきましては、老朽化した七滝駐車場公衆トイレを取り壊し、新しいトイレを建設いたします。

建設課関係事業について申し上げます。

道路維持事業につきましては、町道の修繕及び補修工事を計画的に実施をし、道路機能の維持に努めてまいります。

道路改良事業につきましては、継続的に実施をしている浜・笹原地区の側溝改修工事を実施してまいります。

橋梁事業につきましては、通行止めとなっていた天川橋の撤去を2か年で実施します。また、逆川地区の中田橋、中村橋の補修工事を実施します。工事に伴い、地域の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

河川事業につきましては、稲梓川のしゅんせつ工事を今年度に引き続き実施をし、河川の安全を図ってまいります。

伊豆縦貫自動車道関係につきましては、伊豆縦貫自動車道の早期開通に向け、引き続き構成団体と連携を図り、積極的な要望活動を行ってまいります。

防災課関係事業について申し上げます。

防災対策につきましては、近年頻発する台風、集中豪雨や1月に発生した能登半島地震の教訓を踏まえ、南海トラフ巨大地震等に対応するため防災・減災対策の強化・充実が喫緊の

課題であると考えております。

令和6年度におきましては、今年度に引き続き同報系防災行政無線のデジタル化整備を進め、難聴エリアの縮減及び情報伝達手段の強化を図るほか、継続して災害用備蓄品の整備、家具の固定の推進等、防災対策の強化・充実に努めてまいります。

また、消防団第1分団ポンプ自動車は、積載可搬ポンプと同時に更新をし、消防力の向上と消防団活動の充実を図ってまいります。

水道温泉課関係事業について申し上げます。

水道事業につきましては、今年度から実施をしている長野地区朝日台配水池更新事業の詳細設計に取り組むとともに、県事業に伴う水道管更新事業を順次実施してまいります。

温泉事業につきましては、安定した給湯を維持するため、計画的な温泉メーターの交換や峰2号源水周辺施設の設備更新に取り組んでまいります。

教育委員会関係事業について申し上げます。

今年度から検討を開始した河津中学校周辺における文教施設整備事業につきましては、小中一貫校の教育形態、施設形態の在り方等について、引き続き協議を進め、町の方針を決定してまいります。

また、中学校教職員の働き方改革による負担軽減を図るため、部活動地域移行推進協議会を新たに設置し、今後の部活動の在り方について協議をしてまいります。

学校施設の維持管理、安全対策につきましては、河津小学校では、流出した土を補充し、グラウンド改修を実施します。河津中学校では、老朽化が進んだグラウンドのバックネット、テニスコートフェンス、体育館への渡り廊下の修繕等を実施いたします。

建設から15年が経過し、設備の老朽化が進んでいる学校給食センターにつきましては、電気連続炊飯器、全自動食洗器等の入替え工事を実施いたします。

さくら幼稚園では、園を利用する保護者のニーズに応えるため、現在実施している18時までの預かり保育に加え、朝7時半からの早朝保育を実施いたします。

また、中学生を被爆地である広島へ派遣する平和学習事業、青山学院大学での体験学習事業、町内在住の高校生を対象に、伊豆急行線の通学定期代の2分の1相当額を補助する高校生通学費補助金事業についても、引き続き実施してまいります。

学校給食では、保護者の負担軽減のため、現在1人月額1,000円補助している給食費補助金を月額2,000円に増額いたします。

令和6年度の主な事業については以上でございます。

続いて、12月定例会以降の行政報告について申し上げます。

姉妹都市交流事業について申し上げます。

1月18日、19日に小学校統合後初めてとなる白馬村児童スキー交流を行い、河津小学校5年生46人が参加しました。白馬南小学校5年生による歓迎会やスキー教室での指導補助など、有意義な交流を行うことができました。

2月5日には、姉妹都市交流40周年を記念して、白馬村長はじめ59人の白馬村民が当町を訪れ、町関係者と交流会を行いました。あいにくの天候ではありましたが、ふるさと案内人による河津桜並木散策や夜桜見物を楽しんでいただきました。

両事業にご尽力いただいた関係各位に感謝を申し上げます。

企業交流・ワーケーション推進事業について申し上げます。

1月13日、14日に東京都で開催された移住・交流&地域おこしフェア2024に、賀茂地域1市5町が共同出展しました。当日は、旅行業者をはじめ一般客も多く来場し、各市町担当者がチラシやノベルティの配布を行い、賀茂地域全体でのワーケーション誘致をアピールしてきました。

また、地域課題の解決に向けた新たな取組として、自治体と企業のマッチングイベントに出展しました。リモートでの出展を12月6日に、対面での出展を2月16日に東京都で行いました。地方創生や地方進出に興味のある企業約130社が参加し、リモートで6社、対面で40社と面談をしました。移住促進やDXなど様々な提案があり、今後の活用に向けて協議を行っています。

まちづくり事業説明会について申し上げます。

1月30日、令和5年度町政懇談会・まちづくり事業説明会を開催し、来年度予定している主要事業の概要と、防災公園の一部変更内容等について説明しました。昼と夜の2回、延べ20人の町民の参加がありました。なお、当日出席できなかった方のために、町のホームページや広報かわづ、河津有線テレビで内容を公表しております。

ふるさと納税について申し上げます。

今年度のふるさと納税の状況は、1月末現在で1億2,700万円と対前年度同月比で、1.47%の増額となっています。さらなる増額を図るべく2月8日から10日、14日の4日間、河津桜まつり会場で移住促進事業と合同でキャンペーンを行いました。ふるさと納税の周知と町内の加盟店で1ポイント1円として利用可能な電子ポイント型の返礼品の促進、桜まつり地場産品セットがもらえる電子申請導入お試し会などを実施しました。

ふるさと納税は、特産品の情報発信など多面的な効果が期待できますので、返礼品にご協力いただいている関係者の皆様には、引き続きご支援をお願いいたします。

戸籍謄本等の広域交付について申し上げます。

令和6年3月1日から、戸籍法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、全国市区町村の戸籍情報システムを連携し、戸籍の副本情報の参照が可能となりました。これにより、これまで本籍地市区町村のみで取得可能だった戸籍証明書等が、全国の市区町村の窓口で取得可能となりました。また広域化に伴い、婚姻や離婚等届出時における戸籍証明書等の添付の義務づけが不要となるなど、利便性の向上が図られています。

高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画について申し上げます。

高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画は、一体的に作成することにより高齢者に関し取り組む課題を明らかにし、目標を定めていく計画です。今年度、高齢者保健福祉計画等策定委員会を3回開催し、委員の意見を伺うとともに、計画案に対するパブリックコメントを実施し作成しています。

介護保険料については、令和6年から8年までの3年間のサービス量を見込み、算定を行いました。第1号被保険者の介護保険料の標準額を、現行月額6,500円から6,300円とし、200円、3.1%の減となりました。また、所得による負担段階を9段階から13段階にし、低所得者の負担軽減を図り、高所得者の段階を細分化しております。

介護保険料の改定に係る介護保険条例の一部改正を本定例会に上程しましたので、ご審議をお願いいたします。

第34回河津桜まつりについて申し上げます。

第34回河津桜まつりの開催に当たり、1月19日に静岡市内の各テレビ局、1月25日に渋谷区のNHK放送センターや山梨県のテレビ局を訪問しトップセールスを行いました。祭り期間中には、河津七滝ループ橋下で、コスチューム・アーティストのひびのこずえによるダンスパフォーマンス、静岡県舞台芸術センターSPACによる伊豆の踊子パフォーマンス、伊豆急行線で、伊東駅から河津駅区間で河津夜桜とクラフトビールを楽しむ河津夜桜ビール列車など、様々な新規イベントが開催をされました。

実行委員会の集計では、祭り期間中の河津駅周辺の入込み客数は約62万2,000人で、うち河津駅降車人員は約8万9,000人と聞いております。

防災拠点施設整備事業について申し上げます。

防災拠点施設（長野地区）建設工事につきましては、令和6年度繰越事業として実施して

おり、進捗率は2月末現在28%となっています。

事業実施に当たり安全対策、排水工事におけるルート変更等に費用を要したため、本定例会に補正予算を計上しましたので、ご審議をお願いいたします。

学校教育事業について申し上げます。

町内学校施設を中学校周辺に整備することを検討するため、文教施設整備検討委員会を設置し、小中一貫校の教育形態、施設形態について同委員会に諮問しました。今後は令和6年度末を目標に、諮問内容について答申をいただく予定となっております。

高校生の保護者の経済的負担軽減と地域交通の利用促進のため、町内在住の高校生を対象に伊豆急行線の通学定期代の2分の1相当額を補助する高校生通学費補助金を、3月1日から3月末日まで申請を受け付けております。申請は、スマートフォン等によるオンラインでの申請のほか、教育委員会窓口でも受け付けております。

社会教育事業について申し上げます。

1月1日の元旦マラソン大会につきましては、好天に恵まれ、1.5キロメートル、3キロメートル、5キロメートルのコースに計223名と多くの方々にご参加いただきました。

1月7日に開催した二十歳の集いにつきましては、該当者70名のうち54名が出席をしました。式には恩師や来賓の方々にご列席をいただき、二十歳を祝うことができました。

1月21日に開催を予定していた第52回下田・河津間駅伝競走大会につきましては、天候不良により中止となりました。

主な入札結果について申し上げます。

12月25日に実施をした七滝駐車場公衆トイレ建築設計業務委託は、株式会社ユー設計集団いなば建築設計室が落札し、272万8,000円で契約しました。この事業は、既設のトイレを取り壊し、新たにトイレを建築するために設計業務を実施するものです。

1月17日に実施をした河津町指定ごみ袋製造業務委託は、サーモ包装株式会社が落札し、1枚当たりSサイズ5.94円、Mサイズ9.79円、Lサイズ15.18円でそれぞれ単価契約をしました。この事業は、令和6年度分の指定ごみ袋の製造を行い、指定する場所へ配送するものです。

2月15日に実施をした保健福祉防災センター改修工事設計業務委託は、一級建築士事務所野田建築設計事務所が落札し、129万8,000円で契約しました。この事業は、倉庫と図書室の壁を撤去し、新たな事務スペースを確保するために設計業務を行うものでございます。

以上、令和6年度の施政方針と12月以降の行政報告となります。

町内の経済状況は依然として厳しい情勢ではありますが、掲げた３つの重点テーマを軸に各施策に取り組んでいきますので、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

○議長（遠藤嘉規君） これで、町長の施政方針及び行政報告を終わります。

10時55分まで休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎一般質問

○議長（遠藤嘉規君） 日程第5、一般質問に入ります。

なお、質問は一問一答とするか、一括質疑とするかは、質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は1問につき3回、質問の時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力をお願いします。

一般質問は、次の順序によりこれを許します。

8番、渡邊弘議員、7番、上村和正議員、3番、大川良樹議員、2番、北島正男議員。

◇ 渡 邊 弘 君

○議長（遠藤嘉規君） それでは、8番、渡邊弘議員の一般質問を許します。

8番、渡邊弘議員。

〔8番 渡邊 弘君登壇〕

○8番（渡邊 弘君） おはようございます。8番、渡邊弘でございます。

令和6年第1回定例会開催に当たり、一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をさせていただきます。

質問は次のとおりでございます。1件目、地震災害の防災対策について。2件目、バガテル公園の状況について。町長及び担当課長の答弁を求めます。

早速、地震災害の防災対策について質問をいたします。

今年の1月1日に、能登半島で最大震度7の地震が発生をいたしました。家屋の倒壊、土砂崩れ、火災、津波が発生をいたしました。道路、電気、水道、そのようなインフラも壊滅いたしました。それによって孤立地域が多数発生して、通信においても寸断されるような災害となりました。死者、行方不明者も多数発生し、けが人も多数発生をいたしました。また、避難者も多数発生をいたしました。

伊豆半島においても、同じような状況が予想されと考えられます。町の危機管理として対策を伺います。

町は、地震の想定をしているのか。

マグニチュード、津波、土砂災害の防災計画はどのようなになっているのか伺います。

次に、災害対策本部の立ち上げはどのようなになっているのでしょうか。

場所と役割、人数、どのような形で防災本部が立ち上がるような形になっているのでしょうか、お伺いをいたします。

また、災害状況の把握と対応、道路、土砂災害、津波浸水状況、建物の被害状況、安否不明者、死者など情報の収集とその対応、地域との連絡網などはどのようなになっているのでしょうか、まずお伺いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊弘議員の大きい項目では地震災害の防災対策についてということで、小さい項目としては地震想定と防災計画についてお尋ねですので、お答えします。

まず、冒頭に先ほどの行政報告等でも言っておりますけれども、元旦の夕方に能登半島で大きな地震がありまして、議員おっしゃるようにマグニチュード7.6、最大震度7という規模で、特に家屋の倒壊ですとか津波、また輪島市では火災など多くの方が被災されました。本当に被災された皆様にはお見舞い申し上げるとともに、亡くなられた皆様にはご冥福をお祈り申し上げます。

私たちも、議員おっしゃるように同じ半島でありまして、今回のような被災状況は他人事

ではなく、まさしく私たちも起きる可能性もありまして、新たな気持ちで対策の必要性ですとか、災害時の対応の準備など引き締めていかなければならないと、そう感じた次第でありまして、私も消防の出初め式でもそのようなことを申したことがございます。

議員から幾つかの質問がございしますが、私から、まず基本的な点についてお答えをし、後ほど、詳細については担当課長より答弁をさせます。

まず、地震の想定についてでございますが、既に町民の皆さんには配布をしております町の防災ガイドブック、これはピンクのものですけれども、記載しておりますが、県では2つの地震、具体的には南海トラフ地震と相模トラフ地震で、2つのレベルを想定して公表しております。詳細は、後ほど担当課長より答弁させますが、最悪のケースでは、想定震度6弱、津波高が最大13メートル、最短の到達時間が3分、死者が約900人などの想定がされております。

まず、発生時には、災害対策本部の立ち上げを行います。災害対策本部の立ち上げは、国の災害対策基本法で規定をされておまして、町の災害対策本部に関しては、河津町災害対策本部条例によりまして必要な事項を定めております。

また、運営要領では、運営に関する必要な事項を定めておまして、本部長には町長、副本部長には副町長、防災監を充てることとなっております。そのほか具体的内容については、職員の初動対応マニュアルや町の地域防災計画の中で示されております。対策本部の立ち上げですとか対応の訓練等については、これまでも自衛隊や県などの協力を得て、近々また実施いたしますが、実際の状況を想定して対応訓練を行っております。

その他、議員お尋ねの件につきましては、先ほど私が答弁申したように、担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） それでは、私のほうから防災計画のまず、地震想定についてお答えします。

町の防災計画「地震・津波災害対策編」では、県の第4次被害想定 of 駿河トラフ、南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生する2つの地震のレベル1、レベル2の地震・津波の被害想定が推計されております。また、第4次地震被害想定では、町内でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを試算した結果が示されております。

地震の規模を示すマグニチュードは、いずれもマグニチュード8以上の巨大地震が想定さ

れています。それに伴う想定震度は6弱から5弱とされております。

津波は、南海トラフ地震のケースでは、レベル1で4メートル、レベル2で13メートル、到達時間は17分。相模トラフ地震のケースでは、レベル1で6メートル、レベル2で10メートル、到達時間は3分の想定となっております。

また、土砂災害については、災害が想定されるエリアを防災ガイドブックの土砂災害特別警戒区域マップの中で、土石流・急傾斜地の崩壊・地滑りについて、特別警戒区域、警戒区域として示されております。

これらの被害想定を基に、防災計画は、平常時に実施する地震防災対策、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に実施する防災対応及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより町道並びに住民の生命、身体及び財産を地震による被害から保護することを目的として策定されております。

次に、災害対策本部の立ち上げについてお答えします。

地域防災計画では、職員の配備基準として、事前配備体制、災害対策本部設置体制を定めており、震度5強以上の地震が発生した場合は直ちに災害対策本部を設置し、警戒活動または災害対策が遅滞なく遂行でき、事態の推移に伴い、速やかに救援活動等災害対策が円滑に行える体制を取るとしております。

設置場所は役場災害対策本部室になり、役割は、町長を本部長として、副本部長に副町長、防災監を配置し、総務班、渉外班、衛生偵察班、健康福祉班、産業班、建設班、水道班、教育班、会計班で組織され、消防団、消防署、警察、災害派遣の自衛隊など関係機関及び国・県がリエゾン、これは現地情報連絡員と言いますが、として加わる体制となります。動員する役場職員は、災害対策本部長以下全職員となります。

次に、被害状況の把握と対応になります。

災害の状況把握と対応については、災害対策本部での情報の流れとして説明しますが、住民、自主防、消防団、国・県などの関係機関から入ってくる各種情報を情報班でまず受け、状況確認、本部員による検討を各班へ対応を指示することとなっております。各班は、指示により対応した結果を本部へ報告する流れとなります。特に発災直後の人命に関する情報は、重要案件として対応に当たることになります。

地区との連絡手段については、電話が使用できないことも想定して、移動系デジタル無線を23地区に配備しており、役場では衛星携帯電話を2台所有しております。

なお、本年度は、災害対策本部運営能力の向上を目的に、情報の伝達、処理、共有、対策等の指示、報告や適切な広報手段の確認といった内容で、3月10日に、大規模地震を想定した本部運営訓練を実施する予定となっております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 対策本部については、やはり今の対策本部を使うということでございますけれども、職員の人数だとか機材の導入だとか、そのもろもろのものを考えたときに、今の対策本部の中で大規模災害のときにそれで十分、場所的に狭くないのか、大丈夫なのか、そのような検証も実際問題としてはしていく必要があるんじゃないかな。やはり今はICTの部分だとかそういうもので機材も相当入ってくるようになってきていると思いますので、そこら辺も踏まえて検討をしておく必要があるんじゃないかな。

やはり情報が一番、本部としては大事なのかなということを感じますので、ぜひ、その情報収集の部分として各地域の、要は区だとかそういう組長さんだとか、あとは消防の分団だとか、そういうところとの連絡が密になっている必要があるんじゃないかなというふうに思いますので、再度、実施訓練のときには、そこら辺も含めた対応が必要になるんじゃないかなというふうに思います。

また、次の質問に入りますけれども、すぐに必要となる状況というのは、例えば電気であったり、水道であったり、確認の避難者の対応がやはり大切ではないかなというふうに思います。

そこで、質問をさせていただきますが、避難所の開設指示はどこが出していくのか。

1次避難所、2次避難所の指示と案内、内容はどのような形になるのでしょうか。

また、避難所における備品の確保についての状況は、町のほうとしては把握しているのでしょうか。

また、現状での避難想定の人数、例えばここの避難所にはどれぐらいの人数が避難してくるんじゃないか、そのような想定の人数の把握もされているのか、重ねてお伺いをいたします。

それにつきまして、避難所のプライベートの確保ですね、例えば仕切りの問題だとかそういう問題、そこら辺は町としてはどのように考えているのか。

またベッド、毛布の準備・数量、また食料の数量、そのようなものは各地域でどの程度の資材が必要なのか把握をし、また配置をしているのか伺います。

それと、災害が発生した時点でいろいろ細かい問題が出てくると思いますけれども、感染症対策ですね、例えば今回も大きな感染症として、この前はコロナがあったんですけども、そういうような感染症対策の対応はどのように考えているのか。

また、福祉避難所ですね、身体障害者であるとか、要は障害者の福祉関係の避難所、そのような部分は町としてはどのように考えているのか。また、どこの場所を想定しているのか。

また、これは本当に申し訳ないんですけども、例えば遺体ですね、死者が出た場合の遺体の安置所、これは避けては通れないという、大災害の場合はそのような考え方が発生すると思いますので、そこら辺は町としてはどこをどういうふうな形で考えていらっしゃるのか。

また、細かいですけども、大災害が発生した場合、災害ごみですね、家が壊れたとか、要は流されたとか、そういうものの災害ごみの捨て場所、その対応ですね、それはどのようなことを考えていらっしゃるのか。

それで、防災士というのが町では今、認定をして持っているわけですが、防災士の活動が全然取り組まれていないように感ずるわけですが、この防災士は、災害に向けて防災訓練、こういうものを非常に大切に考えて取り組んでいただく必要があるのではないかなと。防災士の皆様には、地区の災害訓練に参加をしていただいて指導をしていただく、そのようなことができないのでしょうか、質問をさせていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、私のほうから全部にちょっと関わるご質問があったもので、それをお答えしたいと思っております。

先ほど担当課長が申した、この3月10日に本部運営訓練を行います。これは、過去にも行っておりますけれども、実際のことを想定して防災訓練、本部運営訓練を行うわけですが、そういう中で、いろいろな反省を踏まえて町としても本部の対応を考えているところでございます。

特に、前回から問題になっておる点については、先ほど議員がおっしゃったように、ちょっと狭いかなと私も思いがあります。そういう中で、やはり流れというのがあるものですから、その中でも配置を変えたりして工夫をしながらやっているのが現状だと思います。

それと、もう一つは、今後、来年度、保健福祉防災センターの改修工事なんかもやるものですから、その中で少し会議室等の部分が確保できる部分もありますので、その辺も含めて今後どういう対応を取ったらいいか、そういう検討をしてみたいなと思っております。

そういう中で、特に地域との情報ということを議員おっしゃっておりますけれども、今、町では、情報機器を使って地区からの情報も職員から直接画像で送ってくるような訓練もやっております、場所等もその中でこっちへ入れ込んでいくような、みんなで情報共有ができるような仕組みもつくっておりますので、それも含めて10日にはそういう訓練もやりたいなと思っております。

ただ、やはり今後、大きな問題としては、やはり電源の問題なんかが私はあるのかなと。やはり特に情報機器を使うことになると、どうしてもこれは電源の問題が今後大きな問題としてあるのかなと、そんなふうなことを考えながら今後も対応していきたいと思っております。

議員がお尋ねの点については、担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） それでは、私のほうから避難所のまず開設指示という部分でお答えさせていただきます。

避難所の開設指示は本部長、町長になりますが、指示により開設することになります。

能登半島地震では、1次避難所、2次避難所、1.5次避難所などと報道されておりますが、防災計画では、1次避難所、2次避難所といった定義は今のところありません。町内には、指定緊急避難場所として学校や各地区の公民館を指定しており、災害発生後に一定期間、避難生活をする指定避難所も同じ場所となっております。これら施設がいわゆる1次避難所になります。

防災計画では、2次的避難所として、大規模な災害により多数の住民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合は、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を確保するよう努めるとなっております。町外への避難が必要となった場合は、県東部地域18市町と締結している災害時等の相互応援に関する協定に基づき、被災者の一時収容施設の要請や県の協力支援を得ながら、避難施設の確保を進めていくことになります。

次に、避難所における備品の確保状況等ですが、避難所における備品については、役場防災倉庫、広域避難所となる小・中学校及びバガテル公園駐車場の防災倉庫などに保管しております。

避難想定人員については、町内の指定避難所29か所の延べ床面積を1人当たり3.3平米として単純に計算すると、合計で7,000人となります。

感染症対策及びプライベートの確保としては、パーティション129張、段ボールベッド20個、避難所用床材100個、寝袋100枚、毛布約1,300枚、非常食約5万食を現時点で備蓄しております。各地区の避難所には、公民館になりますが、令和4年度から非常食を配布しており、約60から150食程度が現在備蓄されております。本年度も同様に配布をしております。

次に、感染症対策ですが、各種消毒液、手袋、非接触体温計、使い捨て布巾、使い捨てマスク、フェイスシールド、防護服、パーティション、サーキュレーター、簡易トイレなど、感染症対策用品として備蓄しております。また、広域避難所となる小・中学校の体育館には、感染症対策と暑さ対策のため換気扇が設置されております。

次に、私のほうから防災士の活動ということでお答えさせていただきます。

防災士の各種訓練への参加については、各地区で計画する防災訓練の中で、防災士と連携した訓練の実施を毎年お願いしております。引き続き、防災訓練などでの活動をお願いしていきたいと考えています。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（土屋 勉君） それでは、私からは、福祉避難所の開設準備についてご説明をさせていただきたいと思います。

福祉避難所については、現在、町は町内1か所の社会福祉施設と協定を結んでおります。現状では、発災直後の直接施設への避難受入れは対応が難しいと考えております。施設の被害状況や入所者の状況、職員の状況等を勘案しながら開設することになろうかと思っております。受入れ体制が整い次第、要配慮者を指定避難所等から輸送することになります。

また、地域子育て支援センターについても、状況により福祉避難所として開設することを考えております。

災害の規模ですとか被害状況、特に今回のような発災直後においては、福祉避難所が十分確保できない場合や開設までに時間が要する場合もあろうかと考えております。その際には、指定避難所の一角に要配慮者のスペース、部屋を設けて、一時的に対応することになろうかと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木亜弥君） 町民生活課からは、遺体安置所及び災害ごみについてご説明いたします。

現在、町の遺体取扱マニュアルに記載されている遺体収容施設は、高齢者いきいきセンターですが、さきに行われた遺体収容所運営訓練では、スペースの確保が課題となっていたことから、B & G 体育館で行われました。実際に訓練を行ってみますと、体育館ほどの広さが必要ではないかと実感いたしました。現在の地域防災計画では、B & G 体育館は自衛隊受入れ宿舎を想定しております。

次に、災害ごみについてですが、河津町の災害廃棄物に関しましては、平成29年3月に策定した河津町災害廃棄物処理計画の中で、静岡県災害廃棄物処理計画マニュアルを参考にすればと仮定して、災害廃棄物を分別・保管・処理するために一時的に集積する場所、仮置場候補地を選定しておりますが、確定までには至っておりません。

その後、当時参考としていた県の計画が令和2年7月に改正され、近年の大規模災害の教訓を生かした仮置場についての詳細が改めて示されたため、状況の変化に合わせた候補地の再選定が改めて必要となっている状況です。

計画中の防災公園では、仮置場となる一時集積スペースが防災機能の一つとして想定されております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 今の町当局の説明からしますと、避難所の問題については、2次避難所は、宿泊だとかそういうものに対する対応を考えているよと。ですもので、1次避難所としては、今までずっと体育館だとかもろもろの公民館だとか、そういうところが1次避難所ということで、そういう解釈をしていると。

宿泊施設についてはという部分で、ここをしっかりとつuckingいかないと、今回の能登の災害の状況を見ると、実際問題、その発生した後でどこにしようか、ここにしようかという、そういうような本当に時間もほとんどないような状況が考えられますので、事前にそういう施設なり何なりを確保して協定を結んでおくとか、そのようなことが必要になるんじゃないかなというふうに思います。

また、避難所における備品の部分については、これで足りるかどうかというと、相当不備があるのかなという部分も考えられます。例えば、これが今、河津町の人口が約6,500人ぐらいになっているんですけれども、例えば食料についても、何日分で何食ぐらいを確保していくとか、そういうような事業計画があって進めていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

あと、ベッドの数にしても、毛布の準備にしても、実際問題としては、たくさんあればあったほうがいいんだけど、やはり最低限度、計画の中でこういう災害なのでこれだけの量が必要だよと、そういう準備をしていく必要があるんじゃないのかなというふうに思いました。

あと、感染症対策については、基本的には、施設とかそういうのがもしあったとしても、どなたが担当して感染症対策に向かっていくのか、これを計画の中で、そういう人材の、お医者さんとかそういう方たちとのもっと細かいコミュニケーションがないと、実際問題、場所だけ用意したからいいよという話でもないかなというふうに思います。これは、防災計画の中で、町民を守る町としての防災計画が必要になってくるんじゃないかなというふうに思いました。

また、福祉避難所の部分については、今1か所、福祉のそういう施設と契約をしているということでございました。やはり、そこもちゃんとした形で業務の予約をして、そういうときにやはり対応が取れるような部分を考えておいていただきたい。

また、町民生活課のほうの遺体安置所の件ですけれども、今実際、いきいきセンターがそういう場所として考えているよということで、この前、訓練をしたときに、体育館ぐらいの大きさがなくなかなか難しいんじゃないかという、今、災害のときは自衛隊の施設になるので、そっちのほうは使えないよと。だから、今後、本当に遺体の安置所は、どこに、どういうふうな形で求めていくのか、これは防災計画の中で、町の防災公園の話もありますので、そこら辺も含めて町の中で決めて、つくり上げていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

あと、災害ごみについても、必ず出るという認知をしておいたほうがいいのかなというふうに思いますので、場所の選定ですね、そのときになって、いろいろ話をすると、やはりまとまらないことも考えられますので、いざといったときにどのような準備をしていくのか、これが必要になってくるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひそこら辺も含めて、場所の選定も含めて取り組まれていっていただきたいというふうに思います。

あと、一番、町民の命を守る大きな問題だと思うんですが、いかに訓練をしていくのか。訓練なくして、やはり命を守ることはなかなか難しいんじゃないかな。やはり訓練の中には、津波の訓練の必要なところ、また、土砂災害の訓練の必要なところ、場所によって訓練の仕方が違ってくると思います。そのような地域によっての訓練の違いをどのように防災士の方と協力し合いながら、やはり、津波の訓練の必要なところには津波の訓練の仕方、また、高

高齢者だとかそういう方がいらっしゃいますので、AEDの使い方だとか、そういうこともやはり地域の人たちが認知した中で取り組んでいく、そういうような防災計画になっていかないと、計画書を作っているからいいんだよではなくて、それをどうやって生かして町民を守るかということを考えていく必要があるんじゃないかな。今のお話の中では、そういう感じをしましたので、ぜひお考えいただければなというふうに思います。

次の質問ですけれども、こういう限らない防災対策が必要に考えられるわけですが、このような災害については、やはり起こったときに地元業者との協力が本当に不可欠ではないかなと。平常時において、事業者の確保のためにも、建設・土木・水道・ガス・燃料、そのような地元業者とのコミュニケーションを取りながら、行政のほうでもお仕事を願うような、その人たちの仕事を守る、そういうことをして、町のいざといったときに協力をしてもらおう。だから、幾ら大きな建設会社があっても、よその建設会社の方って、やはり町に協力してくれるといっても、すぐに協力は難しいと思うんです。だから、地元の業者が一番やはり大事だと。こういうことを踏まえた中で、町の行政の中でもそういう公平な仕事をさせていただいて、その人たちに協力してもらおうようなシステムをつくっていく、そのようなことも考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。そこら辺はどのようなことで、対応が町としてできるのかできないのか、お話を伺いたいなというふうに思います。

防災公園が実際問題、今、規模を縮小して造るということで進んでいるわけですが、けれども、防災公園における今の、小さくしたときの機能はどこに、どのようなものが設置されて、例えば備蓄倉庫にどのようなものがどれぐらい入るのか、また、災害ごみの場所だとか、そういうことも考えられるのか、そこら辺の防災公園の内容もちょっとお話しいただければありがたいなというふうに思います。

また、災害時における、今回、本当に能登の災害で感じたことは、やはり伊豆地区においては、道路の崩壊だとかそういう部分が大きくあって、寸断するよということをまずは前提に置いて考えていかないといけないんじゃないかな。そのようなことを考えたときに、災害時における物資の補給だとかそういうものは、陸路が駄目なら空路でどれだけできるんだと。だから、陸路が駄目なので、海からの補給が大きく取り上げられました。また、能登の方でも取り上げられました。当伊豆東地区におきましては、必要な防災事業ではないかなというふうに感ずることでございます。海からの、伊豆縦貫自動車の発生土を活用して国へ防災港も含めた河津港の提案を再度できないのか、お伺いをしていきたいとしたいと思います。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、今の質問にお答えしたいと思います。

まず、今回の能登半島地震を受けまして、やはり先ほど言いましたけれども、伊豆半島は同じような状況の地域だというふうに考えております。それで、これからいろいろな検証がされるでしょうけれども、その中で、やはり教訓を無駄にしないということが大事じゃないのかなと思っております。それは、よく防災対策で自助・共助・公助と言われてはいますが、そういう中で自助・共助の部分では、住民の皆さんもぜひこの機会にいろいろなことを考えていただいて、自らも関心を持ってもらっていくことも大事だと思いますし、私ども公助の部分では、昨日、ウェブ会議でしたけれども、伊豆半島の7市6町がウェブの中で防災対策について協議をしました。やはり能登半島地震を受けまして、これからやはり広域連携というのがいかに大事かということも昨日確認をして、今後そういう話し合う機会を持っていこうということも公助の部分では、県も含めてやっていこうということも確認をされましたので、ぜひ町民の皆さんには、この機会にもう一度、東日本大震災のときもあったんですけども、さらに能登半島地震は特に伊豆半島と似ているということもありますので、そういう中で先ほど議員がおっしゃったように、道路の問題とかいろいろな問題が似ているところがあると思いますので、そんなことで住民の皆さんにも多くの関心を持っていただいて、これからの対策に生かしてほしいというふうに思っております。

それでは、議員のご質問に少し答えたいと思います。

まず、地元事業者の協力については、災害時における各種の応援協定など防災協定を結んでございます。今後でもできるだけ行政間はもちろんなんですけれども、先ほど議員がおっしゃった、民間事業者の協力を得ながら対応を考えていきたいと、そういうふうに思っております。

また、議員の質問でもございました峰地区で今、計画中の防災公園については、変更になっておりますけれども、防災機能はこれまでとほとんど変わっておりませんので、予定では、救援物資の集積ですとか仕分場所、あるいは先ほどB & Gを想定しております、自衛隊の災害派遣の部隊のベースキャンプという計画もございます。そうしますと、B & Gが逆に自衛隊のキャンプ地でなくなれば、先ほど言ったような遺体の収容部分でも使えるかもしれませんし、そういうことで、この防災公園を造ることによって、少しその辺も変わってくるのかなと思っております。

それから、応急の仮設住宅の建設スペースとしても、防災公園を計画しております。これ

は、今、旧南中跡地なんかが応急の仮設住宅の用地の計画になっておりますので、その辺も今後、計画が変わってきますので、その辺も含めて防災公園の活用ができるのかなと思っております。

それから、議員もご心配されております災害廃棄物の一時集積スペースについても、防災公園で予定をしておりますので、特に防災公園の周辺の入り組んだところをうまく使うことによって、災害ごみの一時集積場所として使えるのかなと。特に、集積場所としていいのは、入り口が1か所だと管理がしやすいということもあるものですから、そういう面でも適地かなというふうに思っておりますので、そんなことも計画をしていきたいなと思っております。

また、物資の補給経路につきましては、議員のお尋ねのように、能登半島地震でも陸・海・空によって補給が行われております。同じ半島として道路網が寸断された場合には、迂回の陸路や海上や空からも確保が考えられますし、昨日の7市6町の中でも、この辺についてもいろいろな協議をされまして、広域的な連携も大事だろうということ等ありますし、やはり中央との連携もあるかと思えます。その中で、いろいろな対応等が今後検証されますので、その辺を参考にしながら考えていきたいなと思っております。

それから、お尋ねの防災港の新設につきましては、これまでもお答えをしておりますが、現状では検討は考えておりません。

なお、お尋ねのその他につきましては、担当課長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） それでは、まず、私のほうから地元事業者の協力という部分でお答えします。

これは、平時、平日の協定ではありませんが、災害時の各種応援協定をそろそろ結んでおりますが、その中で2点ほどちょっと紹介させていただきたいんですが、災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定、これを町内土木業者10社と現在締結しております。内容については、被害状況の情報収集、応急復旧作業、応急対策業務、これは災害時になりますが、そういった協定。もう一つが、災害時における石油類燃料の供給等に関する協定ということで、これは町内5社と締結しております。内容的には、緊急車両、拠点施設等への燃料優先提供というような内容で協定のほうを結んでおります。

あと、次に、町長の答弁とちょっと重複しますが、防災公園の機能縮小という部分で、規模縮小についてお答えしますが、変更の概要としましては、面積が当初、約1万4,000平米だったものが約1万平米に縮小しております。防災公園機能の変更点ですが、当初予定して

いたヘリポートは外すことにしましたが、その他の施設については、先ほど町長も答弁しておりますが、当初計画とは大きな変更はございません。災害用備蓄倉庫、多目的広場などの重要な施設は確保されます。また、平常時にはスポーツ、イベントとして利用できるグラウンドを整備することにより、災害時には多目的広場と併せて自衛隊災害派遣部隊のベースキャンプ、応急仮設住宅建設など、災害時の多目的な活用を考えております。町内には、このような広い場所がないため、防災公園整備を進めることが重要だと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 防災の地元事業者の協定があるから安心だよということは、これはないというふうに考えたほうがいいのかな。地元事業者は、ここで仕事があれば潰れてなくなっちゃうので、そこら辺も含めて、必要な地元事業者との仕事の運び方というのは、今後必要になってくるのではないかな。

また、防災公園につきましては、機能的には落ちないということでございますので、少しは安心するんですけれども、ただ、備蓄倉庫だとかそういうものについて、何がどれくらい備蓄されていくのかというのが我々にはちょっとまだ分からない部分がございますので、備蓄倉庫の大きさだとか、中に備蓄するものがどれがどれくらいというような計画があれば、教えていただきたいなということでございます。

それと、あと、これは質問じゃないので大丈夫ですから。町長のほうで防災港については、今までもお答えしているように考えはないと。ただ、広域のこの地区の発生土の受入れについて、各広域の中でやっているから、河津町独断でそういうことをしないよという、そういう解釈なのか。例えば、そこにやはり防災港も含めて河津町の、要は海の活性化のために、そういう事業計画だとかそういうものが、このところ一度でも実際問題なされていないような感じだと思うんですよ。ぜひ、予算をつけて、このようなことであれば、海も含めて河津町の活性化につながるんじゃないか、そのような調査ぐらいは僕はしても損はないんじゃないかなというふうに思っていますので、ぜひそこら辺、今後も含めてお考えいただければありがたいなということで、次の質問に入らせていただきます。

次に、バガテル公園の状況についてお伺いをいたします。

令和5年4月1日より指定管理がスタートし、間もなく1年を迎えます。指定管理料については、収入・費用に増減があっても、変更はしないと基本協定を結んでおります。金額は、年間指定管理料が3,000万、あと、ここを指定管理に出すのに当たり、町の経費負担が約

1,500万、これがバガテル公園の指定管理料も含む費用でございます。3年間で約1億3,500万、そういうような費用契約となっているんでないかなというふうに思います。

そこで、質問をいたします。

今年度の集客人員は何人だったでしょうか。前年と比べてどのような比較があるのでしょうか。

また、次に、町民の優待人数、優待券で入る町民の人数は、今年度と前年度の人数と比較はどのようになっているのでしょうか。

また、指定管理する際の提案書、共立からの提案書は、初年度の予算は、事業収入として約9,366万9,000円と、経費が3,146万1,000円ということでございました。ただ、これに人件費が令和4年度の実績でございますけれども、5,738万3,000円、これが提案書の初年度予算でございました。利益482万5,000円、これは今年度はクリアされるような感じでございましょうか、いかがでございましょう。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、2問目の質問のバガテル公園の状況についてご質問ですが、お答えします。

集客状況でございますが、お尋ねのように、令和5年の4月より河津バガテル公園は、指定管理制度によりまして民間事業者により3年間の契約で運営をされております。それは、議員がお尋ねのとおりでございます。運営状況についてでございますが、初年度は、新規に民間運営が決まったこともありまして、これは私の感覚なんですけれども、公園の最大集客の時期である春バラシーズンに対する対応が遅れた感じがしておりました。町としても、秋バラシーズンには県の東アジア文化都市事業なども積極的にバガテル公園で行い、集客に協力して努めてまいりました。集客状況は、まだ3月期の状況が決まっておりませんが、私の持っている資料の中では、収益面では、昨年度を少し上回るものと考えております。今後は、新年度の春バラシーズンに向けて誘客等に努めていただけるものと、そのように考えております。

お尋ねのその他につきましては、担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） 私からは集客人員、町民利用人数、あと指定管理者の事業収入の見込みについて説明をさせていただきます。

まず、集客人員でございますが、令和6年1月31日現在でございます、2万4,230人でございます。昨年度対比で78.6%でございます。

次に、町民の利用人数でございますが、2,825人で、昨年度対比105.1%ということで増加をしている状況でございます。

あと、次に指定管理者の事業収入見込みでございますが、報告いただいているデータによりますと、入場者収入は1,979万4,000円、店舗収入は1,472万2,000円でございます。昨年度の収入より増額になっております。

ただ、提案書の収入額には届かない見込みでございます、指定管理者の引継ぎ等により、春バラシーズンへの対応が遅れたのが原因と見込んでございます。支出額等については、確認をしておりますが、経費節減に努めていると聞いてございます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） そのような部分を含めまして、町としてはお金を出してお願いするわけなので、やはり町として、どれくらいの集客がないとなかなか難しいなというようなこともあるのかなというふうに思います。そういうことも含めて、今の数字だと相当、事業がなされなかった、遅れているという、そういう感じがするんですけども、4月1日から用意ドンで指定管理をお願いしましたので、その分の春バラシーズン、秋バラシーズンも含めて事業計画がスムーズにいったのか、いっていないのか、こちら辺ちょっと不安だなというふうに思います。

あと、運営につきましては、基本協定書によって運営されると。これは、最初に出していただいていますので、それに伴って運営されるというふうに考えております。協定書によりますと、まず、事業計画書を作成して、指定する期日までに提出をしますということで協定書に出されております。この来年度の事業計画書は提出されたのか、その部分が承認されたのか伺います。

また、本年度は、どのような事業を取り組まれるのか伺います。

また、提案書によりますと、人員体制は継続雇用を原則として、役割と責任を明確にし取り組むとありました。これは、人員の削減だとかそういうことはなされていないと思いますけれども、人権費の部分も町としては把握をしているのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 来年度の、要するに令和6年度の事業計画につきましては既に提出をされておりまして、バガテル公園事業再生検討委員会でも協議をされておりますので、担当課長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） それでは、まず事業計画書の提出時期ということでお伺いしますので、お答えしたいと思います。

来年度の事業計画書の提出は、令和5年10月末に提出をいただいております。11月下旬に、河津バガテル公園事業再生検討委員会を開催いたしまして、委員の方の意見を聴取し、指定管理者へ町からの意見として提示をさせていただいているところでございます。

次に、来年度の事業の取組内容でございますが、主な項目について説明をさせていただきます。

運営テーマとしまして3点ございます。令和5年度に引き続き、主役であるバラを大切に育てること、あと水耕栽培の充実化を目指すこと、来場者のアップのこの3点を年間テーマとして事業を行ってまいります。

具体的には、年間通して春バラ、秋バラシーズンの告知、誘客に加え、サマー・ウィンターシーズンにはオレンジリーでの講習会・講演会、教育施設や各種団体の園内散策、遠足などの誘致を実施、園内ではコスプレ撮影、ウェディング撮影、ミュージックビデオ撮影などSNSでアップし、園内撮影ができることを情報拡散に努めていく、春・秋バラシーズンですが、年間を通してメインシーズンとしてガーデナーによる園内ガイドやバラスクールの開催、新苗の販売、フォトスポット設置、シャボン玉とバラの競演、キャラクターとの撮影会等々、変化に富んだイベントを充実化していくとなっております。

ショップ運営につきましては、バラデザインの女性向けのラインナップを中心に販売を強化し、バラ苗については、販売だけでなく育成方法の相談事業も行うなど、リピーターの増加に努めてまいります。

カフェ運営につきましては、バラメニューのほか、現在提供しているパスタ、ピザなどの季節に合わせたメニューの提供を計画し、水耕栽培によるイチゴを使ったスイーツを考案、販売する予定でございます。

その他、レストラン棟の運営等も計画をされております。そういったところで事業計画がされております。

そのほか項目としまして、施設の適切な管理計画、人員配置計画、収支計画、自主事業実

施計画が記載をされております。

次に、次年度以降の人員体制でございますが、事業計画によりますと、施設管理者1名、管理者及び広報担当が1名、総務責任者が1名プラス担当が1名、園芸責任者1名プラス担当が8名、飲食・物販責任者1名プラス担当が9名ということで、計22名の運営で予定をされております。現行職員の継続雇用の遵守、新規採用は地元住民優先と職員の資質向上研修の実施等、計画をされております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 時間がないので、イベントの充実等につきましては、いろいろなことをやっていただくんですけれども、どこでどのようなイベントを宣伝していくのか。要は共立さんとして、ここに、バガテル公園に来ていただく事業計画というのがないと、ただイベントをこれやりますよ、これやりますではお客さんは来ないので。

そこら辺も含めて、ちょっと急いで次の部分に入りますけれども、提案では、みどりの食料システム戦略として、東京大学とパートナーとなって有機水耕栽培を取り組むとして、河津バガテル公園の新名物の開発に取り組み、河津夏イチゴの計画がどこまで進んでいるのか、それを教えていただきたいと思います。

また、町として、集客の想定人員は何人ぐらいを見込んでいるのか伺いたいと思います。

次の質問です。町として、バガテル公園として共立メンテナンスより提案書が提出されております。提案が履行されない場合は、町はどのようなことを考えているのでしょうか。よろしく願いいたします。急ぎ話しですみません。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、提案事業の実施状況についてお尋ねですので、お答えします。

町としても、やはり今後、連携を取りながら、計画についても絶対的な履行でないにしても、状況を確認しながら対応していきたいと思っております。

お尋ねの点については、担当課長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） それでは、まず初めに、提案事業でありますみどりの食料システム有機水耕栽培の進捗状況でございますが、こちらは東京大学ではなくて、東京農業大学と協力して事業を行っております。

現在、既存のビニールハウス２棟のうち１棟を改修しまして、試験栽培を実施しております。令和５年１２月に改修が終了しまして、下旬にイチゴ「紅ほっぺ」苗を４０本定植しております。令和６年１月中旬にはメロンの苗の育苗を実施しております。リンゴは、赤らみ始めたものもできてきておりまして、糖度も市販のものと同程度と聞いております。

次に、町としての集客人員の想定でございますが、特に決めている想定人数はございませんが、指定管理者の収支計画からすると、４万人程度の集客があれば、指定管理料を除く収入額で運営が図られるのではないかなというふうな想定をしております。

次に、指定管理者から提案どおり履行されない場合の対応ということでございますが、先ほど議員からお話がありまして、基本協定書に河津バガテル公園管理業務仕様書というものをうたっておりまして、そちらの中に事業提案書の内容を基本として業務を行う旨、記載をしております。

また、基本協定書内に、協定書に反したと認められるときや指定管理業務の処理が著しく不適当と認められるときは、指定の取消または期間を定めて業務の全部または一部の停止を命じることができると記載してございます。その処分を命じた場合に、その期間の指定管理料の全部または一部を返還させることができるとなっております。

一方で、先ほど議員が申しましたとおり、収入に増減があっても指定管理料の変更は行わないとし、特別な事情が生じた場合は、町と指定管理者で協議し、指定管理料を変更するとしております。町長も申しましたとおり、１年目が終了しない状況でございますので、状況を確認しながら、基本協定書に沿って対応していきたいというふうに考えております。

○議長（遠藤嘉規君）　８番、渡邊弘議員。

○８番（渡邊　弘君）　ありがとうございます。

それで、最後をお願いなんです、バガテル公園の事業計画書、来年度分、これを議会のほうに、できればお示しいただければありがたいなというふうに思います。

それをもって一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（遠藤嘉規君）　８番、渡邊弘議員の一般質問は終わりました。

１３時まで休憩とします。

休憩　午前１１時５７分

再開　午後　１時００分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

◇ 上 村 和 正 君

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員の一般質問を許します。

7番、上村和正議員。

〔7番 上村和正君登壇〕

○7番（上村和正君） 7番、上村和正でございます。

令和6年第1回定例会を開催されるに当たりまして一般質問の通告をしましたところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答で質問いたします。町長、教育長並びに関係課長の答弁を求めます。

私の質問は、職員の兼業についてとラーケーションについてお伺いいたします。

まず最初に、職員の兼業についてお伺いいたします。

地方公務員の兼業については、職務専念義務の遵守、職務の公正の確保、職員の品位の保持等のため許可制が採用されております。最近の兼業をめぐる動向としましては、多様で柔軟な働き方へのニーズの高まりや人口減少に伴う人材の希少化等を背景に、民間労働政策において兼業が促進されております。

地方公務員も地域社会のコーディネーター等として、公務以外でも活動することが期待されるようになっております。地方公共団体が許可基準を設定して、広く公表することで兼業許可の公平性、透明性、予測可能を確保するとともに、地域活動に関する兼業を促進している自治体があります。

事例といたしましては、神戸市では、地域貢献応援制度として、平成29年より営利企業への従事等の許可の運営形態の一つとして導入されました。制度設計の背景には、地域団体やNPO等において高齢化等に伴い担い手不足が進んでおり、職員の知識、経験等を生かして、市民の立場で地域における課題解決に積極的に取り組むことを後押しすることを目的としております。

活動内容としましては、須磨海岸での障害者支援活動として、みんなが気軽に楽しめるユニバーサルビーチをすることを目的にNPO法人を設立、運営側の立場から見てもボランテ

ィア、無償ではなく、対価を得るという形で評価されております。ほかにも手話通訳活動や産後ケアトレーニングなど報酬を得て活動しております。

ほかの自治体でも社会貢献活動として、農業を手伝う副業や無料学習塾の講師など様々あります。また、青森県では、高齢化や過疎化に伴う農業の担い手不足が深刻化する中、リンゴ生産量日本一を誇る青森県弘前市が、収穫作業などを手伝う市職員のアルバイトを許可しています。弘前市によりますと、リンゴ農家での兼業を可能とする取組は全国でも初めてと、大手各社の新聞報道で掲載がございます。

町民に汗をかいてもらうには、職員が一住民として地域に飛び出し汗を流す必要性と、地域に飛び出せば地域の課題やニーズをつかめます。より一層の協働が可能になり、さらに職員の成長につながり、結果として、行政サービスの向上につながると考えます。

地域活動には、無報酬のボランティア活動もあれば、謝礼や報酬などお金が発生する活動もあると思います。お金が発生する場合、公務員は副業をしてはいけないと、お金が発生する活動に消極的になることもあるのではないかと思います。しかし、地方公務員法第38条では、任命権者の許可を受けさえすれば報酬を受けることができます。こうしたことから、首長が職員の地域における副業を奨励する動きが広まっており、もちろんあらゆる副業が奨励されるべきだということではありません。公務員の副業としてふさわしい、一定の基準を満たす必要はあると思います。

農業従事者の人手不足は耕作放棄地の解決にもなり得る、そして、今はユーチューブ運営などで社会貢献など、誰でもが収入を得られる手段があります。兼業に関心のある職員が1人でもいるならば、このグレーな部分を明確化し、推し進める考えがあるのか、町の見解をお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、上村和正議員の質問にお答えします。

町の職員の兼業についてということでございます。公務員の兼業につきましては、町では、統計調査員については許可した経緯がございます。議員お尋ねのように、職員の能力の活用や社会貢献、スキルアップの面では、お尋ねのように県や都市部などでは、営利企業への従事等の兼業許可も考えられますが、河津町の現状を考えたときに、勤務状況、意識が、私の個人的な考えでございますけれども、意識がそこまで追いついていないようなふうに思われます。

これまで営利とまではいかないまでも、町の行事にボランティアとして協力をしてきてお

りますし、学校や各地区や体育組織などの中でも役員や事務局などを行っている職員もおりまして、組織のリーダー的な立場で参加している職員もおります。

議員がお尋ねのように、兼業として報酬を受けて行うことも可能でございますけれども、河津町の場合には、現状では、ボランティアとして地域貢献するほうが住民の信頼を得られるものと考えております。

これまでの状況ですとか、お尋ねの兼業許可基準の明確化などについては、担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは私のほうから、これまでの状況や兼業の許可基準の明確化について説明をさせていただきます。

まず、地方公務員の副業についてでございますが、副業禁止の三原則があります。信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務が地方公務員法に定められています。これまで営利企業従事制限許可では、先ほど町長からありましたとおり、統計調査の指導員、それから調査員のほうに許可をしている例がございます。また、職務に専念する義務の免除としましては、選挙事務などがあります。そのほか、過去には河津町観光協会、それから賀茂郡の町長会への派遣を実施をしております。

現在の職員の業務は、職務が複雑化され、多忙な状況となっております。職員募集をしても、募集した人数まで採用できない状況となってきており、それを補うため、会計年度任用職員の登用をしているのが現状でございます。

職員には、河津フラワートライアスロン大会、下田・河津間駅伝競走大会など、各種イベントへの参加等をお願いをしています。また消防団、それからスポーツ団体など地域活動への参加をしている職員もおり、多種多様な副業は難しいと考えております。

これらのことを踏まえ、許可基準の明確化は、現在考えておりません。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） 町長の答弁では、職員の意識がまだ追いついていないという話と、総務課長は考えていないという話でございました。

今、全国で同じような状況がどこでもあると思うんです、やはり人手が足りないという状況の中で。今、役場のパソコンで兼業とか職員、このキーワードを検索しますと、町の兼業

規程を出しているところが約54か所、検索で引っかかってまいります。その中でも一つ、一例を紹介したいと思うんですけれども、これは北海道の厚真町という千歳空港からちょっと右下に行ったところなんですけれども、地方公共6団体、町長会とかいろいろ知事会とかあるんですけれども、その中の一つに全国町村議会議長会というのがあって、その会長のやられているのが、この厚真町という北海道にあるところでございます。ここの厚真町の職員の兼業許可に関する事務取扱規程、これをちょっと紹介させていただきます。ここはもうホームページでも出ていますし、これは役場のほうから多分、全員協議会資料ということで役場のほうから議会にも説明されている内容であります。これに関しまして、ちょっと紹介させていただきます。

厚真町職員兼業許可に関する事務取扱規程でございます。

趣旨、第1条。

この規程は、地方公務員法第38条の規定に基づき、職員が営利企業等に従事する場合の許可等に関する事務の取扱いについて定めております。

定義、第2条。

この規程において兼業とは、次の各号に挙げる場合をいいます。第1号、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員に就任すること、第2号、自ら営利を目的とする私企業を営むこと、第3号、報酬、賃金等を得て、事業又は業務に従事すること。

兼業の許可、第3条。

職員は、前条に挙げる事業を行おうとするときは、あらかじめ様式第1号により申請し、町長の許可を受けなければならない。第2項、職員が次に挙げる事業に従事する場合にあっては、事前の規定にかかわらず申請及び許可を要しないものとする。第1号、自治会活動、第2号、町長又は行政機関から公職として委嘱を受けた活動、第3号、地域資源保全協議会の活動。

兼業の許可に関する方針、第4条。

第2条第3号に該当する兼業にあっては、次に挙げるいずれかを目的とする場合に許可するものとする。第1号、町内産業による地域貢献、第2号、関係人口の創出又は拡大、第3号、地域人材育成、第4号、地域住民との協働による地域課題の解決、第5号、町長が特に認める場合。

兼業を許可しない場合、第5条。

町長は、申請に係る職員が次の各号のいずれかに該当する場合には兼業の許可をしないものとする。第1号、兼業を行うことによって職務の遂行に支障をきたすと認めるとき、第2号、兼業による心身の疲労のため、職務の遂行上、その能率に悪影響を与えると認めるとき、第3号、活動開始予定日の直前の人事評価について、業務の評価又は能力評価の判定がC以下であるとき、第4号、兼業しようとする団体等との間に特別な利害関係がある又は特別な利害関係が生じるおそれがあると認めるとき、第5号、兼業しようとする団体等の事業又は事務に従事することによって、公務員としてその職の信用に支障をきたし、又は職員全体の不名誉となると認めるとき、第6号、兼業しようとする事業が宗教的活動、政治的活動、その他法令に反する活動に該当すると認めるとき。

兼業の許可等の通知、第6条。

任命権者は第3条の申請があったときは、当該申請が前条より兼業を許可しない場合に該当するか否かを審査し、兼業を許可又は不許可とする旨を兼業許可決定通知書により、当該申請した職員に対し通知するものとする。

許可の取消し、第7条。

職員が前条の規定により事業の許可を受けた後、第5条の規定に該当するに至ったときは、町長は許可を取り消すものとする。

実績報告、第8条。

兼業の許可を受けた職員は、活動期間終了後1か月を経過する日までに活動実績報告書に関係書類を添付し、町長に提出するものとする。

委任、第9条。

この規程の施行に関して必要な事項は、別に町長が定める。

附則、この規程は、公布の日から施行する。

これが厚真町の兼業規則に関する規程であります。これをこのままこの町でも利用すればいいのではないかなと思うんですけれども、これについて何か問題があるのか、お伺いいたします。

それと、今のところつくる気はないという話だったんですけれども、逆に任命権者である町長は、職員からどのような案件であれば許可を出すのか、また出さないのか、その理由をお伺いいたします。

3つ目ですけれども、これは執行部の考えではなく、若い職員の意思に任せる考えはないのでしょうか。

先ほど町長は、まだ早いというか、意識が追いついていないという話でしたけれども、職員は、そんなことはないと思います。この辺について見解をお伺いいたします。

4点目でございますけれども、私は、町長の公約でもあります民間の力も借りながらワンチームで共創のまちづくりを進める。先ほど行政報告でもありましたけれども、共創のまちづくり、私はこれ一方通行ではないかなと思っております。一方通行の共創ではなく、職員が民間に入ることも、共にまちをつくり上げる共創ではないでしょうか。この公約は、もともと民間には協力してもらうが、町は協力しないということなののでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。

以上、4点お伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの上村議員の質問です、質問の内容ですけれども、兼業許可基準の明確化ということが事前に通告されておりますので、今の質問がそれに当たるかどうか、ちょっと分からないところもありますけれども、私の分かる範囲でお答えしたいと思っております。

今聞いたばかりなので、ちゃんとお答えになるかどうか分かりませんが、まず、先ほど総務課長が申したように、公務員には職務に専念する義務が必要でございます。繰り返しになりますけれども、信用失墜行為の禁止あるいは秘密を守る義務、職務に専念する義務、これが地方公務員法の中にうたわれております。

先ほど議員がおっしゃった、特に許可できない場合の項目については、この三原則にのって許可しないというのが背景にあるかと思っております。そういうことが背景になって、北海道厚真町ですか、例を出されたところでは、そのようなことで許可をしないことになっているのではないかなと思っております。

それから、私が今考えているのは、もし仮にこういう許可をする場合として考えられるのは、本人の職務の状況にもよりますけれども、例えばボランティアに準ずるような感じのものですとか、あるいはスキルアップに準じるようなもの、営利に直接関わらないで報酬等を得るといような、そんな部分では考えられるのかなと、そういう思いでございます。例えばの話ですけれども、ライドシェアなんかの登録の運転手だとか、そういうことも、もしそういう兼業許可が出るとしたら、本人の状況にもよりますけれども、可能性としては、ボランティアに準ずるような形の中で考えられるのかなと思っております。

そういう中で、当然、議員の質問にもあったように、そういう範囲の中で、公務員として

の制約の中で兼業をするわけでございますので、そういう中で公務員としての条件等を考えた中で許可することが必要ではないのかなと思っております。

それから、民間企業に公務員が行く場合も、兼業ということではなくて、例えば研修とかという形で行く分には可能だと思いますが、それもやはり相手企業の内容にもよると思いますし、そういうことで民間の力を借りながら、民間との交流も含めて研修等で、今後やはり必要ならば充実していく可能性があるのかなと思っております。

ただ、現状については、先ほど総務課長が言ったように、職員は大変今職務が厳しい状況にあります。欠勤者も中にはいたりもしますので、そういう面で、特に人事の採用の面では、なかなか人が集まらないという状況もあります。現実的に内定をしても、今年については5人内定をしても、既に2人が辞退されている、決まっても辞退されるような形で、要するに昔と違って、私どもが採用を決めても、転職といいますか、就職する前にそういうことを断るような、そんな時代になってきているのかなと、大変採用が難しく、公務員でも昔のようになかなか多くの方が集まってこないような状況があります。

そういう意味で、人事についても管理をしておりますけれども、なかなか厳しい中で仕事をしているなど、そんな感じもします。そういう中で私ども人事評価をしながら、職員の状況を見ながら管理をしておりますけれども、現状としては、そうした厳しい状況がありますので、私としては、現状ではなかなか考えられないのかなと、そのように思っております。お答えにならないかもしれませんが、現状で考えたことを申し上げました。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） 意識は変わらないのかなと思っておりますけれども、今、結局町の職員もなかなか成り手が少ない、そういう状況なのかなと思っております。例えば兼業が認められている自治体に関心を持つ応募者も、これも多分少なからずいると思います。今はもともと町内の職員が減って、町外からの職員が増えつつあります。横並びの自治体で、何か新しいものを取り入れる施策が求められていると私は非常に感じております。何かほかにできることがあるのなら伺いたいところですが、石橋をたたいて渡る堅実な自治体運営も必要ですが、能力の高い職員の活動の場として、うちの町はこんなことにも取り組んでいる姿勢を見せることも、地方自治体に求められていると私は痛切に感じます。

先ほど町長が例として言われた幾つかの案件があるんですけれども、それを文書化して、規定すればいいだけの話ではないかなと私は思うんですけれども、実際につくっている自治

体は数多くあります。これからどんどん増えてくるだろうという思いもあります。

そういう中でほかの町がやったから、うちも後からやるというのではなくて、先にやる。実際に南伊豆町はもうできていました。つくったのが平成28年だったか、内容的には古いのかなと思いますけれども、ある程度許可というか兼業を認めて、若い職員、ここにいる職員の方を言っているんじゃないんですよ、私は。若い職員のことを言っているんです。若い職員の人たちに兼業を認めさせてあげる、そのために明確にする、そういうことが必要じゃないかと私は思っているんですけれども、3回目に、その言葉だけお願いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 兼業については、先ほど言ったように公務員としてのいい点と難しい点があるかと思います。その辺がどういうふうな判断をするかということだと思います。当然いい点もありますし、悪い点もあるかと思います。そういうことで、今後いろいろな、先ほど申したようなことをこれからやる予定もあるかもしれません。そういう中で考えていきたいなと思っています。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） やるかもしれないということでしたが、ぜひやっていただきたいと思います。

多分若い職員も、やりたいと思っている人はいると思います。ぜひ検討して、上げてください。お願いいたします。

続きまして、次の質問に移りたいと思います。

次の質問は、ラーケーションについてお伺いいたします。これは初めて耳にする方も多いと思いますけれども、ラーケーションというのは、学習を意味するラーニングと休暇を意味するバケーションを組み合わせた造語であります。

昨年9月から愛知県で取組が始まり、小中学校で、平日学校に行かなくても欠席にならない日が設けられています。土日、保護者が仕事で休めないという家庭で、平日に子供と一緒に過ごし、学校以外の場で様々な学習活動を楽しんでもらおうという意味が込められています。ラーケーションの日は、公立の小中学校や高校、特別支援学校に通う児童や生徒が保護者の休みに合わせて年間3日まで取得でき、家庭で、いつ、どこで、どのような活動をするのかを話し合っ、計画を立てて、事前に保護者が学校に届け出ることによって取得できます。基本的に、内容の審査はありません。愛知県は、旅行に行っ、何か体験してもいいし、家で

活動してもいい。趣旨を理解した上で、その日を家族で自由に計画して使ってもらえばいいんですと説明しております。

ラーケーションの日は、インフルエンザや身内の不幸などで学校を休んだときと同様、欠席にはなりません。愛知県は、受けられなかった授業内容は、家庭で自習で補ってもらおうとしております。愛知県がラーケーションの日を導入する背景には、親子で休みが合わないという実態があります。当町においても、土日や長期連休は書き入れ時で休めない観光産業事業者や医療、介護、飲食店、運輸業など様々です、また、保護者が有給休暇を取得するきっかけにもなります。休み方改革にもつながり、有給休暇の取得促進にも取り組めます。週末や長期の連休に集中する旅行需要を平準化することもできます。繁忙期と閑散期の需要をならすことで、観光関連事業者の労働生産性の向上にもつながります。

当然新しいことを取り組むということは課題もついてきます。仮に、ラーケーションの日を取れる子と取れない子が教室にいて、会話の中で話題になったときに、事情があって取れない子のことを考えると、公平性に欠ける点や授業に遅れて成績が下がる等などあるかと思いますが、まずは始める前提で調査し、課題解決等に向けて当町が始めることは、休日が生活を豊かにする時間になり、感受性豊かな時期にいろいろなものを見せてあげられることを願い、質問させていただきました。教育委員会及び町の見解をお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、上村議員の2問目のラーケーションについて町の考えを伺うということですので、私がまずお答えして、その後、教育長から答弁させます。

この言葉を私は初めて聞きました。ただ、その内容についてはニュース等で聞いたことがあるような気がします。確かに今は学校教育だけではなくて、家庭教育や社会教育などを含めて、あらゆる機会を通じて学ぶことが重要でありまして、学校に行くだけが教育でないという考えもあります。また、リモート授業などの経験をして学習の機会も多様化しておりますので、これからは通信制の学校なども増えてくるのではないかと、そんな想像もしております。

ラーケーションについては、町の教育の進め方や親の考え方もあるかと思います。町としては、特に親が子供を育てるという考えが大事でありまして、個々の事情も違うと思いますが、それ以前に教育を受ける権利というか、公平性の確保が重要でありまして、どの子も親の身勝手に受ける権利を失わないようにすることが、町としては、まず重要であると考えております。

お尋ねのように、親が子供を育てる中で、学校を休ませて重要な教育ができるのであれば制度も必要だと思いますが、その辺を十分吟味をして、活用を図らなければならないと、そうふうに思っております。

教育委員会としての考え方は、教育長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 教育長。

○教育長（鈴木弘光君） 私のほうからは、教育委員会としての見解を述べさせていただきます。

ラーケーションのような制度に取り組み、期待する効果を実現し、意味あるものにしていくためには、町単位の学校でラーケーションの日のようなものを設定するのではなく、県全体などで休み方改革の太枠をしっかりと考え、その上で取り組んでいくことが望ましいと考えております。この理由について、愛知県の導入の状況を基に説明させていただきます。

愛知県の施策であるラーケーションの導入は、働き方改革、休み方改革の一環だと言われています。愛知県では製造業の従事者が県民の4分の1ほどを占め、祝休日も工場を稼働させるケースが多いのだそうです。そこで1つ目、企業や個人単位で休日を柔軟に設定できる環境をどのようにつくっていくのか、2つ目、有給休暇の取得が進むように、いかに環境を整備していくか、3つ目、子供の休みを契機に家族と一緒に休める、家族の休みに合わせて子供が活動できる仕組みをどうつくっていくのか、こういう問題の解決に向け、幾つかの休み方改革のプロジェクトを推進しました。その一つの施策がラーケーションのようです。子供が柔軟に休みを取れば、親の休み方も変わるのでないかというのがラーケーションの趣旨だそうです。

愛知県では、ラーケーションの導入と同時に県全体で予算を組み、以下のことに取り組みました。有給休暇の取得率が一定の割合を超える中小企業を県が認定、休み方改革マイスター企業制度というらしいです。それとか平日に県内を巡るバスツアーを企画、愛知の魅力発見バスツアーというんだそうです。また、平日や閑散期に割引や特典を設ける観光地や飲食店のPRをしたりするなどの休み方改革プロジェクトを進めています。このようなプロジェクトが絡み合い、効果を上げようとしています。

その一方で、ラーケーションを進める上での課題の一つとして、教育現場でラーケーション取得に伴う業務の煩雑さ、例えば学習の遅れを家庭学習で補うのを基本スタイルとしているんですが、実際は教員の補助が求められたりとか、クラスの各児童生徒の休みのスケジュー

ールを把握すること、そのような煩雑さ、また、指導に当たる教職員の休暇取得、そういうことに関連して、実施している53市町村のうち18の市町村に支援員を県が人件費を補助しながら配置したそうです。また、令和6年度には18市町村を、35の市町村と県立学校、特別支援学校に配置していくようです。ちなみに令和6年度の愛知県の当初予算では、ラーケーションに向けた実施体制の整備ということで、20億64万円が計上されていました。このようなバックアップも必要になってきます。

以上のようなことから、現在のところ、教育委員会としてはラーケーションのような制度に町単独で取り組むことは考えておりません。ただ、この制度は家族との触れ合う場を確保できたり、子供たちの視野を広げたり、地域の特徴を知ることができる制度には意味あるものだと思いますので、今後の本県での休み方改革の取組の動向や愛知県のラーケーションについて、1月10日から2月2日まで調査を行っております。そういったアンケート調査による結果、効果、課題などについては注目はしていきたいと思います。

また、それに加え他府県の今後の取組や市単独で取り組もうとしている大分県別府市、栃木県日光市、そういうところの取組にも注目はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） ありがとうございます。

確かにいろいろ課題も多いとは私も思います。ただ、それ以上にメリットも大きいと私は思っており、この質問をさせていただきました。

やはり愛知県は製造業で工場もたくさんあるというところで、仕事は土日も工場は稼働している。でもこの町も同じようなことが、やはり言えると思うんです。完全に具体的な数字は把握していませんけれども、観光立町と言われているこの町で、土日に働いている人というのは数多くいると思いますし、両親がやはりそういうところで働いていて旅行にも行けない。実際私の家も、なかなか子供を夏休みとかでどこにも連れていくことはできませんでした。

そういったことも含めまして、一度県の動向を見るという話なんですけれども、県を当てにしている、いつまでも話が進まない話だと思います。これどんどん町単独で、先ほど20億円ぐらい愛知県ではお金をかけているという話ですけれども、これは別に学校の支援員の部分だけのお金ではないと思います。

最初に私が見たのは、7億円ぐらい愛知県が支払いをしていると。その内容は、週に20時

間、校務支援員を配置するという資料を見せていただきました。週に20時間分の、そういう例えば校務支援員、学校への予算がつけられれば、例えばこれができるのではないかと思いますし、学校の子供のスケジュールとか、そういったスケジュールについては、いわゆる普通に学校を休む子がいらっしゃいますよね。例えば家庭の事情で休むという、それは欠席扱いになるわけですが、それを欠席扱いしないで年間3日間、欠席扱いしないであげるだけのラーケーションとしてできるのではないかと思いますよ。

何が引かかるかといったときに、無断で学校を休むというところに嫌悪感といいますか、そういうのはやはりあるのではないかと思います。だからそういうところも含めて、例えばラーケーションの日を河津町で実施しますというのであれば、いろいろなところから関心も持ってくれると思いますし、やはり進んでいるなと私は思うんですね。そういうところをぜひ取り組んでもらいたいなと思います。

できれば保護者の方にラーケーションが受け入れられるかどうか分かりませんが、1回保護者に、こういう制度があるけれども、こういうものを使ってみたいかどうか、こういうものを1回アンケート調査で実施したらどうかなと私は思うんです。実際に実施したホームページに、ちょっと名前は忘れてしまいましたけれども、全国で2,000人に調査したところ、約77%の人がラーケーションを活用してみたいというアンケート調査が出ていました。そういうのを含めると、やはり関心はあると思いますし、現在、実際に学校を休んで旅行に行っている人もいないかなと思うんですけれども、そういう人たちのために、ほかのいろいろなものを見せてあげる、親と一緒に過ごす時間をあげる、そういうことがやはり今後の子供たちの主体的な学習をするために、ぜひ進めてもらいたいと思います。

アンケートの部分、ちょっとお答えいただきたいんですけれども、時間もあれなので、私のラーケーションについての簡単な思いといいますか、ちょっと述べさせてもらいたいと思うんですけれども、学校を数日間休むだけで問題が生じる、横並びの受動的な教育に私は限界が来ていると思います。ラーケーションを通じて、教育の在り方が変わっていくのが私は理想だと思います。休む日を自分で決めるということは、裏を返せば子供が主体的に、自分の学習スケジュールを組み立てなければならないということでもあります。

あまり見ないホームページなんですけれども、文科省の中央教育審議会の答申というのがあるんですけれども、その答申の中に、令和の日本型学校教育の構築を目指してというものがあります。この中でも、子供が自己調整しながら学習を進めていくことの重要性について言及がありました。これは、学習指導要領に基づいた資質、能力の育成に向け、主体的な学

びや個別適正な学習を重視しようとする考え方に、私は基づいていると思っております。

例えば社会人になって、主体的な学び、これは本当に今求められていると思います。これに応じた動きと捉えてもよいのだと私は思います。学校を卒業して働き始めてから、リスキング、いわゆる自分から新しいスキルや知識を獲得しようとする学び、これが学び直しが求められている時代になっております。人が自ら進んで学び続ける状態を実現するためには、小さい頃から何をすべきか、教育現場においても模索が始まったと言えると思います。

主体的な学び、個々の考えを重視した学びを重んじる考え方は、画一的で同調的な教育の在り方を少しずつ変え始めている。毎日頑張って学校に通った人を表彰する皆勤賞を廃止する動きも出始めております。ラーケーションの導入も、子供1人ひとりに適した学習の在り方はどうあるべきか、多くの人考える一つのきっかけになるのではないかと私は考えております。これにつきまして、教育長の見解をお伺いしたいと思っております。

○議長（遠藤嘉規君） 教育長。

○教育長（鈴木弘光君） 上村議員がおっしゃられるとおり、主体的な学びという姿勢を育てるよい機会にはなるかもしれません。ただ、やはり主体的な学びを実現できる背景には、協力する保護者、それが必要になってくると思います。したがって、保護者がラーケーション自体の目標をしっかりと理解していただくこと。また、場合によっては子供の休みに合わせて保護者が行く場合と、保護者の休みに合わせて子供が行く場合、また、子供、保護者で休みを計画的に取っていく場合が考えられます。そうしますと、どうしても保護者の会社の状況、そういったところの理解も必要になってくると思います。

そのようなことで、確かに今言ったようなことが価値としてはあるわけですが、しっかりとその目的とかそういうものを伝えておくことが必要ではないかと思っております。そのためにも、愛知県の方では9月から始まった状況であります。その中で例えば1月22日に愛知県知事も、やはり課題は学校の中で生まれていたということを述べていましたが、そのようなことも含めて、先ほども申しましたが、生まれてきた課題、または効果、そのようなことについて、もう少し私としては注目していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） 分かりました。

目標を理解していただくためにも、やはりまずこのことを周知して、そしてぜひ近いうちにアンケート調査を保護者の方にやってもらって、必要だと思っている親御さんもいらっし

やと思います。子供と一緒に過ごしたいと思っている親御さんも多分多くいると思います。観光立町としてのこの町だからこそ、ラーケーションが必要ではないかなと私は訴えてまいりたいと思います。

私の質問は以上となります。これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員の一般質問は終わりました。

13時55分まで休憩します。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時55分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 大 川 良 樹 君

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員の一般質問を許します。

3番、大川良樹議員。

〔3番 大川良樹君登壇〕

○3番（大川良樹君） 3番、大川良樹でございます。

令和6年河津町議会第1回定例会開催に当たりまして、一般質問の通告をしたところ、議長より許可が得られましたので、一問一答で質問いたします。

本日、私の質問は次のとおりでございます。

1件目、地域公共交通会議と今後の公共交通整備促進について。

2件目、情報発信ツールの拡充検討と自治体DXの取組について。

以上、2件でございます。

町長及び副町長、教育長、関係課長の答弁を求めます。

まず1件目、地域公共交通会議と今後の公共交通整備促進についてお伺いします。

12月定例会開催後の昨年12月14日に、第2回河津町地域公共交通会議が開催されました。

地域公共交通会議とは、道路運送法施行規則の規定に基づき、地域における住民の生活に必

要なバス等の旅客輸送の確保、そのほか旅客の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を審議するための会議で、構成員も道路運送法施行規則第9条の3、第1項で規定されているメンバーを必ず委員とする必要があり、道路管理者、警察、学識経験者等は、主催する地方公共団体が必要と判断し構成員に加えることができると示されており、今回の河津町地域公共交通会議の議事録を確認しましても、主催する町からは町長を含めた所管する担当職員、国、県、警察やバス事業者等を含め、約20人の方々が構成員として出席されております。そんな河津町地域公共交通会議ですが、河津町のこれからの住民の足をどのように確保していくのか、利便性向上や課題の解決に向け、話し合われる会議と思います。

そんな中、町長は前回の私の一般質問の答弁で、アンケート調査でも住民の住みづらい町の要因の一つとして住民の足というものを認識していると答弁されておりました。私は、この河津町地域公共交通会議こそが、そういう河津町の住民の足、公共交通システムについて図られるものと感じているので、そこでお伺いをいたします。

①町長は前回、令和5年12月定例会の一般質問で、タクシーを利用したデマンド交通を検討したいとおっしゃっておられましたが、この第2回河津町地域公共交通会議で提案や検討はされたのか。

②町長は、同じく前回の私の一般質問で答弁されたように、17時以降限定でのライドシェア、時間限定でのライドシェアなども検討したいとおっしゃっておりました。この会議で話し合われたのか。ライドシェアなど新たな公共交通やその在り方などは話し合われたのか。

③令和6年度公共交通、住民の足として改善点や変更見直しはあるのか。

以上、3点をお願いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、大川良樹議員の主に地域公共交通会議についての3つの質問についてお答えしたいと思います。

まず、令和5年12月に行われました会議の内容につきましては、4項目の協議事項と情報提供として、議会の第1常任委員会からの公共交通に関する研究テーマについての提言内容について情報提供を行いました。協議内容の中にはデマンド交通実証実験について、事業者の協力をお願いし、今後の具体的な内容については検討事項として継続となりました。

新たな公共交通の検討については、さきの議会の一般質問の答弁でお答えしておりますが、ライドシェアの活用ができればと考えております。先日の公共交通会議後に出席をしたタク

シー事業者に現状をお聞きしましたが、高齢化の現状や人員確保が難しいとのことでした。
ライドシェアにつきましては、国の制度改革もこの4月以降にある予定ですので、状況を見た上で今後検討を進めたいと考えております。

また、令和6年度予算関係では、先ほどの会議の内容と重なりますが、高齢者のバス利用について、寿回数券制度の利用上限をなくすなど利用促進と利便性を図ったところであります。

お尋ねの内容については担当課長より答弁させます。

私からは以上になります。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） 私からは、地域公共交通会議の内容についてと、その内容について来年度の公共交通関係の変更点、改善点もありますので、まずそちらを説明させていただきます。町長とちょっと答弁が被るところがありますけれども、よろしくお願いします。

まず1点目でございますけれども、町営バス逆川線の路線を、現状、逆川から下峰・なかむら肉屋前交差点を通過して、河津中学校経由、河津駅間の路線でございましたが、今度、逆川から河津バガテル公園前を通過して、東海モータース給油所上の交差点から中学校経由、河津駅間の路線に変更をするということで提案をいたしました。河津駅からバガテル公園利用者の利便性を考慮し、ほかの利用者に影響がないということから、この変更について説明をさせていただきます。

また2点目ですが、東海バスの運賃改定に伴います自主運行バス料金変更について説明をさせていただきました。

3点目ですが、令和6年度の町内バスの運行系統について、先ほど町長からもありましたとおり、寿回数券の制度を、年間購入上限枚数を撤廃。購入方法の変更を行いまして、現状、役場で手続して購入申請書を提出して回数券を購入する方法から、手続なしで東海バス案内所にて直接購入できる方式に変更を提案いたしました。

また、デマンド交通実証実験について、公共事業者の協力いただけるようお願いをいたしました。

4点目として、地域幹線系統天城峠線の事業評価について県より説明がございました。全ての案件につきまして承諾をいただいたところでございます。

情報提供として、先ほど町長申しましたとおり、議会第1常任委員会からの公共交通に関する意見の情報提供及び調査報告書も報告させていただきました。

続きまして、17時以降の新たな公共交通についてということでございますが、現在タクシー業者で確認したところ、電話受付は10時までに行っているとのこと。ただ、配車が遠方からの配車及び台数が少ないということで、電話しても対応し切れてないのが現状だというようなことでした。

デマンド交通実証実験を協議している事業者にも17時以降の実証実験についてはちょっとお願いできないかということで、現在お願いしているというところでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） 地域公共交通会議で改善点なんかもあるということで、寿回数券の役場に来ないで直接買えるというのは、非常に高齢者の方にとっては利便性が向上するのかなというふうには感じました。あと、町長の答弁ですと、デマンドもタクシー会社とお話をしたよということでご提案したということだったんですけども、実際は17時以降はタクシー業者できないよという回答ですよね、これは。

やっぱり前回の質問でも、観光地としての17時以降のタクシーがない町で観光客が呼べるのかって、私、質問させていただいたんですけども、町長が17時以降のタクシー運行については、「私は交通インフラ全体の問題であると考えております」と答弁いただいています。

「議員さんからの要望ですとか町民からも多くの要望事項でございまして、町の総合計画策定でのアンケート調査でも住みにくい町の問題の大きな課題となっております。バスや電車、タクシーなどの公共交通の見直しが求められる中で、いまだに十分な解決ができてないのが現状でございます。地域公共交通会議などでも、今までどおり議論していただいておりますし、今後もその中でも議論していきたいと思っております」と、町長はつきり答弁していただいております。

やっぱりこの問題というのは議会でも何年来やっていますし、正直言いますと、議会でも第1常任委員会が提言を出したりしているわけです。ただ、町民からすると何も進んでないように見えるのが事実だと思います。

隣町の東伊豆を例にまた出させてもらいますけれども、東伊豆が実証実験されたデマンド交通も、稲取のようにコンパクトな地域であればデマンド交通もありと思いますけれども、東伊豆は今回、城東地区、奈良本地区で実証実験されている少し広いエリアですよね。それを考えると、ノックルと言われるライドシェアを活用した形のデマンド交通を実証実験されております。

河津のような広い町で考えたときに、どのようなデマンド交通を考えておられるのか、伺いしたいと思います。

①町の考えるデマンド交通とはどのような仕組みを考えているのか。

②コロナ明けや今、運送業界で騒がれている2024年問題などドライバー不足の懸念がされる中、バス会社、タクシー会社、事業者に頼むにしても、本当にデマンド交通の事業がお願いできるのか。

③地方は特にドライバー不足など雇用の問題が大きいし、これからは事業者に頼らず、町独自の公共交通の在り方を考えるべきと思うが、ライドシェアを含めた町民協力の有償運送事業を考え、事業者には安全運行管理等をお願いするような仕組みづくりを検討されてはいいかがでしょうか。

以上、3件お願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、3点についてお答えいたします。

現在、自主運行バスと無償運行による町バスとの併用の中で、町バスについては、私はデマンド方式の利用が考えられると思っております。無償運行については、バスの営業路線との関係もあり、現状でも各地区から路線バスの運行している湯ヶ野、下佐ヶ野までの利便性が悪く、アンケートによるとやはり役場や駅前などの町の中央部までの運行を望んでおります。やはり利便性を考えると、自宅近くまで行けるデマンドが望ましいと、そういうふうになっております。

また、2024年問題では、各事業者の話でもコロナ禍の中で人材が離れたこともありまして、人材不足は深刻であると聞いております。全国的な問題でもありまして、国の方針や制度改革などに期待するところですが、ドライバーは人の命を運ぶ仕事ですので、やっぱりそこはしっかりと、国も制度設計の中で考えてくれると思いますが、事業者との関係や公共性の問題など地域にとっては私は重要な課題であると考えております。

今後の方向性については、先ほどの答弁の内容と重なりますが、ライドシェアについては、これから国の制度改革も含め、これまでの特異的な取組状況なども参考にしながら、いろいろな取組が考えられると思いますので、引き続き課題解決に向けて取り組んでいきたいと思っております。

なお、お尋ねの内容については担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） それでは、現在、提案・協議しているデマンド交通について、まず説明をさせていただきます。

現在、提案・協議している方式につきましては、町内指定地点から河津駅までの間を予約制で運行する形態を提案しております。運行事業者は民間交通事業者で、料金は民間バス事業者の運賃を下回らない程度に設定したいと考えております。

町内の指定地点は、議会からも提案がありましたごみ集積所等を基本としまして、各地区と協議して決めていきたいと考えており、町内広くカバーしなければならないため、曜日によって運行する地区を指定することも考えております。まだ協議を始めた段階ですので、具体的になりましたら詳しく説明させていただきたいと考えております。

次に、2024年事業者のドライバー問題による人材不足の懸念ということでございますが、人材不足によるデマンド交通事業に支障のないかとの問いでございますが、現在協議している事業者も現状では実証実験は可能だが、通年となると難しいというような意見もいただいております。ただ、人材については協力できる別事業所からの提案もございますので、雇用形態から雇用管理など難しい点もあるよう聞いておりますが、様々な点で今後も協議していきたいというふうに考えております。

次に、新たな公共交通の検討と方向性ということでライドシェア事業でございますが、新聞記事等によれば、タクシー事業者が事業の一環として地域の自家用車と一般ドライバーを活用して行うこととされていて、タクシーが不足している地域や期間、時間帯に限定して実施される条件付きの運用となると記載がございました。

懸念点としては、運送責任については事業を実施するタクシー業者が負うこととなるため、ドライバーの教育や運行管理、使用する車両整備、管理等の安全確保が必要になると思われます。この条件下で、この地域において事業を実施いただける事業者があれば、先ほど来言われております17時以降の新たな公共交通対策にも有効ではないかと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） 先ほど最初に課長がおっしゃっていた、河津駅まで、ごみ集積所、曜日でということの新しいデマンド交通みたいな部分というのは、町長の所信表明でおっしゃられていたんですけれども、新たなモビリティシステムの実証実験という、これがそうなんでしょうか。後ほどもしご回答いただければと思うんですけれども。

いずれにしても、課長さっきおっしゃったように、協議している事業者さんでは通年運行は難しいということで、実証実験はできるけれども通年では難しいという内容ではどうなんでしょう。実証実験することは本当にいいことだと思うし、すぐにでもやっていただきたいなと思うんですけれども、やっぱり後々、現実味を帯びるような事業、実証実験はそれでいいんですけれども、やっぱりその後につながるものって必要だと思うんですけれども、そこから辺また対策というか、どうしていくのかという方向性もお聞きできればありがたいです。

先ほども質問したように、人口減少の進む地方では、やっぱり地方公共団体にしてもNPO法人にしても、一応ライドシェアは認められているんですよね。そういった中で、町独自の公共交通の在り方を、本当に町独自の公共交通システムづくりをこれからはすることが必要だと思うんですよ。確かにバス事業者の湯ヶ野であり河津駅までの利便性とかを阻害できない、民間事業者の営業を阻害できないというのは分かります。

ただ、これからは本当に24年問題とかで、お願いしても自主運行バスが本当に運行できるのかとか、やっぱり運転手がいなくて断られるんじゃないかと思ってくるんですよね。実際、前回も申し上げたんですけれども、山向こうの修善寺温泉まで行くバスは伊豆箱根さんと東海バスが共同運行していたわけなんですけれども、運転手不足によって伊豆箱根さんは完全に運休路線に変わっちゃったんですよね。

そういう路線も今後、天城線は骨太の路線なのでなくなることは多分ないんでしょうけれども、実際、利便性の向上という部分では、利便性はどんどん悪くなっていくんじゃないかと思うんですよね。それが悪くなってからじゃなくて、悪くなる前に事前に、やっぱり自治体が自らの公共交通システムづくりをしていかないといけないと思うんですよね。それを、やっぱり話し合うのが地方公共交通会議であると思いますので、ぜひ今後もそういうことを話していただければと思います。

先ほど来、申し上げたんですけれども、事業者には安全運行管理のほうをお願いして、例えばなんなんですけれども、東海バスでは現在も流車のシステムというのがあります。特に町内ですと、河津七滝の路線を例に出しますと、会社の車が終点の旧七滝観光センターの駐車場に置いてあります。最終、始発を運行する乗務員は車庫まで戻って点呼を取るんじゃなくて、業務の終了、開始を携帯で点呼を行うというシステムを活用させてもらいながら、アルコールチェッカーなどを含めた、事業者には安全運行管理等をお願いするような仕組みづくりをやっぱり検討していく必要があると私は考えます。

そういったことも踏まえて、関連質問として、前回12月議会の一般質問で申し上げたよう

に、先ほど来も申し上げているように、17時以降の限定で、時間限定でライドシェアの仕組みづくりを検討して、例えばですけれども、飲食店とか旅館組合、困っている組合にまずは声をかけて、スモールスタートを始め、後々にはウーバー等のアプリの検討をし、河津らしい地域公共交通を確立する必要があると思うので、そこでお伺いします。

①今後の地域公共交通会議の場に、時間限定でのライドシェアの問題を上げることは考えられないのか。

②先ほど上村議員からもありましたけれども、町長の答弁もボランティアであれば町職員の兼業も今後認める、検討するまでは言っていないですけれども、そういうことも考えられるかなという答弁がありました。やっぱり運転手の確保という面では、17時以降であれば町職員の兼業を認めてもらって、運転手確保につなげたりすれば地域貢献の場にもなるわけですよ。そういった兼業であれば、やっぱりボランティアではなくて、ある程度対価のある有償事業として、ライドシェアとして行うことが、やっぱりドライバーの確保にもつながると思うんで、前向きにぜひ検討できるのか、その点を最後、お伺いしたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、今の質問にお答えしたいと思っております。

全体的な今、検討しているというのはもう一度繰り返しますけれども、一つは町バスについてはデマンド方式にして、できれば自宅から、今の形じゃなくて自宅から運行できるような形がいいのかなと。一つはデマンドはそういう意味でございます。もう一つは、17時以降についてはライドシェアをうまく活用できないのかなということでございます。

ライドシェアにつきましては、この4月に国のほうで運行事業者を管理者として、ライドシェアについては許可が下りるようなことを、法改正を考えているようです。また6月にももう一歩進んだ改革もあるようなうわさも聞いておりますので、その改革の状況を見て、具体的に進めていきたいなと思っております。

今まではどちらかというと決められた過疎地域ですとか、NPOの決められた中で許可を国のほうはしていたことがありますけれども、法が変わればその部分が解消できて、今までは過去のほかの地区のあれ見てみましたが、実証実験をやらないとなかなか国は許可出さなかったような記憶があるような気がしますので、今度法改正が決まってくれば、その辺も少しクリアされるのかなと思いますので、その法改正が4月以降がどういう形になるのか。今の方針ですと、交通事業者が受け手となってライドシェアをできるような形になるのかなと思っております。

それには、先ほど言うように人材確保の問題があります。先ほど担当課長が言ったように、タクシー会社としては人材確保が難しいという話があるようですけれども、別の会社の方はその人材についても確保できるかなというような、協議まだ進めているような部分もありますので、一つの会社だけではなくて、人材確保の部分と別の部分でもできればいいなと思っています。

先ほど私がライドシェアの職員の兼業について言ったのは、実は隣町でライドシェアの乗務員が役場の職員が結構多いという話を聞いたこともあるものですから、そういうことも可能なのかなということで一例として申し上げました。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） 本当に高齢者の町民の方々、本当に平場でも今もう困っているような現状なんで、ぜひとも一日も早く実証実験をやっていただいて、また17時以降はライドシェアを何とか進めるような方向で、一気に大きく広げるんじゃなくて、やっぱりスモールスタートで小さくやった先に実証実験から大きな枠組みができると思うので、本当にこの火を消さないように、地域公共交通会議でも議題に上げていただいて、本当に住民が困っているんだよというのを町もアピールしてもらって、この問題には取り組んでいただきたいと思います。ぜひとも進めていただければと思います。

続いて、2件目の情報発信ツール拡充検討と自治体D Xの取組についてお伺いしたいと思います。

先日、1月30日、かわづっこひろばで町民説明会が開催され、町民の方から質疑の中でこんなやり取りがあったかと思います。「町はこういう説明会を開催しても参加される町民が少なく残念に思う。せっかく町の事業や町長とも相対で町のことを聞ける機会なのにもったいない。もう少し周知の工夫を考えたらいいのではないか、もしくは町民が関心ないのか、本当に残念に思う」と、そんな貴重なご意見だったかと思います。

そこで、お伺いします。

①町民説明会で指摘のあった既存の情報発信、情報伝達でよいのか。今後の情報周知の工夫の検討はされないのか。

②既にほかの自治体でも導入され、活用されているLINE等を新たな情報発信ツールとして検討はされないのか。

以上2件、お伺いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、2問目の情報発信ツールの拡充検討と自治体のD Xの取組について、2点ほどお尋ねですのでお答えします。

国も進めている公共機関のD X化や脱炭素化については、県などの協力を得ながら、町としても高度情報化委員会の中で検討を進めているところでございます。既に事務の見直しも含めて検討しておりますが、現状は全体の体系の内容の検討段階でありまして、今後具体的な内容について事業を進めていきたいと考えております。

お尋ねの町民説明会の内容につきましては、町民向けに情報発信に向けた新たな仕組みを検討しているところでありまして、説明会の具体的な内容についての発信方法は今後の課題であると考えております。

今後の説明会の在り方としては、会場に来てもらって、直接聞いて意見を述べる機会を設けることは確かに大事であると思いますが、人によっては出席することへのハードルの高さがあるという声も聞きます。先ほどの答弁でも、今後の具体的な検討として、例えばまちづくり説明会の内容については農協の有線テレビで収録をしておりますので、番組終了後に提供いただき、町のホームページ等で見ることができるかどうか、そのような検討も進めたいと思います。

また、L I N Eなどの新たな情報発信のツール検討についても、さきの質問で答えておりますが、職員で構成する高度情報化委員会の中で検討を進めているところであります。

なお、お尋ねの点については担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、私のほうから、現在の町の情報の伝達の方法、それからL I N Eの今後の活用についてといったことで少し説明をさせていただきたいと思います。

町の情報発信としましては、防災関係を中心に同報無線、それから防災メールというものがございます。また農協有線テレビの活用が現状といったことでございます。今後、先ほど議員からもお話ししたとおり、新たな情報の発信ツールとしましてL I N Eの活用を行う予定で現在進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） 最後にさりげなく、何かしらっと、現在L I N Eの検討を進めている

というお言葉をいただいてよかったなと本当に思います。

先日、東伊豆との議員交流で、東伊豆、既にLINEを導入されているんですけども、内容や導入等の費用等お伺いしましたら初期費用が約600万円。ランニングコストが連携内容にもよるそうですが、東伊豆の内容で月額9万3,500円と、初期費用はかかるんですけども、今後のニーズやこのまま回覧板の仕組みがいつまで維持できるのか。実際、うちの田中区でも班長の受け手問題、班員の脱退による班組織の維持等、高齢化を含め、地域コミュニティの崩壊のおそれがあると感じております。どの地区でも多からず少なからず地域の実情があるかと思いますが、新たな情報発信ツールは住民の足問題を含め、本当に喫緊の課題であると感じております。

そんな中、今年度在学の高校生を対象とした河津町高校生通学定期代金補助金の事業申請が先ほどの町長の行政報告にもありましたけれども、この3月1日から3月31日までの間、現在実施をされております。私も一般質問をさせていただき、提案をさせていただいた案件でもあるので、後援会通信を作成し、朝の通学時に河津駅前や河津中学校前でもビラを配布させていただきました。

確かに相対で情報を提供することも必要ですが、それで情報を欲しい方に全てが伝わるのか、現在の回覧板もそうだろうと思います。例えば、この通学補助の申請をしたい親世代40代のLINE利用率は、グローブ調べですが、96.6%と、その世代の方たちのほとんどは情報通信ツールとしてLINEを利用しているといってもいい。

例えば高校生を持つ保護者の方にこの案件を流せばそれが欲しい人に伝わっていく。電子回覧板のような扱い、それが公の自治体のLINEであれば、プッシュ型で欲しい人が欲しいときに見られる電子回覧板のようなツールになり、より一層一つの情報発信ツールとして活用できると思うし、今回の定期代補助申請では電子申請も利用でき、これは画期的で、申請のICT化によるもので、申請先に来庁しなくても申請できる仕組みとしてデジタルを活用された新たな取組に、教育委員会のチャレンジに感銘を受けました。

それらを踏まえ、お伺いします。

本来であれば、ここでLINEの導入は活用されないのかと私は聞こうと思ったのですが、今回は導入に至るということで、ぜひそのLINEを活用していただいて、また今後の自治体DXについて町長はどう思われているのか。

②として、自治体DXの仕組みづくりの整備促進と進捗状況は。

以上、2件、お伺いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまのご質問のD Xについての町長の見解はということでございますので、お答えします。

まず、先ほどお尋ねのありました教育委員会の高校生通学補助申請等の手続については、保護者が若い世帯でありますので、QRコードを使った申請もできるように取り組んでいるところでございます。今後でもできるところから進めていきたいなと思っております。

先ほど申し上げたように、公共機関のD X化は必要であると考えております。ただ、町が検討を進める中で特に人材の不足が懸念をされます。県などの協力も得ながら、町独自でも人材育成や派遣要望などを含めて確保に取り組んでいるところでございます。また職員教育の中でもD Xの取組について研修等の開催も行っております。具体的には、令和6年度、新年度で新たに専任係を配置をして取り組んでいきたいと考えております。

これまでもお願いしてきておりますが、町民の皆様には、町の施策やお知らせなどを情報として、町は知らせる努力をして、町民は知る努力が大事だと思いますので、これからも情報発信を通して行政に関心を持っていただけるように、基本方針である「共に創るまちづくりの醸成」に努めていきたいと考えております。

自治体のD Xの仕組みづくりと整備促進と進捗状況については担当課長より答弁させます。
私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、私のほうから少し説明をさせていただきたいと思います。

先ほど言ったとおり、LINEの活用関係なんですが、当初予算編成案の編成時に一応協議をして、当初予算に一応間に合わせる予定でしたが、少し間に合わない点がございましたので、今後予算計上をしながら進めていきたいというふうに思っています。

それに向けまして、庁内の高度情報化委員会等で協議検討しながら、今後実施に向けた運用方法等を含め検討の内容をもう少し詰めていくと、そういった形で活用していきたいなというふうに思っています。

また、自治体D Xの整備促進等進捗状況といったことでございますが、現在、庁内で主に3点について実施をしております。

1点目としまして、事業化すべき課題の検討、D Xに関する基本方針の検討といったものでございます。2点目としまして、実施体制の構築といったものです。3点目としまして、

I T人材の育成を行っていくといったものでございます。

まず1点目の事業化すべき課題の検討、それからD Xに関する基本方針の検討といったことの中では、事業化すべき課題の選定及び具体案の検討、事業案に対し適切に運用するためのP D C Aサイクルの検討、導入後、継続して業務改革、それから住民利益の向上を図る基本方針の策定といったことを行っております。

2点目の実施体制の構築では、導入から運用を担当課だけでなく全庁規模で実施できるよう、各課のI Tリーダーを中心に情報共有等を密に行っています。

3点目としましてI T人材の育成では、各課のI Tリーダーを中心に研修会等への参加をしております。

これらにより、自治体D Xの促進に向け、職員から日常業務における課題、事業化を優先すべき事業についての調査を行い、先行実施すべき事業をまとめております。6年度でございますが、予算のほうに計上したものでございますが、メール受信環境の整備促進といった形を一つ入れております。また、公会計システムの電子決済事業の導入事業ということで、公会計における電子決済の仕組みづくりといったものの事業を取り入れております。

また、公共施設の遠隔施錠システムの導入事業といったものを当初予算のほうで計上しております。これは、まずお試しというかあれなんです、B & Gの体育館のほうで一度やろうという形で計上しております。自治体公式L I N E導入事業を今後進めていくといった形で、今後こういうような形を進めていくということでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） 最後に関連質問、ちょっとしたいなと思いますけれども、ちょっと私がつくってきた部分と、今、課長が答弁いただいた部分と重複する部分がもしかしたらあるかもしれないので、その辺はお許しをいただければと思います。

今回、この質問つくるに当たって、私、南伊豆町にD Xの取組についてお伺いしに行ってみました。そこで南伊豆町の取組や内容、組織の内容とかそういったものをいろいろお伺いしたんですけれども、南伊豆町はC I Oという責任者を副町長を置きまして、いわゆるデジタル人材、いわゆる専門的知識を持つ外部人材をC I O補佐官として、地域活性化起業人の制度を活用して民間の協力をいただき、総務課所管のD X推進本部を立ち上げ、その下部組織として各課連携した実行部隊としてD X推進チーム、7名で編成されているということですが、これは地方創生室が所管し、喫緊の取組としてはL I N Eを活用した窓口業務の

効率化等を検討されたりしているということでした。今回もデジタル田園都市交付金の申請をされて、まずはLINEの導入に向けているということでした。

南伊豆は、LINEの導入によりどんなことができるかということで、先ほど課長が答弁されたような部分とやっぱり重複はするんですけども、例えば予約、ネット申請、電子申請、決済等。あと、課題としてはLINEの普及率、どのようにしてLINEを町民に広めていくのか。使う人、使える人を増やすということが課題ということをおっしゃっておられました。

普及率に関しては、既にLINEを導入している東伊豆町では2022年12月と2023年2月にそれぞれ400万円をかけて、30%割引の町内で使えるLINEクーポンを発行し、事業前は登録者数2,436人だったのが、2回合わせて2,023人増の4,459人となり、現在ではデマンド交通の予約機能なども追加したため、5,340人となっているそうです。この数字は、先ほどお伺いした東伊豆の同僚議員調べです。そういったことを踏まえ、関連の質問をさせていただきたいと思います。

①今回の自治体DXを推進する上で、例えばどこの課が行っていくのか、誰が行っていくのか、組織編成はどうお考えか。

②としまして、この自治体DXを推進する上で専門的な知識を持つデジタル人材の取り込みは必須と思いますが、それらの確保を町はどのように外部人材導入に向けて考えておられるのか。例えば南伊豆のように地域活性化起業人や地域おこし協力隊制度の活用は考えておられるのか。

最後、③として、先日の議員説明会でも質問させていただきましたが、プレミアム商品券などの経済対策の事業も、令和6年度予算編成では町内に対する経済対策は弱いように感じております。先ほど来、おっしゃっているように、情報発信ツールとしてLINEを導入するのであればLINEの普及を図ることともに、町の経済対策という意味も含め、LINEクーポンの活用などは考えられるのかどうか。

以上、3点、最後に関連質問でお伺いします。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

まず、組織編成の関係、人力的関係とかがございますが、庶務規則の改正等、見直し等が必要となります。ですが、人材の配置については今検討している段階でございます。

それから、専門的知識を持つ人材といったことございますが、施政方針の町長の中にも

ございましたが、地域活性化起業人の活用といったことを今後考えていきたいというふうに思っています。

それから、3点目のプレミアム商品券といったことを活用したらどうかといったご質問でございますが、今後、LINEの運用といったことの中でどこまで活用ができるのかといった中で検討するといった形にさせてもらいたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 今、議員からちょっと促されたものですから、お答えしたいと思います。

まず、今後のことでございますけれども、今の段階では、先ほど総務課長から答弁したように、情報の係を置きたいなと思っております。一応、係長もいて、数人体制で行いたいと思っております。それと、その中に外部から、例えば先ほどおっしゃったような地域活性化起業人あたりを入れて進めていきたいなと。町の高度情報化委員会等もありますので、そこと連携を取りながら、具体的に係を置いて進めていきたいなということでございます。

それから、仮にLINE等があると構築できれば、今後いろんな可能性があると思います。特にプレミアムのこともそうですし、例えば子供の健康とか注射の管理なんかも、場合によってはそのLINEを通して直接送ることもできるかもしれませんし、逆にそういうことによって回覧が少なくなったりということもあるかもしれませんし、いろんな活用の方法が今後可能性がありますので、それも含めて、ぜひ来年度はそういう係を置いて進めていきたいなと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） ありがとうございます。本当に前向きな検討、実行ということで、本当に活用していただければと思います。

最後になりますけれども、実は南伊豆に行く前に、LINEの導入に当たり、またDXについて、私、各課のほうを回りまして、係長以下の職員さんにもお話をお伺いしたんですけれども、職員の皆さん、本当に日々業務の中でいろいろ考えられているなど。例えばですけれども、先ほど総務課長もおっしゃっていましたが、今現在、本当に人員が少ない中で担当職員が1人工化されているので、来庁されるのに予約ができたらいいなとか。町長もおっしゃっていましたが、イベントとか相談業務ですね、そういった情報発信ができ

たらいいなとか。スマートキー、デジタルキーを活用して施設管理ができたらいいいなとか。実際電子申請なんかは、今回も教育委員会、先ほども申しあげましたけれども、もう既に始めていて、南伊豆よりも取組としてはある部分進んでいるのかなと。

ただ、D Xについても、こんなご意見がありました。各課職員が自ら何ができるのか、こうしたらこういうことができるよね。目的を職員自らが考えなければD Xは進まないのではないとか。何を何のためにデジタルを活用したら問題が解決するんじゃないか等、聞いた方々1人ひとりがそれぞれの日常業務に対し課題を持ち、業務に取り組んでいるんだと改めて感じました。

ただ、南伊豆との違いは、その仕組みや組織がないように思えたんですけれども、令和6年度はそれらをしっかりと組織編成して自治体D Xにも取り組んでいくということなので、ぜひお願いしたいと思います。

今回も前回に引き続き住民の足について質問もさせていただきました。昨日も高齢者の方に怒られたんですけれども、本当に高齢者の方は移動について困っています。この問題を解決せずして、わくわくするまちづくりは実行できないと思います。町の第5次総合計画も令和6年度は4年目に入ります。実施計画を立て、ローリングするといっているのですから、しっかり進めていただきたいと思います。

将来像に、「住みたいまち、来たいまち河津」を掲げているのですから、この問題解決にチャレンジをし、ぜひとも取り組んでいただきたい。引き続きわくわくするまちづくりのお願いをいたしまして、私の一般質問とさせていただきます。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員の一般質問は終わりました。

15時まで休憩します。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時00分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 北 島 正 男 君

○議長（遠藤嘉規君） 2番、北島正男議員の一般質問を許します。

2番、北島正男議員。

〔2番 北島正男君登壇〕

○2番（北島正男君） 2番、北島正男です。

令和6年第1回定例会の一般質問を通告したところ、議長からお許しをいただいたので、一問一答方式で質問させていただきます。

私の質問は、さらに充実されるべき災害対策と学童保育、通称放課後児童クラブのことで、この環境改善のお願い。3つ目は、河津町の関連団体の役員のスピーチに関連した質問をさせていただきます。町長、副町長、教育長、担当課長様にお尋ねしていきますので、よろしくお願いします。

では、最初の1つ目です。

さらに充実されるべき災害対策として、これからの災害対策の積み上げと指定孤立地区の特別な防災や災害対策の現状と今後、及び町の災害対策の達成度について質問します。

能登半島地震の被害を見て、伊豆半島で同じことが起きたらもっとひどいことになるだろうとみんなが言います。町長も、伊豆半島は能登と地形が似ていて、同様またはそれ以上の被害になると思うよとおっしゃっています。役場はいち早く議員を派遣していて、義援金なども町民をはじめ各団体で行っています。この能登の災害と対応を、私たちは寄り添いながらも学習させていただき、教訓と受け止め、もっと対策を講じていく必要があります。

参考までに、私たちの地区の過去の大きな地震は1974年、50年前です、伊豆半島沖地震、これは南伊豆で30の方が亡くなったりしています。その次、2年後、河津地震、鉢ノ山付近の民家が被害を受けました。さらにその2年後、今から46年前、伊豆大島近海地震、これは25の方が亡くなっていて、この地震は結構河津町でも被害が多くて、見高入谷地区で発生した大規模な地滑りで10戸のおうちが埋まって7名が亡くなりました。国道走行中のバスに崖が崩れて3名が河津町の方が亡くなりました。などなどほかにも伊豆大島噴火や相模湾トラフと南海トラフ、伊豆半島東方沖群発地震など、山、海、川の自然に恵まれている河津町は、災害の要素にも囲まれています。

初めに言いましたように、同じ半島の災害を見て河津町はどのような対策を積み上げていくのか。地方自治体は財源があまり豊かではないので、いつあるか分からない災害の対策にその財源が回りにくいと言われるが、であれば災害対策は毎年積み重ねでその機能を充実さ

せていく必要があると思います。

1月にハザードマップが配布されましたが、それはとてもタイムリーでよかったと思います。1月末の町長の町民への事業説明会でもありましたように、大きな事業に防災公園の設置や水道設備の耐震化工事など予定されていますが、そのほかに来季予算でどのような災害対策を行うのかお聞きします。

また、孤立集落についてですが、河津町は大鍋、小鍋、梨本、縄地、この4か所が孤立集落とされています。ヘリコプターのスペースは離着陸が3地域、ホイスト、ホイストというのは上からつり上げ、つり下げというやつです、1地域あるようです。

新しく孤立集落の最新調査を賀茂地域局、各役場、警察、消防、自衛隊で始めりましたが、現4地域の孤立集落に対しての通信手段の確保や特別な備蓄など特別対策の現状と今後の予定はどうでしょうか。

また、静岡県知事の言葉を借りると、河津町の防災対策はほぼ頂上まで今は何合目ぐらいだと思いませんか。これらお聞きしていきます。お願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、北島議員のさらに充実されるべき災害対策ということで3つほどご質問ですので、お答えします。

まず、来年度予算における防災関係予算の重点でございますけれども、これまでも防災拠点施設や消防の蔵置場新設事業などを行ってきておりまして、また新たに防災公園事業などの施設整備も進めております。

来年度予算におきましては、引き続き同報無線の更新事業を約1億9,700万円で予定をしております。この事業、同時放送無線システムのデジタル化への移行に伴うものでございまして、3年計画の2年目でございます。

そのほかでは、電気自動車の購入による電気供給の変換機材の購入や防災倉庫の買換えなどを予定をしております。そのほかにも、備蓄品の更新など維持管理に努めた予算となっております。

河津町は、議員からお尋ねのように河津川を中心として集落が奥まっていたり、国道などからも距離が離れた集落も点在をしております。特に、迂回道路がない行き止まりの集落については、万が一の災害のときに進入道路が通行止めになった場合に孤立するおそれがあります。

このたびの能登半島地震で同じような孤立集落が起こり、県、賀茂地域局でも賀茂地区の

各市町における孤立集落のおそれがある44か所の調査と対策検討を始めたという報道がなされました。河津町の対象地域は、先ほど議員がおっしゃったように大鍋、小鍋、梨本、縄地の4か所となっております。

町の対策としては、各集落の自主防災組織との情報連絡が重要であると考えておりまして、各自主防との行政無線による交信訓練なども行っております。また、長期的には災害時のドローンの活用も考え、職員の操縦資格も進めております。また、上地区においては伊豆縦貫自動車道路の建設による工事用道路の建設終了後の活用で、万が一の災害用道路などの利用を国に働きかけております。

やるべき対策の充実度ですが、私自身は災害対策の頂上は果てしないと考えております。災害に絶対はありませんので、防災減災については最善を尽くすことしかありません。

今回の能登半島地震は、半島に位置する共通点もありまして、今後の新たな教訓による対策も必要であります。また、災害時の救援や避難などの対策で一番危惧するところは、人口減少と高齢化などによる自助・共助、ひいては公助の部分でも大きな問題と考えております。

これまで、私自身も職員時代に大きな災害を幾つも経験をしました。先ほど議員がおっしゃった災害もほとんど私は経験をしております。そういう中で、災害はいつ起こるか分かりませんし、規模も分かりません。その時々判断も大事ですが、万が一のときに少しでも災害が、被害が軽減されたり命が救われたりするためにも、日頃の対策や心構えが大事であると考えております。現在、県が進めているわたしの避難計画づくりなども重要な要素でありまして、多くの町民に周知したいと考えております。

議員のお尋ねの各詳細については、担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） それでは、私のほうからは、まず来年度の予算ではどのような災害対策の積み上げかということでお答えします。

来季、令和6年度の防災関係の予算についてですが、先ほど町長のほうが答弁しておりますが、3か年で整備する同報無線デジタル化工事関係費として約1億9,700万円、備蓄食料としてアルファ米、パンなど約1万3,000食と飲料水1,800本の購入として約550万円、老朽化した防災倉庫買換えとして1基約370万円、電気自動車からの給電装置、これはパワームーバーというものですが、それを一式約70万円、蓄電池式LEDライトセットは1台ですが約40万円などを計上してございます。

次に、孤立予想集落への対策ということでお答えします。

孤立集落への対策についてですが、現在、孤立が予想される4地区については、他の地区と同様になりますが、各種防災資器材を配備しているところでございます。特別なものとしては、4地区には非常食としてサバイバルフーズを梨本地区に900食、大鍋地区に660食、小鍋地区に540食、縄地地区に1,150食と、あと飲料水確保の目的でろ水機のほうを配備してございます。

非常食については、一括して町で管理・保管しておりますが、令和4年度からはこの4地区も含め町内全域に非常食60から150食を配付しており、今年度も同様に配付する予定でございます。

また、賀茂地域局では、本年度も孤立予想集落対策として臨時ヘリポート候補地の現況確認と、あと集落としての防災機能の確認を行っております。当町も、2月29日に実施されました。

今後も、調査結果や地区の要望などを取り入れながら、必要な資器材の配備を継続していきたいと考えております。

あと、孤立集落との災害時の通信手段の確保ということですが、移動系デジタル無線、これは4地区を含めた町内全23地区の自主防災組織のほうへ現在配備しているところでございます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） いろいろな取組とか備蓄の状況とかお答えいただきました。特にデジタル、無線のデジタル化とか、非常に有事のときというのは情報伝達が途絶えるというので、今まで大体そういうことで問題が起こっていましたが、そういうことに、予算的には大きいものですが、3年かけてやっていくというのはとてもいいと思います。めり張りがついていていい。いろいろパワームーバーとかアルファ米とかいろいろ多岐にわたって準備されているというのが分かりました。

河津町の過去の災害での役場や各団体の救援行動記録など見返して、何がやれなかったのかなどの検討をする必要があると。今、町長がおっしゃったように、私も経験があるとおっしゃっていましたが、そういうような経験者の意見とかも聞いて次の災害に備えるということが必要で、地震の歴史学の先生も、過去の被害を現状に当てはめて次に備えることが重要と言っています。

それから、町長おっしゃったように、今は何合目なのと聞いても上限がないからそれは言えないという答え、正しいお答えだと思います。県知事のような、電車の話だから2合目まで登って下山しちゃったというのものもあるんだけど、防災については登り続けるというご回答がありましたのでよかったと思います。

次の質問です。

自分で守る命への啓発に関する質問です。

伊豆の南地区河津町は、大災害のときに自衛隊、警察、消防が陸路でたどり着けないことが想定されます。地震、津波、崖崩れ、家屋の倒壊で道路網が寸断され、水道、電気のインフラが破壊される。災害の大きさに比べ自衛隊、警察、消防など救助のリソースが足りなくなる。もちろん、役場の皆さんのほうも被災する人もいるだろうし手が回らない。

そこで大事なのは、自分の命を自分で守るという自助の基本です。自宅の耐震化や飲食料の備蓄など、もう一度肝に銘ずる必要で、喉元が過ぎないうちに実行に移すことを役場としては促す必要があると思います。

家屋の耐震化率については、静岡県は全国平均を少し上回る89.3%ですが、伊豆地域は60%台、狭い輸送路に古い家屋が集まっている特性があり、倒壊すれば道を塞ぎ火災が延焼する。大切な住まいの耐震強化の底上げが必要になります。

静岡県建築安全課は、各地域と協力して耐震化を求めていくこと、また木造住宅耐震化プロジェクトTOKAI-0を増額し、無料耐震診断や耐震補強工事の助成を強化する方針があるようです。

河津町第5次総合計画において、災害に備え日頃の工夫や気づきで減災できる意識づけを行う、備蓄や家具固定化の促進など家庭における減災を図るとあり、もう一つまち・ひと・しごと創生総合戦略においては、町民の防災知識の普及啓発、避難地・避難路の確保、迅速で的確な情報提供、TOKAI-0を活用した木造住宅の耐震化の促進と書かれています。

自己防衛としての備蓄について、役場としてリアルな窓口や啓発イベント、また広報紙を通じての特集記事などでそういうことを促進していく、また備蓄品のあっせんなどが必要だと思います。役場から能登へ派遣された職員の慰労を兼ねたリアルな現地報告集会も説得力があります。そして、TOKAI-0の耐震審査や家屋の耐震化の説明会などはそれぞれ功を奏すと思います。

また、町なかにある備蓄倉庫の内容と配備されている量など、情報公開と理解促進などどうしていくのか、これらのことを喉元過ぎないうちに町民に対しどのように啓発していくの

か確認させてください。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、2つ目の質問で、自分で守る命への啓発ということで、大変これは重要なことだと思っておりますので、お答えしたいと思っております。

議員がおっしゃるように、自助・共助が非常に重要であることは議員お尋ねのとおりでございます。これについては他の議員の質問にもお答えしておりますが、私が知っている限りでは実際に約29年前の1995年、平成7年のまだ暗い明け方に発生をした阪神淡路大震災で約6,400人余りの方が亡くなっております。起こった時間が早朝で睡眠中ということもあり、当日亡くなった方は5,036人と多くの方が建物などの倒壊によって亡くなっております。中には家具等に挟まれて身動きができなくなり、その後発生した火災による死亡もあったと聞いております。

最近、共助という中で近所が重要であるという話も聞きます。先ほどの阪神淡路大震災のときに、淡路島の北淡町では建物の9割が全半壊被害を受け、39人の人命が失われましたが、家屋倒壊から約300人を助けたのは消防団であり、近所の人たちと言われております。倒壊家屋から救助の声が聞こえなくても、あそこのおじいちゃんは1階のどの部屋に、子供は2階のどこにと間取りを正確に知っていたのが短時間の救出につながったと言われております。

まず、自分が被害に遭わないことが大事でありまして、公助が来られない場合にはお互いが助け合わなければならない共助といって、近所などが協力して助け合うことにつながり、特に家具の転倒防止など対策をしてけがをしないということが私はとても大事なことで思っております。

このようなことを教訓に、町独自の家具などの転倒防止補助金制度があるわけですが、この点については私も身近にできる災害対策として特に強力に進めておりまして、器具の展示や広報紙やチラシなども含めて重要性和補助制度について周知を図っておりますが、こちらも申請件数が少ない状況であります。もう一度、町民の皆さんに身近な家具の転倒防止の必要性を訴えたいと思っております。

このたびの能登半島地震も踏まえ、この機会に我が家の専門家診断委託事業、木造住宅耐震補助助成事業、ブロック塀等耐震改修促進事業などの活用をお願いしたいと思っております。

能登半島地震で派遣をした職員の方から、能登半島の状況を少し聞いてみました。奥能登と言われている地域は2市2町ございますけれども、珠洲市、輪島、穴水と能登町かな、そ

の2市2町で大体伊豆半島と同じような人口規模でございます。聞きましたところ、高齢化率が伊豆半島よりも進んでおります。そして、やっぱり高齢化の中でなかなか家屋の耐震化ができないということも大きな原因だったということを知っております。

実際、家屋調査に行った職員から聞きますと、建物自体は伊豆よりも古いという状況があったそうです。そういう中で倒壊が進んだということで、やっぱり高齢化と家屋の耐震というのはある程度相関関係あるのではないのかなという話を聞きましたので、そういう意味でも能登と通じることがあるなど、ある面でも難しい点もあるのかなと、そんなことを感じた次第でございます。

そのほか、制度等につきましては担当課長より答弁させますので、よろしくお願いします。
私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） それでは、私のほうから自己防衛対策の促進についてどのように啓発していくのかということでお答えします。

啓発の一つとして、町では令和元年5月に防災ガイドブックを各戸に配布しております。このようなガイドブックでございます。ガイドブックは防災情報編、風水害編、地震編、津波編、防災マップからなっており、災害に関する情報をテーマごとにまとめてあります。

また、回覧にはなりますが、年四、五回発行している河津町防災だよりや広報紙広報かわづで防災メールの登録方法、南海トラフ臨時情報、家具転倒防止、土砂災害、風水害などの各種情報を伝えております。

また、令和3年度からは、県の協力を得ながらわたしの避難計画として災害が発生したとき、または災害が発生する前に自分や家族、地域の人と速やかに避難ができるよう、あらかじめ避難先や避難のタイミング等を整理する、こういったことを目的に各家庭での作成を進めており、令和5年度、本年度までに12地区を対象に実施のほうをしております。

町民の皆様には、これらを活用して防災への知識と準備を日頃から備えていただきたいと考えております。

次に、町の備蓄倉庫の内容と管理体制ということでお答えします。

防災資器材は、役場、河津小学校、中学校、旧西・東小学校、旧朝日幼稚園、バガテル公園駐車場、各自主防災会に設置してある防災倉庫等に保管してございます。主なものは非常食、保存飲料水、簡易トイレ、給水袋、ブルーシート、土のう、スコップ、バール、感染対策用品などになります。

管理については町で行っていますが、各自主防災会の資器材については年二、三回程度の点検を各地区をお願いしております。

量的なことについては、例えば現在非常食で約5万食、飲料水がペットボトルで約2,600本を備蓄しておりますが、今後何をどれだけ備えておけば大丈夫というようなことは言えないと思いますので、今後も継続して必要な資器材の整備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 建設課長。

○建設課長（臼井理治君） それでは、私からは耐震診断、改修事業の補助制度について説明させていただきます。

現在、耐震診断につきましては、無料でできる我が家の専門家診断委託を行っております。こちらにつきましては、対象者に直接訪問、ダイレクトメールの送付を行っております。

改修事業につきましては、木造住宅耐震補強助成事業補助金、ブロック塀等耐震改修促進事業補助金、緊急輸送ルート等沿道建築物耐震化促進事業費補助金を行っております。こちらにつきましても診断された方、対象者に直接訪問、ダイレクトメールを送付を行っております。

以上になります。

○議長（遠藤嘉規君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） 多岐にわたっているいろいろな対策を講じているというのが分かりました。

個々のご説明いただきましたけれども、そういう準備をいろいろしているということが町の人たちに伝わっているかというところです。自助・共助が大切と町長はよくおっしゃいます、僕もそう思いますけれども、今度は災害に備えた自助・共助というのはどういうことなのかというものを、このタイミングを捉えてアクション、またはきっかけづくりというようなことを町の広報方がやらないと、なかなか動きにくいのかなと。

今、町民の意識の中には能登の悲しい出来事が頭の中にあるうちに、喉元の過ぎないうちにそういうことをやろうと思うんだけど、例えばローテーション消費をやろうと思うけれども、なかなかちょっと行動に出ないような人が多い、そういう話をよく聞きますから、なんとなくそういうリアルで、イベントで、人を集めてみたい形で町が主導して、そういう自助・共助、それからTOKAI-0の耐震を受けようみたいな、そういうことをやっていただけるといいなと思います。

新年度の防災予算は、全国の自治体の、これ当然だけれども6割が強化しているというふ

うに新聞に出ています。項目の1番は、建設課長がおっしゃったように家屋の耐震化工事の助成拡充です。2番目は避難所の環境整備、これに予算を全国の各自治体が予算を割いているというふうになっています。

家屋耐震化の国や県の補助に町の助成も含め、命を守る災害対策の自助促進に行動していただければと思います。

では、次の質問に行きます。

先ほどほかの議員からも質問がありました、福祉避難所の設置についてお尋ねします。

多くの人が集まる一般の避難所での避難生活が難しい障害者、介護度の高い高齢者、妊産婦さんなどの要配慮者とその家族が避難生活しやすい福祉避難所の設定は現状どうなっていますか。

大震災や大型台風の災害のとき、犠牲者の半数以上が高齢者、障害のある人の犠牲者は被災住民全体の比率の2倍に上がります。

静岡県健康福祉部によると、要配慮者というのは身体障害、知的障害、発達障害、精神障害、高齢者の独り暮らし、寝たきり、高度認知症、さらに妊産婦、乳幼児、子供、性的マイノリティーの方、難病患者、外国人、こういう人たちが要配慮者となるようです。

この河津町を含んだ賀茂地域としては、宿泊施設が多く各ホテル、旅館さんと連携して福祉避難所として活用を検討することは、要配慮者の避難先確保として非常に有効であると、賀茂モデルとして県は推奨している。

河津町では、特別養護サンシニア河津さんが福祉避難所の役割を持ってくれているようですが、町のホームページでは何も見つかりません。サンシニアさんは常に満床状態の中、高齢者の受入れは、災害時に受入れは可能かもしれませんが、障害者、妊産婦、幼児、難病患者、その家族などはどうなりますか。

国や県は、福祉避難所に予算的にも機材、資材、備蓄品、介護用品などの設置に必要な費用や介護員などの人件費など、いろいろ補助や交付があるようです。河津町には障害をお持ちの人が398人、そのうち重度障害者と指定難病者はおよそ250人、それに妊産婦さん、幼児、外国人とかその家族となると、河津町で福祉避難所がサンシニアさんの1か所で間に合うわけがない。さらに、知的や精神の障害をお持ちの方とご家族がサンシニアさんで避難生活ができるとは到底思えない。

静岡県が賀茂モデルとして推奨する、二次避難所として宿泊施設が福祉避難所として機能する協定の締結に向けて行動してほしいと思います。役場としてのお考えをお尋ねをします。

また、近隣市町と連携でお考えがあるのであれば、それも具体的にお聞きします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、福祉避難所の件についてお答えします。

福祉避難所の件につきましては、町内の福祉介護施設にお願いをしているところで、議員がお尋ねのとおりでございます。

災害の規模や状況にもよりますが、お尋ねのとおり収容人数が足りないことも当然考えられます。また、施設自体の入居者の状況もありまして、現実的にはそのときの対応になると思われま。

議員がお尋ねのように、他の施設を確保することが大事であります。旅館など宿泊施設の利用なども考えられますが、施設が介助者用の利用に対応できるようになっているのか、また従業員が被災している場合など従業員問題や介助者の付添いなどの問題もあろうかと思ひます。

今回の地震も教訓に今後検討しなければならないと考えますが、現実的には町外も含めた被害の遭わないほかの福祉施設への受入れに頼るしかないと思ひます。どこまで協力体制ができるか、広域連携ですと県などが中心となっていくのが最善の方法ではないかと思ひております。

議員からお尋ねの詳細につきましては、担当課長より答弁させます。

私からは以上になります。

○議長（遠藤嘉規君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（土屋 勉君） それでは、私から宿泊施設と福祉避難所の協定についてのご説明をさせていただきますと思ひます。

現在、町と宿泊施設の福祉避難所としての使用する協定は締結されてございません。今年1月に、静岡県と下田市と下田温泉旅館協同組合が下田東急ホテルで実施した宿泊施設を利用した福祉避難所の設置訓練を視察してまいりました。付添いがいて宿泊施設での生活が可能な要配慮者であれば非常に有効な手段だと思ひましたので、今後検討していきたいと思ひております。

大規模災害では、多くの要配慮者が避難することが想定されます。その方たちの状況も、ご指摘のとおり多岐にわたることが考えられます。河津町内で対応できない場合、町外への避難も考えなければならないかと思ひます。その際に、賀茂圏域での連携、静岡県内での連携、県外の自治体の連携等、様々な状況を想定しながら検討をしていく必要があるかと思ひ

ます。

また、町内の方ですと避難する方もなるべく近い方を望むということもあるかと思いますが、また受け入れる施設のほうもそれぞれの自治体と個別の対応というのはなかなか難しいと思われるので、今回の地震等も教訓にしながら、静岡県と運用、手続等についていま一度整理し、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） 福祉避難所というのは、先ほど答弁もございましたけれども、災害が起こってからというのは福祉避難所というのはできないんです。事前にやっておかないと駄目なの。隣の市のシミュレーションに課長さんも参加されたということで、とてもそれはいろんな参考になったと思いますけれども、さらにそうやって福祉避難所と提携したホテル、シミュレーションとかもやっているまちもありますし、要支援者の個別避難計画策定に向けて課題の検証などを行っているまちもあります。

こうやって宿泊施設への福祉避難所の設置というのは、いろいろ準備は非常に大変だと思うんです。宿泊施設、同業者組合、観光協会、福祉関係、社協、それから専門施設、医療機関との協力が不可欠でしょう。もちろん福祉避難所の運営人材や介護人材の確保も必須であるわけで、それから福祉避難所に避難すべき人の、個人情報としてのリストアップなど膨大な作業になるんです。このように、福祉避難所は一朝一夕にできるわけがなく、綿密な作業となり時間がかかるので、今すぐにでも取りかかってほしい。

先ほどの答弁の中で、一般の避難所を一部分囲ってそういう人たちを入ってもらえる場合もあるというようなお話あったけれども、能登のニュースで皆さん知っていると思うけれども、それはほとんど無理なんです。やっぱりその障害の度合いによっては一般の方から怒られちゃったり、暴れちゃったり大声出しちゃったりとかという人がいて、結局みんな迷惑かかるからよそへ行く、車の中で過ごすみたいな起こるから、これ悲しいことになるから、できる限り事前にやるということをお願いします。

それと、福祉避難所というのは、何というんですか、その事前の準備にかかるものというのは障害者、そこに行ったら寝られるだろうじゃなくていろんな機材とかいるわけです。そういうものの準備とか、介護人材を張っつけたとかの人件費とかというのは結構補助が出るというふうに資料を読んでいますので、ちょっともう一度その辺を課長さんは検討してみるとおっしゃってくれたので、もう一度深いところでやっていただければと思います。

障害者差別解消法では不当な差別を禁止していますし、合理的な配慮をすることが全ての自治体義務づけられているんです。役場の縦割り組織を超えた、少なくとも福祉と防災一体になって取り組んでいただければ、ちょっとだけ安心させていただければと思います。

じゃ、次の質問に行きます。

放課後児童クラブの学童保育についてお尋ねします。

こども家庭庁と文部科学省の両省庁は、全ての子供たちが放課後を安全安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の充実が喫緊の課題で、放課後児童対策を一層強化していくと言っています。そのためには、集中的に取り組むべき対策として予算、運用の両面を盛り込んだ様々な施策をまとめ、こども家庭庁と文科省両省庁と都道府県と市町村とが連携して、子供真ん中の放課後を実現していくとあります。

また、支援員の人材確保のための処遇改善の補助などもあり、賃金改善を自治体に周知していきますともありました。

世の中的には、子供の大切な第3の居場所というのが重要で、それが今減ってきているという現状もあります。

文科省の放課後児童クラブ運営指針を見ると、室内のレイアウトや装飾、採光に配慮し、子供が心地よく過ごせるように工夫することを求め、衛生及び安全が確保された設備を整えるべきとしています。

河津町の学童クラブの現状はどうでしょうか。見学させてもらった感想で大変申し訳ないんですけども、まず場所は河津小学校の体育館の2階で、体育館の一部である踊り場と言っている部屋でないスペースともう一つのお部屋で構成されている。子供たちは40人近くが登録されていて、放課後そこで活動しています。

具体的には、体育館の2階ということで、手洗い、トイレがそのフロアにない。送迎時や手洗い、トイレ時は1階に下りていくんですけども、防犯上もあり支援員がその都度同行しなければならない。私が見学に行ったときも、訪問したときにも防犯上のチェックを厳しくされて、支援員の方たちはかなりしっかりやってくれていると思います。

入り口は常時施錠しているんです。その都度2階と1階の往復で対応。ここちょっと具体的に細かいことを言うと、これ玄関チャイムなんです。チャイム。せめてインターホンにすぐしてください。支援員の階段を往復というのは120回しているのが、それだけ変えるだけで60回に減るんです。だから、ちょっとだけそこを言うと、チャイムを押してピンポン鳴ったら支援員が下りてくるわけです。何々ちゃんのお父さんですかと上で待っている子供をつ

れてまた、こういう往復を何回もしなくちゃならない、これをインターホンにすれば半分に減るという意味で言っています。

それと、もし不審者が侵入したときに、2階で行き止まりなので逃げ場がない。体育館なのでスポーツやイベントで多くの人が入り出し、安全性に欠ける。1つの部屋は空調はありますが、もう一つの部屋でないスペースは採光が悪く空調がない。体育館というのは、もともと皆さんご存じのように夏は暑く冬寒いわけで、空調のないスペースは子供たちも支援員さんも居心地は最悪と思われる。夏場は冷風機を置いていただけるんだけど、そのスペースとしては30度を超える日が多く、暑い日は38度まで上がった記録があります。当然冬は寒く、10度を下回る日も多い。子供たちが快適に過ごす空間ではないと思いました。

夏と冬は踊り場の、踊り場と言っているスペースの空間ではなく、空調のあるもう1つの部屋に子供たちが集中しちゃうんです。密度の高い部屋で過ごし、インフルエンザ、コロナなどにいつ感染してもおかしくない状況。

体育館の2階で2つのスペースに分かれているので、目が届きにくく支援員さんたちの行動範囲が広く大変。これはワンフロアで完結していれば、より一層安心安全が保たれるなど、衛生管理及び安全対策として大きな疑問を持ちました。

このような放課後児童クラブの現状である体育館の2階であり、そこに手洗い、トイレがなく、また防犯・安全性に問題があること、空調がなくて夏場と冬場は異常な室温で子供たちと支援員を過ごさせていることなどの現状に対して、子育てに重きを置く河津町として改善の意思はありますか。

教育委員会のマターではないと思いますが、空き教室などを使用できるようにできることはありませんでしょうか。河津町文化施設整備検討委員会として、小中一貫校の答申の前にこの放課後児童クラブの現状を改善することはできないでしょうか。河津町子ども・子育て会議の13名の委員の皆様で、町長より諮問があれば協議を進めていただけないでしょうか。

これは、筋違いは承知して言っております。多くの方が現状を認識し、改善に動いてほしいから言っております。

放課後児童クラブは、子供たちの学年が入り混じって豊かな情操や道徳、マナー、人の痛みや譲り合いの気持ちが感受性が豊かな時期に育まれるという効果や大きなメリットがあると思います。今後、河津町学童クラブの環境改善をどうしていくのか、町長及び関連部署及び教育委員会にお尋ねしていきます。お願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの放課後児童クラブの関係の環境改善ということでお尋ねですので、お答えをします。

これまでも、現状の中で改善をして対応をしてきております。特には、夏季における休業中の利用児童が増加する中では、学校施設や役場の施設などを活用して対応しております。

現状でよいとは思いませんが、やはり学童保育については学校と隣接をして運営することが望ましいと思いますが、現状ではいろいろと工夫をして対応をしている状況です。

子ども・子育て会議の中でも、当初は子育て支援センター内での学童保育の提案でしたが、新たな支援センター建設計画の中では学校施設近くが望ましいとのことで、支援センターの施設計画から除外し、現在に至っております。

お尋ねの点については、ご意見があればまたお伺いしたいと思っております。

その他詳細につきましては担当課長より答弁をさせます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（土屋 勉君） それでは、私から放課後児童クラブの運営についてご説明をさせていただきますと思います。

現在、放課後児童クラブでは40名の児童がクラブを利用しております。

昨年度、令和4年度については、利用者が多いときは小学校体育館のほかにさくら幼稚園の一室や小学校に隣接する木造の平家建ての建物も利用しながらの実施を行っていましたが、今年度については基本小学校体育館で行い、長期休暇中、夏休みですとかそういった長期休暇中には学校や役場と連携して小学校の図工室を使わせてもらったり、保健福祉センターの教養娯楽室を使用しながら実施を行っております。

ご指摘のとおり、現在小学校の体育館の2階で主に行っているわけですが、夏や冬の寒暖の厳しい時期があり、実際対応に苦慮しております。送迎時ですとかトイレの際には1階に下りてこななければならないこともありますので、支援員を手厚く配置する必要もあるといった状況です。

そういう状況ではありますが、学校と隣接していることで児童が通所しやすいですとか、学校との連携がしやすいといったことや、体育館を他団体が使用していないときは体育館全体を簡易に使用できる等、大きなメリットもあると考えております。

今年度と来年度で、令和7年度から11年度までの第3期子ども・子育て支援計画を策定しております。利用者の見込数を踏まえて受入体制を検討していきます。

現在、小学校は教室が不足しており、教室を幾つかの用途に併用しながら対応している状況でございます。放課後児童クラブについては、当面小学校体育館を中心に今後も実施していきたいと考えています。小学校敷地内での放課後児童クラブを実施することは、小学校から放課後児童クラブへの安全な移動や学校と緊密な連携も含め、今後も小学校の敷地内で放課後児童クラブが実施できるよう検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） 私からは、文教施設整備検討委員会として、小中一貫校の答申より前にこの状況を打破できないかとのことですが、教育委員会としては文教施設整備検討委員会に放課後児童クラブについて諮問はしていません。しかし、一体で検討する必要はあると思います。

先日、文教施設整備検討委員会で先進地視察を行い、放課後児童クラブの施設状況についても視察してきました。視察先の沼津市の長井崎小中一貫校と伊豆市の土肥義務教育学校の両校とも学校敷地内に学校とは別棟の施設で運営しており、参考となりました。

答申より前にこの状況を打破できないというような現状でございますが、また一体となって整備していくことは検討していこうと思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） 何か物理的に非常に難しいというご回答いただきましたけれども、検討もしていただけるということだと思いますけれども、福祉の課長がおっしゃられるように河津町子ども・子育て支援事業の冊子を見ると、その計画においては子供が放課後を安心安全に過ごし多様な体験活動を行うことができる居場所づくりについて検討していきますと書いてありますよね。これは、この冊子は令和2年から6年の計画ですので、4年間計画して4年間いろいろ検討してくれたけれども改善がないということです。しばらくはこのままで我慢しろみたいな回答でしたけれども、ちょっときついですよね。

ただ、物理的にどうしようもないのは、それはしょうがないんだけど、夏38度の部屋に置いておく、支援員とお子様たち、預かり料は7,000円払っているんだけど、それはちょっと過酷過ぎると思うので。ただ、エアコンなんか入れられないと思うんです。体育館全体にかかっちゃうから。だから、その場所の問題があると思います。

今度の、この4月の新1年生も1クラスとお聞きしますが、現行1年生も1クラスなので、

それでも部屋は余っていないという状況なんですね、教育委員会としては。だから、それはもう物理的にしょうがない。だから、新しい小中一貫校ができるまで待てばというのが何年先になるんでしょうね。最低でも4年、5年、6年先でしょう。それまでもうみんな苦しい放課後児童を送った子がどんどん卒業していくわけですね。

物理的なものを解決できれば一番いいんですけども、1つちょっと写真を持ってきたんですけども、議長にお許しいただいて見せて、ちょっと写真の粒子が粗くて大きくできなくて申し訳ないんですけども、これは河津町の学童クラブです。こういう形。これはこの1部屋だけじゃなくて、こっちにも部屋でないスペースという、踊り場と称しているところがありますけれども、この日僕行ったとき、寒いのでみんなこの温かい部屋に集まってきちやっている状態。いつもこんなに混み合っているわけじゃないんですけども、夏もこういう状態になるということになります。

これ非常に何か仲良く見えるけれども、非常に密度が高いです。文科省の規定は1人当たり1.65平米以上ないといけないんですけども、これこの場合はありません。というのが、これが河津町の状況です。夏冬はこういう状態になっている日があるということです。

もう1個お見せしますけれども、こういう学童の部屋も近隣市町ではあるんです。こちらは学校内のこういう形です。学校内の余裕の教室ができたから、リフォームして活用している近隣の放課後児童クラブの例。畳の床敷きがこれ30畳あるんですけども、ここには写っていないんですけども、この部屋の続きに椅子と机の部屋がさらにあって、そこに当然空調、手洗い、トイレ、それから支援員の執務スペースなども装備されたワンフロアで完結です。これは、河津町の放課後暮らしている子供たちが見たら、いいなと言うでしょうね。

3つ目の質問をします。

河津町の農林水産、商工、観光、サービスの幹部と役場幹部と私たち議員も新年に集う賀詞交歓会でのスピーチに関連して質問していきます。

主催の産業経済活性化連絡協議会の会長さんは、労働人口減少により宿泊施設は100%の稼働ができない苦しい状態ですとスピーチがありました。

昨年、この定例会の質問で労働人口減少に対する支援として、町が主体となって働き方改革、働く意識改革、働き方の選択肢の拡大、高齢者の戦力化などで役場主導で、例えば河津町のハローワークみたいなものがないか、おてつたび募集とかできないかとお尋ねしました。そのときは、東京圏からの移住促進やワーケーション、コワーキングスペース、チャレンジショップの活用などで展開していますし、町長は町の外からの労働人口拡大に行動し

ているし、町内各団体と一緒に考えていくべき問題だねとおっしゃいました。

町として、労働人口の不足解消に向けた新たな施策の検討をいただけたかどうか、1つ質問させていただきます。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、労働人口の対応についてのご質問ですが、お答えします。

さっきの質問でもお答えしておりますが、町の労働人口が不足している話は当然聞いております。その対策として、2つの側面があるかと思っております。

1つは、人口減少や少子高齢化により町内や近隣市町も同じような現象の中で、これまで高齢者でも現役として頑張っておられた方が加齢により働くことが難しくなったことが考えられます。また、働き世代でも、年齢や職種によって異なることもあろうかと思いますが、全体的にあらゆる職種で労働者不足ではないかと思えます。

さきの質問でもお答えしておりますが、町外からの移住や定住を図ったり、静岡県と連携しているお手伝いを旅をつなぎ、働きながら観光を楽しむおてつたびの制度の活用なども考えられ、町内でも活用している事業者さんもあります。これがおてつたびの県がやっているチラシなんですけれども。

また、伊豆半島の観光関連の市町が共同で、昨年12月に県知事に対して宿泊事業者の雇用改善支援として従業員宿舎等の改修費用などの助成制度を要望し、具体的には県の来年度予算に組み込まれております。

町としても、働く世代がより働きやすいように、これまで幼稚園の夕方預かり時間を午後6時まで延長しており、また来年度には預かり保育事業を早朝の7時半から予定をしており、町民の働きやすい環境づくりに努めております。

また、町独自でも来年度の当初予算の中に、インターンの受入制度として町の事業者さんが学生等のインターンを受け入れる際に町として補助なども予定をしておりまして、それによって従業員の確保をより促そうということで、そんな制度も考えております。

それから、もう一つはお試しで町内を、例えばこれから移住を計画している人が町内に泊まって町内を見てみたいという方に対しても独自の補助制度をつくってございまして、今まではなごみの里の利用もあったわけなんですけれども、このたびの当初予算に乗付けた制度は、宿泊施設等に泊まって、その費用の何分の、4,000円だったかな、その部分を町が補助をして、そういう移住関係の方たちの確保を進めようということで、そんな独自の制度も町として当初予算に組み込ませていただきました。

そうということで、その他のお尋ねの点については担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） 私からは、6年度の新規事業等をまた説明させていただきますけれども、町長とちょっと答弁が重なる点がありますので、申し訳ないです、すみません。

労働人口激減によります事業者への支援策等についてということで、令和6年度の新規事業といたしまして、先ほど町長が申しましたとおり大学や専門学校等在学生のインターンシップを町内事業所に受けていただき、参加いただいた学生の旅費及び宿泊費の一部を補助する制度を、働き手不足対策と関係人口の増加対策ということで創設する予定でございます。

また、観光事業者の職員寮の老朽化が若手就業者の懸念事項との指摘もございまして、当町を含む伊豆地域7市6町で施設改修費の補助事業を県へ要望いたした経緯もございます。

前回、働き手と担い手のマッチング事業も提案いただいているところですが、人員の関係もあり進んでいないのが現状であります、できることから進めていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） いろいろ策を講じていらっしゃるということが分かりますけれども、はっきり言うとなんとなく先が長い、いろんな効果が出てくるのが先が長い。前回の定例会でお願いしたのは、働くことの意識を改革して、短時間でもパートでも高齢者でも働けるんだよ、その意識の改革というのは、町のために貢献してほしいという意識を改革していくときに、町が何かそれにものを申せば、だったら働いてみようかなという人が増えるんじゃないかなという、町の人と話してそういうことを言っております。

いろんな策が功を奏すればいいですけども、ただ、今現状、今困っているのも、何か早い手段があれば一番いいと思う。

もう一つお願いします。

河津町商工会副会長の、縦貫道一部開設で町の商業が売上げが2から5割減少したままであり、看板や案内標識の設置を町に申し入れているとスピーチありました。県会議員さんも、先ほど看板の話が出たけれども、それらにより今までの繁栄が戻ると、戻すことが大事であるというようなスピーチをいただきました。

この昨年6月の定例会の質問でも、河津町縦貫道開通により経済的ダメージの縮小策とし

て、河津町に直進すべく道先案内、情緒的誘導看板、生活便利案内の看板戦略を町の人声としてお届けしました。そのときに、民間と一緒にやる方法や景観に配慮した形での設置や候補地の可能性を考えてみたいとご回答いただきましたけれども、その後、早期実現の可能性はどうでしょうか、お尋ねします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 看板の関係でお尋ねですので、お答えします。

多分、昨年12月のご質問でもあったかと思いますが、実はそのときにもお答えしておりますが、実はその前から土木事務所と打合せをするということで事前に準備をしておりまして、昨年の12月の質問の段階でも下田土木事務所にもう既に相談をしておりました。

また、事前に国道414号の関連団体の要望事項でも、県議会議員や土木事務所に直接要望をしてまいりました。そういう中で、県会議員のほうからそのようなことが話で出たのかなと思います。

その後、担当者が早期の設置を目指して、これは東伊豆と共同で独自の誘導看板の設置について土木事務所と協議をしてまいりました。ただ、現在まだ協議中のございまして、なるべく早期に看板設置を考えてみたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） じゃ、実現に向けてガンガンと進めていただければいいと思います。

これは、道路標識みたいに堅いものではなくて、そういうものが許されるか知らない、この話をしたときに同僚議員が言ったのは、直進、もうすぐ海と1枚出ているだけでも違うんじゃないかというような話も出たりして、そういうような看板なんです。下りていくとメリットが何があるかというのを伝えないといけないという話です。ありがとうございました。

町の関連団体の役員が公式、賀詞交換という公式な場ですよね、そこでこのような発言をするということは、町の人たちは本当に困っていて、町の経済にも大きく影響するから、役場に対して助けてくださいと広く直訴したんだと僕は思って今日質問しました。大きな予算がかかるわけではないし、こういうようなことは役場の若手の新しい感覚の意見も聞いて取り組んでいただければと思います。ぜひとも善処をお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（遠藤嘉規君） 2番、北島正男議員の一般質問は終わりました。

一般質問の通告のありました5番、渡邊昌昭議員、4番、桑原猛議員、1番、正木誠司議

員の一般質問は、明日 6 日に行います。

◎散会の宣告

○議長（遠藤嘉規君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日は午前10時から再開します。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時59分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

第 2 日

3 月 6 日（水曜日）

令和6年河津町議会第1回定例会会議録

議 事 日 程（第2号）

令和6年3月6日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（河津町手数料徴収条例の一部を改正する条例について）
- 日程第 4 議案第 4 号 河津町景観条例の制定について
- 日程第 5 議案第 5 号 河津町経済変動対策貸付資金利子補給基金条例を廃止する条例について
- 日程第 6 議案第 6 号 河津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 7 号 河津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 8 号 河津町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 9 号 河津町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 10 号 河津町温泉会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 11 号 見高地区地域振興施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 12 号 今井浜海の休憩所の指定管理者の指定について
- 日程第 13 議案第 13 号 河津桜観光交流館の指定管理者の指定について
- 日程第 14 議案第 14 号 河津町情報通信施設の指定管理者の指定について
- 日程第 15 議案第 15 号 東河環境センターと河津町間のし尿処理施設の大規模改修に関する事務の委託の廃止について
- 日程第 16 議案第 16 号 令和5年度河津町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第 17 議案第 17 号 令和5年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

出席議員（10 名）

1 番	正 木 誠 司 君	2 番	北 島 正 男 君
3 番	大 川 良 樹 君	4 番	桑 原 猛 君
5 番	渡 邊 昌 昭 君	6 番	遠 藤 嘉 規 君
7 番	上 村 和 正 君	8 番	渡 邊 弘 君
9 番	稲 葉 静 君	10 番	宮 崎 啓 次 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者

町 長	岸 重 宏 君	副 町 長	木 村 吉 弘 君
教 育 長	鈴 木 弘 光 君	総 務 課 長	川 尻 一 仁 君
企画調整課長	稲 葉 吉 一 君	町民生活課長	鈴 木 亜 弥 君
健康増進課長	土 屋 典 子 君	福祉介護課長	土 屋 勉 君
産業振興課長	中 村 邦 彦 君	建 設 課 長	臼 井 理 治 君
防 災 課 長	村 串 信 二 君	水道温泉課長	友 田 佳 伸 君
教育委員会 事務局 長	島 崎 和 広 君	会計管理者 兼 会計室 長	渡 辺 音 哉 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	山 本 博 雄	書 記	山 田 祐 司
---------	---------	-----	---------

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（遠藤嘉規君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

よって、本日の議会は成立しました。

これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（遠藤嘉規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

なお、説明のため町長以下関係職員が出席しておりますことを報告します。

◎一般質問

○議長（遠藤嘉規君） 日程第1、一般質問に入ります。

この場合、質問には一問一答ごとに答弁します。

なお、全般にわたって質問するか、答弁を求めるかは、質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は1問につき3回、質問の時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力をお願いします。

一般質問は、次の順序によりこれを許します。

5番、渡邊昌昭議員、4番、桑原猛議員、1番、正木誠司議員。

◇ 渡 邊 昌 昭 君

○議長（遠藤嘉規君） それでは、5番、渡邊昌昭議員の一般質問を許します。

5番、渡邊昌昭議員。

〔5番 渡邊昌昭君登壇〕

○5番（渡邊昌昭君） おはようございます。5番、渡邊昌昭です。

令和6年第1回定例会開催に当たり、一般質問の通告をしたところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問させていただきます。

質問に入る前に、正月に発生した能登半島地震により多くの方が犠牲になられ、ご冥福を祈るばかりでありますし、被災者に対してはお見舞いを申し上げる次第であります。また、復興のためにご尽力なさっている皆様方に対し、感謝をいたします。

昨日の同僚議員の質問にもありましたが、今回の私の質問は、この能登半島地震に関連した質問をさせていただきます。1件目、能登半島地震からの地震対策について。2件目、発震後の避難所について。3件目、情報の伝達について、以上、3件について質問します。

町長、副町長、教育長、担当課長の答弁を求めます。

それでは、1件目、能登半島地震からの地震対策について質問いたします。

昨日の質問と被る点もあるかと思いますが、河津町のある伊豆半島は能登半島と地形が類似しており、南海トラフ巨大地震などの発生が予想される河津町の地震対策に参考になること、これが多いと思います。町は河津町地域防災計画を定め、各種の対策を推進することにより、町道並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することとしております。正月の能登半島地震に加え、房総半島沖のスロースリップと言われている連日の地震報道により緊張感が現在高まっている、このように言われていると思います。平素からの町民一人一人の備えが必要であり、気持ちを引き締めていかなければならないときだと考えております。そのきっかけづくりにこの町がなっていきたい、このように考えますので、質問を続けていきたいと思います。

まず、平常時の対策でございます。

今回の地震を受け、町民も改めて危機感を感じていることと思われましますし、これまでの地震避難訓練などよりも積極的で効果的な訓練が計画できる、このように思っております。そして多くの教訓を得たものだと考えております。昨日の答弁に、計画には果てがないということで町長が答弁してくださいましたが、非常に安心しているところでもありますけれども、河津町地域防災計画の中にも防災訓練、防災教育が取り上げられ、住民に対する防災

思想の普及啓発とされております。

しかし、訓練ををすると言っているものの、具体的な訓練の内容には触れておりません。例年行われている避難訓練も訓練内容がマンネリ化されている、このような声も聞いております。自助、共助、公助の順に救助活動が行われると思いますけれども、訓練は反復して体にしみつけることも必要です。今回の地震を受け、町民の方々も緊張している今だからこそ、今後どのような訓練を実施していくのでしょうか。津波浸水地域と上地区での訓練、おのずとその内容が異なるものだと思いますし、上地区の町民も津波浸水地域に来ていて地震に遭遇されることも想定されます。いろいろな場面を想定しての訓練を計画しているのでしょうか。

昨日も若干話が出ておりましたけれども、本計画の中に防災士、これの活動も記載されております。この活動が見えてこないのが現実なのかなと、このように考えますけれども、防災士の養成状況、その活動、研修、これらの計画、これがどの程度今進んでいるのかお答え願いたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊昌昭議員の質問にお答えしたいと思います。

大きくは能登半島地震からの地震対策ということで、1問目に平常時対策ということでお尋ねですので、お答えします。

議員がお尋ねのように、訓練を含めて日頃からの心の備えや対策が大事であり、町も県などと連携をして、年数回の防災訓練やわたしの避難計画づくりや、児童生徒などへの防災講座なども開催をしております。そのほかにも毎月10日に行われます本部運営訓練ですとか、また先般行われました災害ボランティアの運営訓練などの本部の訓練も実施をしているところであります。

他の議員の質問にもお答えをしておりますが、今回の能登半島地震は、同じ半島に住む私たちにとって同じようなことが考えられ、他人ごとではないと感じております。また、現状では職員派遣などの支援も含めて、できる限りの要請に応じていきたいと考えております。今後、今回の地震の教訓や対応なども検証されてくと思いますが、それらを参考にして、訓練等にも生かしていきたいと考えております。また、今日庁内LANで職員には通知をしましたけれども、派遣職員の報告会をこの18、19日にも職員を対象に開く予定ということで今日通知をしたところでございます。

それから、昨日、一般質問の答弁で、能登半島地震の件で、高齢化による建て替えや耐震

改修など耐震化が少ないのではないかと推測されております。具体的な内容ですが、私が資料を調べましたので、少しご紹介したいと思っております。

昨日お話をしました奥能登と言われるところが大きな被害を受けております。死者が240数人出ているわけですが、大部分がこの能登地方に集中していると言われております。この奥能登地方ですが、2市2町です。輪島市、珠洲市、能登町、穴水町でございます。人口でございますが、これは昨年12月現在ですが、輪島市が2万3,192人、それから珠洲市が1万2,610人、それから能登町が1万5,187人、それから穴水町が7,326人、これを全部合わせますと5万8,315人になります。ちなみに賀茂地域全体合わせますと5万7,000人ということで、もうほぼ賀茂地域と同じだと考えていいかと思っております。

その中で、少子高齢化が進んでいるということでございますけれども、65歳以上の人口が占める高齢化率、これは国勢調査、令和2年の推計でございますが、珠洲市が51.7%、能登町が50.4%、それから穴水町が49.5%、輪島市が46.3%。河津町が高いと言われても43%です。それ以上に高いということが奥能登地方に言われると思っています。

その中で、昨日、議員の質問にもありましたけれども、現行の耐震基準の1960年以前の建物の割合でございます。珠洲市が65%、輪島市が56%、能登町が61%、ちょっと穴水町は不明ですが、これも全国平均よりも抜きんじて多いという、そんな状況が今回の奥能登地方には、それが主な耐震化の進んでいないような状況があったのかなと思いますし、それも一般的にはよく言われるのがやっぱり高齢化と相関関係であるのかなということもちょっと感じたところであります。

そういう中で、先ほど地形的にも能登地方と似ていると私も申しましたが、これは半島という地形のみならず、やはり高齢化とか過疎化という点でも共通をしているという点で同じような状況と言えるのではないのかなかなと思っております。そういう意味で半島プラスそういう状況、背景も今後参考にしながらも対策をしていかなきゃならないのかな、そういうふうには思っております。

1問目のお尋ねの平常時の対策につきましては、担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） それでは、私のほうから、まず防災訓練についてお答えさせていただきます。

町では9月の総合防災訓練、12月の地域防災訓練、3月の津波避難訓練を実施してござい

す。

訓練の目的になりますが、防災訓練は大規模地震発生を想定した訓練を全県で実施することにより、県、町の災害対策本部機能の強化や自主防災組織、消防団等の共同による地域防災力の向上、地域住民が自主防災組織による実践的な訓練を通し、自らの命は自ら守る、自らの地域は皆で守るという自任意識の定着を図るとしております。

地域防災訓練の目的ですが、各地区自主防災組織が主体となった訓練の実施、河津町防災ガイドブックを活用した災害応急対応行動についての再確認、地域特性に応じた防災体制の確立と住民の防災意識の高揚による減災の実現を図るとしてしております。

津波避難訓練の目的は、東日本大震災の教訓を踏まえ、津波に対する正しい知識の普及等を図るとともに、実践的な津波訓練を実施し、避難地及び津波避難経路等の点検、検証を行うとしております。ここ数年はコロナの影響もあり、訓練実施を自粛しておりましたが、今年度は総合防災訓練で数年ぶりに旧西小学校で会場型訓練を実施しました。

今後どのような訓練を実施するのか計画しているかとのことですが、各訓練の実施に当たり、毎回各自主防組織で訓練計画を立てていただいております。訓練計画が立てやすいよう、自主防本部開設・運営、災害図上訓練、高齢者等の要配慮者の把握、避難誘導、消火訓練、被災安否情報等の収集・伝達、簡易トイレの設置、飲料水の確保、避難所運営訓練など、16項目の訓練メニューから選択できるようにしてありますので、毎回同じではなく、違ったメニューも取り入れた訓練を実施していただきたいと考えております。

町としては今後も各自主防災組織が各種訓練を実施する際に必要となる情報や資機材の支援を継続していききたいと考えております。また、静岡県看護協会や自衛隊の協力を得て、応急救護訓練を各地区持ち回り、希望地区は優先で実施しております。

防災士の活動についてですが、資格取得後の研修などは実施しておりません。各地区で計画する防災訓練の中で防災士と連携した訓練の実施を継続してお願いしていききたいと考えております。

令和3年度からは県の協力により、わたしの避難計画として、災害が発生したとき、または災害が発生する前に、自分や家族、地域の人と速やかに避難ができるようあらかじめ避難先や避難のタイミング等を整理することを目的に、各家庭での避難計画の作成を進めているところでございます。町で実施する訓練としては、本部運営訓練、会場型訓練、県、自衛隊、警察など関係機関と共同した訓練を今後も実施していききたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） ただいま答弁いただきまして、いろんな訓練、これが行われているというのは感じておりますけれども、これが16項目せっかくある中から地域防災の訓練が行われているということです。その中でいろいろなことを選んでいただいて、マンネリ化しないで皆さんの体に身につくということの訓練、これを実施していただきたい、このように考えておりますし、近年の災害、地震によりますと、阪神大震災から始まって、東日本、熊本、それと今回の能登半島の地震と、こういう大きな地震がつながってくれば、それごとに教訓というものが新たに加えられていくと思いますので、それらを踏まえて、少しでも被災者の出ないような計画を立てていただきたい、このように思っております。

今回の地震についてですけれども、被災者の多くの方、これについては家具や建物の倒壊による圧死だと聞いております。昭和56年5月以前の建物やブロック塀の耐震化がうたわれておりますけれども、なかなか進んでいない、これが現実ではないでしょうか。さらに空き家が最近増えておりますけれども、空き家のブロック塀の補強が特に進んでいない。歩いているときに突然地震があつて、ブロック塀が倒れてくるというようなことも考えられますので、進んでいないのは困るなどと考えております。

昨日の答弁の中に、ダイレクトメールの活用だとか、さらなる建物の改修についても、ダイレクトメール、これを活用して何とか進めていきたいという答弁がありましたけれども、今後そのダイレクトメールでなかなかできないということであれば、何らかの対策を取らなければいけないと考えております。これをどのように今後進めていくのか、これが私の質問であります。そして、建物の耐震診断を実施し、補強することが必要でありますけれども、家具などの転倒防止器具、これの取付けも有効であると言われております。

家具の転倒防止器具の設置や取付けを広報しているということでもありますけれども、これも効果が上がっていないというのが現状ではないでしょうか。家具の転倒防止器具の設置については訴えていくとのことで、せっかく庁舎の入り口にこれの展示がされております。しかし、これを取り扱っている店舗だとか、そういうところの紹介があればもっと使いやすい身近なものになっていくんではないかなと考えております。

これまで高齢者の住宅にはこれらの転倒防止器具の補助制度、これがあると聞いておりますけれども、あまり活用されていないという回答も得ておりますし、被災者を少しでも減らすために、高齢者の年齢制限などの補助の枠、これを拡大するとか、取付けに対応してくれる町内の店舗を紹介したり、来年度発行を予定しているプレミアム工事券の対象となるなど、

大地震発生の前にできる防災対策として、企画し、積極的な広報などを実施すべきだと思いますけれども、この補助制度の拡大や今後の計画、これについての考えをお聞かせください。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの議員の質問にお答えしたいと思います。

倒壊ゼロ対策につきましては、これまでも県の補助事業として耐震診断や、その後の耐震工事などの助成制度を進めてきておりますが、耐震診断後の工事まで進むケースがあまり多くないという現状がございます。

また、議員お尋ねのブロック塀等の倒壊または転倒による災害防止を目的とした河津町ブロック塀等耐震改修促進事業補助金制度もありますので、こちらもあまり多くないという状況がございますので、ぜひとも活用をお願いしたいなと思っております。

また、具体的にお尋ねの町独自の家具などの転倒防止補助金制度の活用ですが、この点についても私自身も身近にできる災害対策として特に強力に進めておりまして、器具の展示や広報紙、チラシなども含めて、重要性和補助制度について周知を図っておりますが、こちらも申請件数が少ない状況であります。

先ほど議員のお尋ねのように、助成制度についてこれまで利用促進を図ってきておりますが、お尋ねの点も踏まえて今後の検討課題としております。特にこの制度につきましては、私は家具の倒壊防止あるいは家具の転倒防止の重要性というのはやはり自分がけがをしない。身を守ることによって、共助といいますか、隣近所を助けることもできる。自分自らのことではなくて、隣近所の方もその人がけがをしなかったり、助かることによって助けることができるという、そういう共助を行うため大変重要な身近な対策だと思っておりますので、ぜひとも町民の皆さんにはこのたびの能登半島地震を踏まえまして、この機会にもう一度町民の皆さんに身近な家具の転倒防止の必要性を訴えたいと思っております。

特に昨日も答弁しましたがけれども、阪神淡路大震災のときには早朝だということではほとんどの方が寝ている中で起きております。そういう中で家具の下敷きになったりという例が多くあったと聞いております。そういうことで、1日24時間としますと約8時間程度は寝ているわけですので、特に寝室なんかの家具の転倒防止についてはやっぱり十分点検をしていただいて、まず自分の命を守る。けがをしないということが家族のためもありますけれども、やっぱり地域の共助の備えとなりますので、ぜひとも身近な対策から町民の皆さんにはこの機会に助成制度を活用していただいて、身近な対策からぜひとも始めてほしいなと、そういうふうには思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 今、町長の答弁にもありましたけれども、やっぱり圧死とかそういうものがいかに防げるかということでいけば転倒防止器具、これについての助成を拡大していただいて、皆さんが少しでもそういう危険から逃れるということで考えていただければいいのかなと考えております。すぐできることといえば、寝ているところより高いところに物は置かないというのがこれが原則だそうなんですけれども、家庭状況を考えればそんなことも言っていられないこともありますけれども、ぜひそれに対しての転倒防止器具、これについての広報をしていただければ、少しでもけがをする人が減るのかなと考えますので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、ライフラインの確保、これについてですけれども、人は1日に10リットルの水が必要とも言われております。計画では町民が実施すべき生活必需品の確保は7日分の食料や飲料水などの準備とされておりますけれども、大量の水や食料の備蓄、これについては難しいのが現実ではないでしょうか。

能登半島地震の被災地は水道の復旧に3か月くらいかかると言われておりますし、各地より給水車が応援に向かい、被災者の給水を賄っております。一たび震災が発生すれば、全国各地から給水車が救援に向かっているものと考えますけれども、道路が寸断されれば救援が遅れるものと考えます。さらに当町には4か所の孤立が予想される地域があります。町有の給水車の早急な対応が必要ですが、町内には給水車や給水タンク、どのくらい準備されているのでしょうか。給水車があるならば、この老朽化、これも懸念されておりますけれども、更新の計画、これらはあるのですか。

さらには町内に2か所、簡易水道による給水をしている地域がありますが、これは停電すれば給水ができなくなる。ポンプアップができなくて給水ができなくなります。発電機などの設備、これはできないのでしょうか。今後設置する予定はありませんか。

さらに、上佐ヶ野地区の鉢ノ山や防災公園が避難者の仮設住宅設置予定地にもなっていると聞いておりますけれども、水道の確保が難しいと思います。この上佐ヶ野地区は簡易水道使っているわけですが、簡易水道組合と有事の際の対応や対策について話し合いは行われているのか、この辺について伺います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまライフラインの確保ということで議員からお尋ねがありまし

た。それぞれ担当課長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（友田佳伸君） それでは、給水車と給水タンクの配備についてお答えをさせていただきます。

給水車につきましては、積載量3トンの車両が1台と、給水タンクにつきましては、容量1トンの運搬可能なものを8基所有しております。そのほか災害時用の浄水器、これはろ水器とも言いますが、こちらを分散して20台配備し、それから、容量6リットルの携行可能な非常給水袋を1,800枚備蓄してございます。

そして、給水車の更新計画でございますけれども、配備から21年が経過し、バッテリー上がりなども懸念されますので、月に1回程度は職員による簡易的な点検、こちら行いつつ、特に支障なく稼働しておりますので、当面は現行車両を使用してまいりますが、状態も見極め更新を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木亜弥君） 町民生活課からは簡易水道についてご説明いたします。

町民生活課では町内の2つの簡易水道組合から要望があった場合に、施設の修繕及び改良工事に対し、優先度と緊急性を協議しながら補助金の交付要綱の範囲内で計画的に補助を行っております。その中で発電機についてのご相談もございましたが、組合からの優先度により今のところ設置する予定はございません。

また、災害時について特化した話合いは今のところ行っておりませんが、各組合でも対応されていることとは思いますが、今後要望を協議する中で聞き取りを行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 給水車、これについても1台あるということで、これも21年経過しているということを考えますと、この整備、これらについては点検等を実施していただき、いざというときに困ったよということにならないように管理をお願いしたいと思いますし、簡易水道組合、これと計画的な補助というか管理、これをしていただいて、ぜひ簡易水道組合、これとの話合いを積極的に持っていただきたい、このように考えております。一たび大震災が発生すれば、初動活動、これについては町が進めますけれども、その後は全国各地からの

応援に頼ることとなります。それらの受入れ態勢、これらも計画をしっかりと立てていただきたい、このように考えております。

それでは、次の避難所の対策について質問したいと思います。

先ほどもちょっと述べましたけれども、賀茂地域局によると、今回の地震を受けて、河津町内では大鍋、小鍋、梨本、縄地の4地区が孤立すると予想されることが発表されております。これまでもこれらの地域は孤立が予想されておりましたけれども、このように発表されると、該当地区に住んでいる住民の不安、これはかえって高まってしまいます。

これらの4地域とは異なる地域でも道路が寸断し、孤立が予想される地域もほかにもあります。414号線や135号線のこの2つが寸断されれば河津町全体が孤立することも想定されます。今回の地震に静岡県緊急消防援助隊、これが1月1日の夜、この賀茂を出発して、1月2日の早朝には金沢に到着しておりましたけれども、道路の寸断で移動ができず、目的地である珠洲市に到着したのが4日の早朝であった、このように聞いております。このように考えれば、孤立予想地区の避難所には最低でも3日分ぐらいの物資の配備が必要ではないか、このように考えます。

昨日の答弁の中に相当量の非常食の備蓄があると聞いております。今後の孤立予想地区の調査結果によっては、個々の状況それぞれ違ってくると思いますけれども、避難所の開設期間を町は1週間考えているようですけれども、孤立予想地域、ここでの避難所生活というのはさらに延びるのではないかということが想定されます。それらの地区ごとに装備すべき資材、これが異なると思いますけれども、早急にそれらを調査し、対応していただきたい、このように考えます。

先ほどのライフラインの特に必要な水については、これらの4地区には浄水器、ろ水器が既に配備されているということでもありますけれども、避難所を運営して動力的な浄水器の稼働や発動発電機、これを使用するにはガソリンの配備も必要であります。備蓄の計画、これについては町はどのように指導しているのか。また、今後そのような予想地区から要望等が出てくると思いますけれども、それらの地域への配備、これらの検討することを望みたいと思います。

そして、孤立したとき何が必要か、何で連絡が取れるのかということになりますけれども、孤立予想の施設には役場と各地を結ぶデジタル無線機、これが配備されているということですので、これの電波状況、これについては良好なのかと。山の多い地域の中で電波状態が悪ければ、せっかくの資材も使えなくなります。定期的な通話試験、これが行われている

のか。町内各地での感度試験、これというのは実際にやっているのか、これについてお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの質問、発震後の避難所について、1つ目として、孤立想定地域の対策ということでお尋ねですので、お答えしたいと思っております。

先ほど来申し上げてございますが、能登半島地震では伊豆半島と同じ地形でありまして、特に沿岸部へのアクセスの難しさがあり、あらゆる活動の妨げになっていると、そのような状況もございます。

そのような意味合いでも、背骨となる基幹道路が重要でございまして、伊豆縦貫自動車道の早期完成と連携する背骨だけではなくて、アクセス道路の整備も私は必要であると思っておりますし、災害時における主要道路に面した防災拠点施設の確保なども重要であると思っております。

特に先日、7市6町の首長会議でも話題になりましたけれども、防災拠点施設が県が主体となって大きいそういう拠点施設も欲しいんではないのかな、そういう声も出ております。この辺では箕作の道の駅の辺に計画も想定されたようでございますけれども、今後具体的に進むのか、その辺も今後重要なことであると思っております。

それともう一つは、やはり町としても拠点施設がどうしても欲しいということで、今防災公園等もやっておりますけれども、やっぱりそういう意味で今後の特に拠点施設あるいは背骨となる道路と、やはりアクセスの道路もやっぱり必要だということで、現実には能登半島地震では、能登半島の主要道路が崩壊したりして通行止めになったときに、アクセス道路として活用した道路が大いに発揮したということを聞いておりますので、背骨だけではなくて、やっぱりアクセス道路も同じように必要だということも、今後訴えていきたいなと思っております。

また、今後これまでの状況を踏まえて孤立地区への対応については対応したいと思っておりますし、また、能登半島の状況も踏まえた中で、各種政策のまた計画等をつくっていききたいなと思っております。

議員がお尋ねの点については、担当課長より答弁させます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） それでは、私のほうから、孤立想定地域への対策ということでお

答えさせていただきます。

昨日、他の議員にもお答えしておりますが、現在孤立が想定される4地区については、ほかの地区とは同様になりますが、各種防災資機材を配備しております。

孤立想定への対策としましては、4地区に非常食としてサバイバルフーズを梨本地区900食、大鍋地区660食、小鍋地区540食、縄地地区1,150食と、あと飲料水確保の目的でろ水器、浄水器を配備しております。令和4年度からはこの4地区も含め、町内全地区に非常食60食から150食を配布しており、本年度も配布する予定となっております。ガソリンなど燃料については長期間の保管が推奨されていないため、一、二年置きの入替えが必要となると思います。これらについては各自主防に備蓄してある場合は、自主防運営交付金、毎年これを交付しておりますが、そういったものを活用して購入していただきたいと考えております。賀茂地域局では本年度も孤立想定集落対策として、臨時ヘリポート候補地の現況確認と、集落としての防災機能の確認を行っております。当町も2月29日に実施されました。

早急な対応ができないかとのことですが、今後もこの調査結果や、あと地区の要望などを取り入れながら、必要な資機材の配慮を継続していきたいと考えております。

デジタル無線機についてですが、災害時の通信手段として、移動系デジタル無線を町内各自主防組織へ配備しております。更新テストは一応月に1回のお願いと、あと各種防災訓練での通信テストなどを行っております。電波状況については、これは孤立が想定される地区だけでなく、電波状況の悪い地区への対策として、公民館へアンテナを設置しております。これにより公民館からのこのデジタル無線機を使った通信手段は確保できます。大鍋、泉奥原、川横、縄地、見高入谷地区には既に設置しており、来年度、令和6年度には小鍋、湯ケ野地区へ設置をする予定です。今後も確実な通信手段の確保を目指していきたいと思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 通信施設、情報がやっぱり欲しいということで考えれば、デジタル無線、これがうまく使えるのが最良かと考えます。今後も各地域の拠点である公民館、これの通話状況が確保できるように更新計画を立てていただきたいと思ひますし、町長のお話にもありましたけれども、現在建設中の伊豆縦貫自動車道が完成すれば、高規格道路、これが町内を通過し、インターチェンジがなくても作業道路、これらを活用して、大鍋、小鍋、梨本地区の孤立を防ぐことができると考えますし、アクセス道路である落合・縄地線が開通する

ことにより、縄地地区の孤立、これもある程度防げることができるのかなと考えます。これまで以上に両方のアクセス道路と伊豆縦貫道、これの早期完成をお願いする次第であります。

そして、避難所収容施設、これについてなんですけれども、今回の能登半島地震、これはお正月ということで冬の間に発生しております。家屋の倒壊、道路の寸断、崖崩れ、地震のそういう被害、これに増して雪というものがありました。こういう災害が重なっております。

予想される東海沖の地震が発生すれば、これが夏や秋に発生すると、この辺は集中豪雨や台風といった直撃も風水害も重なってといった最悪の場合も想定しなければいけない、このように考えております。このような災害が重なったとき、現在の計画で避難者、これを収容し切れるのでしょうか。防災計画の中には風水害編というのと地震津波編というのに分かれておりますけれども、これが重なることも当然考えられるわけで、この災害、これについては最悪の状況を想定しているのか、この辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、前段の道路の関係でアクセス道路の関係を少し補足したいと思っております。

先ほど議員が御質問になりました県事業であります落合・縄地線、これは正式には県道下田・河津線と言いますけれども、それについて現在伊豆縦貫自動車道道路のアクセス道路として期成同盟会と連携を深めて、これは国の補助事業として採択されるように要望活動を始めしております。そういうことで継続した国の支援を受けられるように何とか進めてもらいたいということで、期成同盟会でもこの道路についてはみんなで力を合わせて国の補助事業として国の支援が受けれるような形で進めておりますので、アクセス道路としての重要な路線と考えているということで今後取り組んでいきたいなと、そういうふうに思っております。

それから、収容施設の確保については、各担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） 収容施設の関係でお答えさせていただきます。

昨日、他の議員にもお答えしておりますが、町内には指定緊急避難場所として学校や各地区の公民館を指定しております。また、災害発生後に一定期間避難生活をする指定避難所も同じ場所となっております。避難想定人員については、これらの町内の指定避難所、29か所ありますが、それらの延床面積を単純に1人3.3平米として算出した場合なんです、約7,000人収容できる。ただ、災害の種別によっては全ての避難所が使えるということは限り

ませんが、一応単純計算で全ての施設を使った場合に7,000人というふうに算出しております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 単純計算で7,000人ということですがけれども、災害の種別、これによって避難者の集中する避難場所というのが出てくるかと思えます。これらの振り分けとかその辺についてはうまく対応ができるように、それらも計画を重ねていただきたいと思います。今回の地震を教訓に最悪を想定して、2次避難所の設置や仮設住宅の建設予定場所、災害ごみの一時集積所などの計画、これについては早急に取りまとめていく必要があるかと思えますので、よろしくお願いします。

それでは、最後の質問で情報の伝達についてお聞きしたいと思います。

今回の能登半島地震に関してもそうであるようにライフラインが必要、これもあります。しかし、正確な情報提供、これが必要なんだということで、今同報無線のデジタル化のさなかであり、有事の際はデジタル無線機が頼りとなります。緊急時の情報提供も必要ですがけれども、平素からこれらの情報というのは町民に情報提供が必要かと考えております。町が何をやっているのか、何を計画しているのか町民に情報の提供が求められております。

町長の話す情報の公開も河津町ならではの活動や情報も一部の該当する町民にしか知られてないのが残念でなりません。能登半島地震の応援に職員を派遣したり、高校生の通学補助や給食費の補助額の倍増など、せっかくいいことをやっても、これが該当する町民以外にはあまり知られていないというのが残念です。これまではよかったかもしれませんが、現代の情報化の時代に発信力がこれでは弱いのではないのでしょうかと考えております。

町の情報伝達方法には、広報紙、ホームページ、同報無線、回覧板、町の防災メール、静岡県の防災メール、教育委員会のLINE、そして農協の有線テレビ、これらがありますけれども、これらの住民のカバー率、実際にはどのぐらいあるのか。また、緊急時に情報の提供ができる手段、これはどのようなものがあるのか。

現在、先ほども言いましたけれども、同報無線のデジタル化が進んでいるさなかでありますがけれども、緊急時停電した場合、同報無線が情報伝達には不可欠、このように考えておりますし、役場の非常電源、これについても72時間ということですがけれども、72時間を過ぎると電気が落ちてしまうと。72時間で燃料が切れるということだと思えますけれども、各地の同報無線拡声器、各子機というんですか、何時間くらい実際には使えるのかな、この辺につ

いてもお答え願いたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、情報伝達についてお尋ねですが、お答えをします。

先ほど具体的にはいろんな点を質問されているわけですが、他の議員のご質問に答えておりますけれども、情報伝達の手段、平常時や災害時の活用についてどのような方法や手段が有効か考えなければならないと思っております。確かに議員がおっしゃるように、これまでいろんな手段を使って情報等も提供しているわけですが、これからは行政のDX化の事業検討の中でも活用しなければならないと、そういうふうな検討もしていかなければならないと思っております。

また、多くの情報の伝達を行う場合に、行政のみならず、情報関係事業者も含め、電源確保の問題も重要であると思っております。また、来年度には電気自動車や交換装置の購入による電源確保にも取り組んでまいります。今回の能登半島地震など今後検証されることもあろうと思しますので、今後も今回の地震を教訓として参考にして取り組んでいきたいと思っております。

議員がお尋ねの点については、担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） それでは、私のほうから、それぞれの使用量ということでお答えさせていただきます。

まず、広報紙、広報かわづですが、こちらは月発行部数3,200部、ホームページの閲覧数は昨年1年間で約7万6,000回、農協テレビ加入世帯数は約1,900世帯、教育委員会LINEの登録者数は98人、同報無線の受信用防災ラジオ、こちらは約1,500台、防災メールの登録者数は約2,200人で、カバー率は、これは住民基本台帳の人口世帯数で単純に算出した場合になりますが、農協テレビで約60%、防災ラジオで約46%、防災メールで約34%、同報無線は難聴エリアもありますが、町内全域をカバーしております。

次に、緊急時の情報提供、こちらは現在、同報無線、防災メールで行っておりますが、災害情報共有システム、Lアラートとも言いますが、これを使用して避難所開設情報など、テレビや県防災アプリなどを通して情報提供をしております。同報無線の停電時の使用時間についてですが、現在整備中の同報無線の子局、こちらのバッテリー容量は仕様書では72時間以上としておりますので、最低でも72時間の使用が可能となっております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 5 番、渡邊昌昭議員。

○5 番（渡邊昌昭君） 一番聞きたかったのがデジタル同報無線、これについて72時間、町のほうが72時間あって、そこから燃料が補給されればさらに延びてということで、生命を分ける72時間となるわけですが、72時間あれば大体応援も駆けつけてくれるのかなと考えますので、これについての確保、維持、これについてよろしくをお願いしたいと考えております。

そして、昨日の質問にもあったんですが、携帯電話が普及している今、新聞広告といった情報紙もあるように、アドレス、それからQRコード、これが添付されております。河津町でのSNS、これについては検討がないか、これを聞く予定だったんですが、昨日の回答でLINEの開設を考えているということで、非常に前向きでいいなと感じております。

高齢者が多く、メール、これらの活用、これに今後不安があるのかなと考えているところではありますけれども、そのような方たちに役場まで来て、どうやって使うんだよということを講座的なことというのが必要かもしれませんけれども、公民館などへ出向いて、メーカーの方に講師になっていただいて、それらの使い方、これらを出前講座的なことを簡易的にやっていただければ、遠くにいる子供たちや孫たちと連絡も取りやすくなったよというようなことも考えられますので、そのような計画というのは今後進められないのでしょうか、この辺について考えております。お答えください。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの質問でございますけれども、これはさきに他の議員の質問にもお答えしている点があるかと思っておりますけれども、現在、町では高度情報化委員会の中で行政のDX化について検討を進めております。議員がお尋ねの件についても、今後具体的な事業を進めていく中で検討されるものと考えております。

お尋ねの点については、担当課長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、私のほうからご説明をさせていただきたいと思います。

LINEの活用といったことにつきましては、先日の一般質問のほうで答弁をしておりますが、導入方法について今後進めていきたいというふうに思っております。

運用するに当たり、活用の範囲等の検討を行い、今後予算計上して運用するといった形を

進めたいというふうに思っております。

また、先ほどありましたとおり、多くの町民が活用できるようにするためといったことでございますが、専門的知識を持つ地域活性化起業人等の活用を図りながら、今後多くの方が利用できるような体制も少しずつ整備をしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） LINEを活用して今後計画をしていくということで非常にいいことで、ぜひこれを推し進めていっていただきたいと考えます。スマートフォン、これが拡大することによりまして、今後の町の連絡や町民へのサービス、これについて各種の事業、これが迅速化されることと思います。ぜひこれらについては早急な対応をよろしくお願いしたいと考えます。

以上で、私の今回の一般質問を閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員の一般質問は終わりました。

11時5分まで休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 桑 原 猛 君

○議長（遠藤嘉規君） それでは、4番、桑原猛議員の一般質問を許します。

4番、桑原猛議員。

〔4番 桑原 猛君登壇〕

○4番（桑原 猛君） 4番、桑原猛です。

令和6年第1回定例会が開催されるに当たり、一般質問の通告をしたところ、議長より許可が得られましたので、一問一答で質問いたします。

今回の私の質問は、１、町の未来を創る町職員の人材育成について。２、新しい時代のまちづくりとは。３、河津町業務継続計画（ＢＣＰ）について、以上３件です。

町長及び関係課長の答弁を求めます。

それでは、質問に移ります。

まず、１件目のまちの未来を創る町職員の人材育成についてお伺いいたします。

町民生活の多様化、民間企業のサービスの多様化、国・県などの新システムの導入に関する対応、情報化社会により町に求められることが難しく複雑化し、専門化が進んでいます。一方、これらに対する職員の人数と、そのための予算は限られており、少子高齢化が進む今後はますます厳しくなっていくと考えられます。

これから先、町民のニーズに応え、複雑化していく難度の高い仕事をこなしていくために、より一層広い知識と能力の真価が求められることとなると考えます。そして、それらは町職員をしっかりと計画的に育成することを意味し、さらにその上で適材適所、効率的な配置、新たな部署の新設、統廃合、組織の再編等による効率的な業務遂行が求められることとなると思います。

このような多様性が求められる中、職員の働く環境を整備することが先決と考えます。一言で働く環境を整備すると言いましたが、容易ではないことは承知しております。仕事をしやすい環境などは個々によって違いがありますし、給料などは人事院勧告によりある程度決められていることが現状かと思います。私もそこそこ社会人をやってきましたが、そこで思ったのが、やりがいのある仕事ができる環境が自分を伸ばしてきたと実感があります。

やりがい、今はモチベーションと言ったほうが分かりやすいかもしれません。職員の業務へのモチベーションを保つ環境の整備が大事ではないかと考えます。というのも役場は３年周期程度で配属が変わる等、一般企業ではあまり見られない仕組みとなっております。配属先によっては不得手な業務に就くことがあるかと思います。そこで新たな適性が発見できるかもしれません。職員としての幅を持つという意味では大切とは思いますが、全ての方がオールラウンダーとはいかないのが実情かと思います。

そこでお伺いいたしますが、職員の業務のモチベーションを保つ意味で、町職員の希望の聞き取りなどを行っているのでしょうか。また、配属はどのような視点を持ってされるのかお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの桑原猛議員の町の未来を創る町職員の人材育成についてと

いうことでございます。

1 点目の町職員の関係のご質問にお答えしたいと思います。

私も元職員ですので、職員の役割というのは大変重要だというふうに思っておりますし、公務員という基本的な立場や考えもありまして、今私が進めております共に創るまちづくりの観点からも、町民や民間などとの関係で、これまでもない能力や対応力が求められているということは議員と同じように思っております。そのような人材育成のためにも、町でも各種研修参加ですとか、あるいは自己の研修補助あるいは職員の提案制度なども行っております。また、職員の仕事の管理や人事評価あるいは異動の希望聴取なども行っております。

お尋ねの点につきましては、副町長より答弁させます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 副町長。

○副町長（木村吉弘君） それでは、町職員の配属先の聞き取りや配属先の考え方ということでございますので、その点について答弁させていただきます。

職員の配属先の希望の聞き取りや配属先の考え方ですが、町長の答弁にもありましたように、異動希望の調書を取るとともに、人事評価の中で面談等しながら職員の考え方も把握をしているというような状況でございます。異動については希望も含めて、年齢、経験年数、それから職歴、そういったものがございますので、その辺を総合的に判断をいたしまして、原則でございますが、3年を目安に適材適所に配属することを心がけて異動をしているところでございます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 4 番、桑原議員。

○4 番（桑原 猛君） 適正に職員の意見も聞き取りをして配属しているということで、そこで、やはりモチベーションが保つ、保たない、それは本人も頑張ってくださいというところで、希望どおりのところに行けば能力を発揮していただければとは考えます。

先ほどはモチベーションをいかに保つかということで、配属先の希望などを取っているということをお聞きしましたが、世の中の多様性に対応するために、やはり今度は個々のスキルの向上が必要かと考えます。そこで、職員の育成についてお伺いいたします。

未来を担っていく職員の育成として研修など先ほどもありましたが、行っているということですが、世の中の変化が急速に進む今、研修に行って終わりにならないように、それに伴う勉強会の実施などを行い、部署内等での研修内容の共有を図っているのでしょうか。

また、資格取得に関しても積極的にできる環境づくりも1つのスキルの向上の後押しになるのではと考えます。その一つ一つの積み重ねが未来の河津のビジョンを描くことに役立つことと考えます。世の中にはスーパー公務員などという職員がいますが、そこには仕事のしやすい環境があるのではないのでしょうか。そこで、町の未来を創る町職員の人材育成としてどのような考えを持たれているのかお伺いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの2問目の関係でお答えしたいと思います。

先ほど副町長からも答弁したように、町でも職員と直接面談をしたり、考え方等も把握した中で、人事評価ですとか、あるいは希望も含めた中で対応しております。また、職員の提案制度なども採用しまして、職員がモチベーションが上がるような形も含めて、そんなこともやっております。

お尋ねの点につきましては、副町長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 副町長。

○副町長（木村吉弘君） それでは、職員の育成についてということで答弁させていただきます。

職員の育成の考え方でございますが、河津町の第5次総合計画の第3編、基本計画第6章でございますが、情報共有で住民と行政が協働するまちづくり、5、行財政改革広域連携の推進の中でですが、現状の課題では、地方主権が推進されることにより、地方自治体は自らの責任の下、地域の特性や状況に応じた政策を行うことができるようになり、職員の能力や意識の向上は行政推進に欠かせない要素であり、小規模な自治体である本町は職員の人数に限られることから、多様化する業務に自立的に対応できる職員の育成を行う必要があります。そちらの解決策として自己決定と自己責任による行政の推進をするため、職員の能力と専門性の向上に努めますというふうに記載がございます。人材育成の一つの方法が職員研修ということで認識をしているところでございます。

職員研修は大まかに4つに分類されると思います。1つは職場における職場研修、通称OJTと呼ばれるものでございます。2つ目は職員が業務を遂行するに当たって行われます知識や技術の専門研修、3つ目が職員を本町以外に派遣して行う派遣研修、4つ目が自主的に目的を持って行う自主研修と認識しております。

町では年度当初の4月に管理職等で組織します職員研修委員会を開催いたしまして、その年度における研修計画を策定しております。これは県内の市町職員を対象にした広域研修や

県が委託をして実施している委託研修、それから土木技術や設計技術などを学ぶ専門研修などがございます。年度当初に研修計画を立てることによりまして、研修に参加する職員が仕事のスケジュール調整ができやすくなり、その研修に参加しやすくなるというふうに考えて、年度当初に研修計画を作成しているところでございます。

研修の割り当てについてでございますが、職員の経験年数等に応じた新規採用職員研修から始まりまして、中堅職員研修、管理監督者研修など、職責に応じた研修、それから職員の基礎知識向上のための地方自治法、地方公務員法、法制執務、行政法などの研修を割り当てを行っております。

また、派遣研修については、県職員との人事交流や美しい伊豆創造センター、県地方税滞納整理機構などへの団体への派遣、別の団体での派遣、別の団体で仕事を行うことによりまして、視野や経験及び人脈の拡大などが期待されるという研修で継続をして実施していきたいというふうに考えております。

議員の言われるような育成システムのようなものは特にございません。ここ数年公務員試験の応募者の減少傾向が見られまして、計画的採用もままならないような状況になってございます。研修を通じて職員のスキルアップ等により対応していかなければならないなというふうに認識しているところでございます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 4番、桑原猛議員。

○4番（桑原 猛君） 毎年主要な施策の報告のところに研修を職員の方が行っているという報告は受けていますが、今やっと細かくどういう内容でやってきたかということをお聞きしました。そこをやはり職員の方が持ち帰って、追加してちょっとお聞きしたいんですけども、部署内での共有など、そういうものを図られているのか。それと、持ち帰った情報をみんなでもし中堅どころが行ったとしたら、上司の方も把握して、どういう内容をやってきたのか、そういうところも把握していらっしゃるのか。

それと、先ほどちょっと資格取得のこともお話しさせていただきましたけれども、それが簡単に言えば中型免許の取得など、今後必要になるそういうものを積極的に業務的に取らせてあげられる環境など、そういう環境のところでお考えなどあるのか、ちょっとお聞きしたいです。

○議長（遠藤嘉規君） 副町長。

○副町長（木村吉弘君） まず、1点目の研修を持ち帰って職場のほうでその他職員のほうに

共有しているかということでございますが、先ほど研修の中で職場における職場研修、O n t h e J o b T r a i n i n g、O J T というような話をさせていただきましたが、その中で各課において実施をしているというふうに認識をしているところでございます。

それから、自主研修の中で今免許証の話がございましたが、こちらのほうについては、河津町の職員の自己啓発研修費助成要綱というのがございまして。そちらの方で職務と関連する資格等の取得については最高5万円を限度として助成をするというような制度もありますので、そういったものを活用しながらスキルアップにつなげていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 4番、桑原猛議員。

○4番（桑原 猛君） 最初の答弁ですけれども、O J T で部署内での共有はできているということで、そこは安心しまして、やはり1人が頑張って勉強してきても、部署で共有できないと、1人で突っ走っても何言ってんだあいつというふうな状況になられるのは一番困ると思いますので、そこら辺を対応していただいてよかったかと思います。

あと、先ほどの資格のほうですけれども、簡単に自動車のことを言いましたけれども、専門職になれば、私どもの商売のような建築士など、あと業務に簿記とか会計とか、そういうところに行くと簿記とか、今の時代に合うのかどうかちょっと分からないんですけれども、そういう計算に特化した資格とか、そういうところも必要であれば、今後もしそういう制度があれば、その職員の方が勉強したいという思いがあるのであれば、なるべく協力していただければと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

次の質問は新しい時代のまちづくりとはです。

町長の令和6年度当初予算編成方針の中で、町民と共に創り上げていく共創のまちづくりとして民間の力も活用しながら、町民とともに新しい時代のまちづくりに取り組むとしております。この新しい時代のまちづくりとは具体的にどのようなことを考えているのでしょうか、お伺いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの新しい時代のまちづくりということでお尋ねですので、お答えします。

基本的な課題であります人口減少ですとか少子高齢化の解消に向けて、各種施策を現在行

っております。具体的な指針については、大きくは総合計画、またそれに付随するローリング計画や過疎計画、財政計画などを踏まえて予算編成方針や予算化を通して具体的な事業を進めております。

また、新しい時代の議員お尋ねのまちづくりとして、全国の市町村でも限界集落ですとか消滅都市が今後予想される中で、これまで平成の大合併の協議の際にも、単独の道を選んだ河津町が長く引き継がれる町になるように、それなりの人口も維持をされ、コンパクトでありながら、暮らしやすいまちづくりのための施策が重要であると考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 4番、桑原猛議員。

○4番（桑原 猛君） まさにそうですね。昨日の町長の施政方針のほうでも、3つの重点テーマを掲げていただいたんですけれども、それはやはり人口減少に対するこの3つの重要テーマと考えます。私もやはりここが一番重要なところかと考えます。

第5次総合計画の中に本町の定住人口は減少しており、国立社会保障・人口問題研究所、社人研が国勢調査で行ったところの数値で、その数値でいくと河津町の令和12年の人口は5,392人と推計されるんですが、そこを町としては、人口減は町的生活利便性や活力の低下、地域コミュニティの機能低下など、様々な場面で影響を及ぼすと考えられます。そのため、子育て支援や移住定住化施策、地域活性化の取組等による合計特殊出生率、出生数の向上と社会移動率の均衡に努め、できる限り人口減少を緩和させ、目標年度の令和12年度の定住人口として6,000人を目指すとしております。

やはり私も町長が先ほど言ったように、ここが重要なところと考えます。人口減、幾ら行政が頑張っても歯止めが利きません。6,000人の町は今現在から10%の減、5,000人の町にあっては約23%の減、町民の皆様には人口の減ることの重要性をお知らせし、行政が立ち行かなくなる可能性も含んでいるのだと危機感を知ってもらうためのネガティブキャンペーンをすることも大事なことだと考えます。

これは私の私見ですが、やはり町民の方々には人口減少の歯止めをしたいと、これを一本道として、そこで発生する問題を枝道と考え、そこを粛々と整備していくという考えがありますが、やはり人口減少を一本道と、これを強く町民の方たちにお知らせして、町が町民の皆様と一緒に、町長は訴えてはいるんですけれども、もっとネガティブなことで皆さんも頑張ってもらえないと困りますぐらいの声をネガティブキャンペーンとして行うことは考えてないでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 桑原議員の質問でございますけれども、先ほど私が答弁したように、特に人口の問題という大きな問題を抱えております。現実的に出生数も本当に少なく、ちょっと先が見えない状況もあるわけですが、そのために町としても子育てしやすいとか、子供を産みやすいとか、働く世代がお年寄りを支えるような、そんな仕組みの中で町としてもいろんな施策をやっております。

そういう中で先ほど桑原議員が統計的なお話をされましたので、ちょっと統計的なお話をしたいと思いますが、桑原議員がどの時点の統計を使ったかちょっとよく分からないものですから、私が最新の統計の情報を持っておりますので、お知らせをしたいと思います。

昨年の12月23日に、新聞報道でございますけれども、国の厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所がまとめたもので、資料は桑原議員が言ったのと同じだと思いますけれども、同じ研究所がまとめたものだと思います。この資料によりますと、これまで2045年までだったんですけれども、2050年までの自治体の推計人口が発表されました。県内でも人口が増加するところがなく、ここに書いてありますけれども、全体では約80万人が減少すると推計されております。

河津町については、これまで前回のこの国立社研の研究をまとめた中では、2045年には3,828人と推計されておりました。これがいろんな将来の数値ということで公表されているものでございます。今回、2050年の推計人口でございますけれども、この中で河津町の欄を見てみますと4,244人で、従来の推計から5年後でも416人多いという数になっておりまして、近隣の市町よりも減少傾向が穏やかになっております。これは県下全体の大きな人口減少の流れの中で、河津町がこれまで将来に向けて取り組んできた一つの成果の現れではないかなと、そういうふうに思っております。

また、議員が先ほどネガティブキャンペーンの話をされましたけれども、やっぱり将来を想像するというのは大事なことですし、今、広域連携の中でも、広域圏の中で将来の予想みたいなものを賀茂地区全体で話そうというような、そんな動きもございますので、そういう中でその成果を踏まえながら、町民の方にもいろんな状況あるいは将来の予想についても発表できるものがあれば発表していきたいと思いますが、この統計数字を見る限りでは、少し穏やかになってきたところもありますけれども、まだまだ厳しい状況は県内全体でも続いておられますし、特にこれを見ると賀茂地区で相当少ない人数が想定されております。町によっては2,000人台というところも出てきておりますので、そういう面では賀茂地区全

体の問題として今後取り組んでいきたいな、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 4番、桑原猛議員。

○4番（桑原 猛君） すみません、最新の情報がちょっと私、持ってませんで。第5次総合計画の中での話だけでした。

でも、そこで今何とか持ちこたえて、でも、2050年にはやっぱり4,400、そのくらいまで落ち込んでしまう。これはもう全国的、先ほど町長も述べましたけれども、県内での問題でもあるし、特に賀茂のは特化しているというところであると思います。

そこで、やはり共創のまちづくりを考えている町長の理念の中で、民間の力を活用しながらとあります。これは民間企業を指す意味なのでしょうか。町民とともに考えていく姿勢を持つということであれば、町民に対して新規事業の開拓や企業の推進を促すスタートアップ講座などを行い、町民の自力を活性化させる補助的な施策もあってもよいのではないかと考えます。そこにタイアップとして民間企業とのマッチングなどの場を設けることによって、地元目線の産業の確立がなされ则认为ます。民間企業との話し合いは行政と企業間との取組と感じてしまうところはあるんですが、これを意味合いとして町民が企画し、企業との連携をしたものなども民間の力と考えて、率先して話を聞く場というのは設けるようなお考えはないでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの民間の力ということでお尋ねです。

町として考えているのは、民間の力というのは大きな意味のいろんな可能性の中で、民間の力を借りていこうというのが基本的な姿勢でございます。民間の連携については、これまで行政運営の中であまり民間企業との連携については、これまで注目されてこなかったように思っております。

時代の流れといいますか、まちづくりの役割分担といいますか、公共施設の指定管理制度をはじめとして、公共が行う町民の福祉向上のための施設ですとか、町の地域振興的施設などの管理運営を含めまして、まちづくりのソフト事業である連携事業や協働事業、事業提案なども含めた民間企業や民間人のノウハウなども町の施策に生かすことが大事でありまして、行政の根本であるこれらのことが公共の福祉に寄与するものということで共創といいますか、民間の力を借りてやってきたいと、そういうふうに思っております。

これまでの実績ですとか、連携協定などについて、担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、私のほうから、これまでの実績や連携協定などについて説明をさせていただきたいと思います。

まず、町の協定書の締結状況でございますが、令和5年5月現在で93の協定を締結しております。協定の締結先ですが、静岡県、それから県内の市町をはじめ、渋谷区、白馬村といった自治体をはじめ、静岡県行政書士会、それから賀茂医師会などの団体、民間事業者と行っております。

民間事業者との協定ですが、災害時の応急対応、それから高齢者等の見守り活動、それから地域活性化に関するもの、それから包括連携等の協定を結んでおります。高齢者の見守りの関係でございますが、高齢者世帯、それから単身者世帯、障害者世帯の見守りとして、配達や検針時にふだんの様子と変わりがなければ確認をしていただいているというようなことも行っております。

また、民間事業者と包括連携協定を締結しており、例えば学校法人服部学園服部栄養専門学校とは食文化等の促進により、地域活性化及び町民生活の質の向上、地域活性化を図ることを目的とした協定となっております。具体的には、出張オープンキャンパス、それから河津の食材を使った調理実習、理事長の講演等を行っていただきました。また、レップジャパンさんとも協定を結んでおりまして、河津町の一層の活性化並びに町民のサービスの向上を目的としたもので、出張ふれあい動物園の開催等を行っていただいております。そのほかにも地域の活性化、関係人口の創出などといった協定を結んでおり、事業を実施していただいているというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 4番、桑原猛議員。

○4番（桑原 猛君） 私もこの民間という言葉がどの範囲で、どこまでというのをちょっと確認したかったところがありましたので、やはりこういう協定を結んでいるところも含め、町の活性化につなげていくことをしていただいて、これからも引き続きよろしく願いたいと思います。

それでは、続きまして、3問目の質問に入らせていただきます。

河津町業務継続計画（BCP）についてお伺いいたします。

令和3年3月定例会での質問に町のBCPのことについてお尋ねしました。その後、その

ときにちょうど9月の議会でしたので、9月の防災訓練のときに災害対策本部立ち上げの訓練をなさったというお話で、そのときのことも加味してBCPを図り、今後のこの計画に生かしていくというお話をいただきました。その際、それで、この計画がいろいろな見直しなどあったのか、また更新されたのかお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、3つ目の質問の河津町の業務継続計画（BCP）についてご質問ですので、お答えします。

以前の回答と少しダブるかもしれませんが、基本的な考えとして、基本的なものとしては災害対応のほか、継続すべき業務については、発生時やその後の時間経過によって変わってきますので、基本的には防災計画で示されている本部機能を維持するための人員確保や電気や水道、通信などの確保ができなければ本部業務ができませんので、その部分が優先になると思っております。その他の業務としては、防災計画により各担当部署で決められている応援要請や救護、避難所運営などの数々の業務が必要となります。また、さらに日数が過ぎますと、住宅確保など生活支援などの事務が出てきますので、通常業務に近い形に移行してまいります。

流れとしてはこのようになると思いますが、基本は本部機能が維持継続できるかが大変重要でありまして、特に建物についてはできるだけ備えをしておくことがまず第一であると思っております。そういう意味で来年度保健福祉防災センターの長寿命化事業も予定をしております。業務の継続の基本となる本部機能の維持を図っていきたいと考えております。

お尋ねの点については、担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、私のほうから、令和3年の第3回の定例会以降の更新といったことの質問でしたので、その点について答えさせていただきたいと思っております。

令和3年の第3回の定例会以降の見直しの質問ですが、災害の状況とかそういったことによってかなり変わるといったことがございますので、業務継続化計画の見直しといったものは行っておりません。ただ、地域防災計画といったものについては毎年見直しを行い、現状に合わせた更新を行っているというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 4番、桑原猛議員。

○4番（桑原 猛君） それじゃ、地域防災計画のほうで網羅して、それが済んでから事業継続の方向に移るとい、総合的に言えばそういうことかなと思いました。

そこで、やはり先ほどからお話があるように、能登半島地震、ここで新たな情報等も入ってきたかと思うんですけれども、そこで今まで更新されなかったですけれども、ここで新たに更新されるようなことがあれば、そういう対応をなされるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、能登半島地震の様子での再更新といったことの質問でございますので、その点についてお答えさせていただきたいと思います。

能登半島地震の様子での更新ですが、まだ能登半島地震での行政の対応というものの取りまとめといったものができてない状況でございます。状況といったものがいろいろと確認ができるんですが、じゃ、実際に行政がどのようにしたかといったことについては、もう少し先になろうかというふうに思っております。

能登半島地震では、現在被災地のほうに3名の職員を派遣をしております。被災地での家屋調査、被害家屋の調査ですね、それから避難者の保健指導といったことの派遣でございます。今後も被災地の状況により、職員の派遣を検討していきたいというふうに考えております。これら派遣した職員からの状況報告、それから、今後能登半島地震の検証などにより、改善すべき事項については改善していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 4番、桑原猛議員。

○4番（桑原 猛君） 答弁いただきまして、基本ラインというのはそうそう変わるものじゃないと思うんですけれども、やはり一番最初に業務が復活するときに必要なもの、業務を開始しなきゃいけないものというのは、やはり今の申し訳ないんですけれども、教訓を得てそこを重視していつていただきたいと思います。

そこで、やはりこのBCPというのは計画だけでは駄目で、職員の皆さんが災害対応をして、まずその後にこの業務を開始しなきゃいけないということを理解していなきゃいけないかと思います。それで、職員の皆さんに対してのこのBCPに対する周知というのはどういう形でなされているんでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） 職員の周知ということでございますが、日頃より職員が災害時の

役割が分かるようにパソコン等で確認できるようにしていくとともに、職員の参集訓練、それから総合防災訓練、地域防災訓練、津波避難訓練等で職員が行うべき行動の再確認といったものをしていきながら周知を図っているというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 4番、桑原猛議員。

○4番（桑原 猛君） この災害対応というのは本当に複雑で、かつ急いでやらなきゃいけないところがあるかと思います。そこで、やはり聞くところによると、災害に対応している職員の方は大分疲弊して、業務が大変だと、とにかく大変だと。そういうときにこのBCPが決めてあれば、それを絶対最低限やらなければいけない業務と思うより、最低限これだけをやっていけば町民生活に支障が起きないんだという逆に安心を持たせるような計画であってもらいたいです。

災害に対する町の職員の皆さん、これからも防災対策に向き合って、災害に対するよりよい施策をこれからも遂行していただければと思います。

これで私の一般質問は終わります。

○議長（遠藤嘉規君） 4番、桑原猛議員の一般質問は終わりました。

13時まで休憩とします。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 正 木 誠 司 君

○議長（遠藤嘉規君） それでは、1番、正木誠司議員の一般質問を許します。

1番、正木誠司議員。

〔1番 正木誠司君登壇〕

○1番（正木誠司君） 1番、正木誠司です。

令和6年第1回定例会開催に当たり、一般質問の通告をしたところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問させていただきます。

私の質問は次のとおりになります。

1件目、河津町公式LINE導入の検討状況について。2件目、旧見高入谷高原温泉施設について。以上の2件となります。

町長及び副町長、関係課長の答弁を求めます。

まず、質問に先立ちまして、さきの1月1日に起こりました能登半島地震において亡くなられた皆様方に哀悼の意を表しますとともに、今なお被災され不便な生活を送っております皆様方にお見舞いを申し上げます。

また、河津町からも何人かの職員の方が派遣、消防の方も派遣されており、全国から復旧に対して今なお尽力されている皆様に感謝を申し上げるとともに、この町におきましても、役場におきましても義援金を募集し、多くの職員の方が義援金を出していただき、我々議会としましても、少しながらの義援金という形でもって能登の応援をさせていただいております。あわせて、町民の方におかれましては、自主的にボランティア活動に参加したり、また、町内に義援金の募金箱を置いて義援金を届ける、このような活動をされている方もおります。

本当にこのような行動につきましては、町長が日頃から言っております公助、広い意味での公助で、今回被災された皆様方に我々は義援金を届ける立場ではありますが、伊豆半島に住み、この河津に住んでいる我々が次いつ被災者になるかもしれません。

そういうことを念頭に、広い意味での公助ということでお互いに助け合って、今後いろんなことに取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず1件目の質問、河津町公式LINE導入の検討状況についてお伺いいたします。

まず、当該の質問につきましては、昨日及び本日、同僚議員からも質問された事項であり、回答が重複する部分もあると思いますが、事前の通告に従って質問とさせていただきます。

公式LINEの導入について、私、昨年の令和5年第1回定例会で質問させていただきました。その際に導入について検討を進めているとの回答をいただきました。令和5年度中の導入をされるのかなという形でもって考えていたんですが、ここまでちょっと導入されていない状況もあり、今回この質問を入れさせていただきました。

昨日、同僚議員から同様の質問がされ、町長及び総務課長から、令和6年度にDXについ

て町で重きを置いて取り組み、係を新設し、導入を進めていくとの回答がありましたので、事前に通告してあります導入状況の回答につきましては、割愛してもらっても結構でございます。

L I N E の導入につきましては、多くの町民の方からもいつ導入されるのか、どのような形で導入をされるのかという形でのいろんな意見を私ももらっております。今回情報周知ツールとして導入を進める L I N E につきまして、私なりにちょっと調べたところ、総務省の令和 4 年度調査報告書を確認しますと、約 10 代から 60 代の利用率が日本全国国民ですね、約 94%、50 代以下では 95% 以上、60 代でも約 86% の利用率という高い数値が掲載されておりました。

また、2023 年のドコモの調査によりますと、60 歳から 79 歳まで、60 代、70 代の俗に言われます高齢者というところのアンケートをしたところ、日常的な連絡ツールとして、やはりそれまでは普通の電子メールというのが多かったんですが、この 2023 年に L I N E のほうが電子メールを上回り、L I N E で約 76%、メールが約 64% の利用率というような結果が出ておりまして、文字どおり連絡をするためのツールとして、もうこの L I N E というものが国民に浸透しているんじゃないかと思います。

また、ほかのいろいろな S N S と比較しますと、フェイスブックやインスタグラム、旧ツイッターであります X と、大体軒並み利用率が全体で考えますと 40% 以下ということで、いかに L I N E の利用率が飛び抜けて高い数値であるかということがうかがえます。これは L I N E の利用目的の多くは家族や友人との連絡用ツールとして手軽に使えること。また、非常災害時であっても、ほとんど通信制限がかからなく使え、また、余計な広告等がないプッシュ型の S N S のため、通知連絡が上がってくると、それは登録してある自分の知り合いですとか家族、友人、知人からの連絡ということで、いろんな要らない広告を消したり、そういう煩わしさが無いというメリットもあり、どんどん登録者を増やしているようだと分析されております。

ふだんから L I N E を使っている、我々ももう使っている世代なんですが、60 代から下の世代では便利なツールだと思いますけれども、やはりここで導入に当たり考えなきゃならないのは、70 代以上のシニア世代だと思います。総務省の情報通信白書によると、70 代以上の約 60% の人がスマートフォンを活用していないというデータが掲載されております。これは昨今通信会社が発売している機器がほとんどスマートフォンになっているということもありますけれども、スマートフォンに変えても使っているのは本当に電話だけ、また、そのスマ

ホの使い方が分からない、難しいため、いまだに古いガラケーを使っているという方が多いということだと思います。

そこで、まず質問として、今後LINEを導入するに当たって、高齢者の利用促進、これをどういうふうにしていくか。例えば使い方教室だとか講習会、これは同僚議員からも質問がありましたが、どのような形で行っていくのかというところについて、具体的に検討状況について1点と、あわせて、やはりこの導入にかかる費用ですね。これは導入費だけでなく、今言いましたいろいろな使い方教室や講習会、また、これは検討されたかどうか分かりませんが、今現在ガラケーを使っている高齢者の皆様にスマホに切り替えてもらうための費用補助等も考えているのか。もろもろいろんな費用があると思うんですが、費用についてどのように検討しているかについて1点、すみませんがお教えください。よろしくお願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、正木誠司議員のご質問にお答えしたいと思います。

河津町の公式LINE導入の検討状況ということで2点あったかと思います。

まず、高齢者の関係でございます。まだ検討中でございますが、仕組みづくりが決まっておりますので、これまでのマイナンバーカードのポイント付与について以前行ったわけですが、やはり高齢者が役場に訪ねてこられたこともありまして、職員がその場合は対応しました。導入した場合に、使い方について分からないこともあろうかと思いますが、できるだけご自身でチャレンジしていただくか、あるいはお孫さんなどに協力を求めるなど、できるだけよいので、少しでも工夫や努力をしてみたいと思います。仮に導入した場合には、電話や窓口で一定の期間は対応しなければならないと、そういうふうに思っております。

また、お尋ねの費用の点についてもございますが、お尋ねの点については担当課長より答弁させます。よろしくお願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、私のほうから、導入に当たって高齢者等への使い方の関係とかという説明でございますが、他の議員のほうにも説明をさせていただきましたが、新たな体制整備の中で検討していきたいというふうに考えております。多くの町民が活用できるようにするために、専門的知識を持つ地域活性化起業人といったものの活用も今後考えていきたいなというふうに思っています。

それから、導入にかかる経費のことですが、システム構築にかかる経費としまして、今考えておるのが75万円程度を考えております。それから、月々の使用料ですが、8万5,000円程度を想定をしております。こちらのほうの導入構築業務の関係ですが、国の交付金といったものがございまして、そういったものの活用もできないか並行して相談をさせてもらっているのが現状でございます。

ただ、スマホの購入とかといったことに関しての補助といったものは検討しない。今後検討の中に出てくるかもしれませんし、そのままかということもまだ決まっておりませんので、今後いろいろな中で検討していくことだというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 1 番、正木誠司議員。

○1 番（正木誠司君） 今後やはり導入に当たっては、いかに高齢者の方々が簡単に使えるかというところが一番の肝になってくると思いますので、今後検討の中でそちらのほうはよりよくもんでいただきたいと思います。

特に、総務省のほうは今デジタル活用推進事業というものを進めるために、今現在携帯電話会社には依頼をして、町の携帯ショップでもって高齢者向けのスマホ教室というものをかなり開いているそうです。私、よく下田のドコモショップへ行くと、朝本当に9時半に高齢者の方が何人も並んでいて、何あるのかなと思ったら、やはりちょっとテーブルのところで五、六人に対して、そういうスマホの使い方というのをやっておりまして、これは各携帯電話会社のほうが独自に取り組んでいるのかなと思いましたところ、総務省のほうからの発表では、総務省から携帯電話会社に依頼して、ショップでいろいろそういうふうな取組をやっているというふうな形で掲載されておりました。

また、全国には携帯電話ショップがない自治体が約750市町村あるということで、総務省としましては、今後のデジタル活用推進事業を進めるために、今後そういう携帯ショップがない自治体に対して、総務省から講師を派遣する取組を開始しますというのが載っておりますので、ぜひともそちらのほうをちょっと確認していただいて、なるべく費用がかからないように、先ほど言った起業人のほうの活用も併せて、幅広く多くの高齢者の方々に使い方を教えるという取組も取り組んでいただきたいと思います。

今現在、河津町では情報周知ツールとして役場のホームページ、広報かわづ、また回覧板、同報無線での周知が主であると思いますが、町民の年代も様々であり、各個人がどうしても取捨選択をして情報を入手していると思います。これだけいろいろやっても、なかなか本当

に全ての人が同じように全ての情報を得られるというわけじゃないと思いますが、やはり我々自治体、行政に関わる人間としましては、一人でも多くの町民の方、情報弱者をつくらないという取組という形で今後進めていただきたいと思います。

私、70代の町民の方とちょっと今回の件についていろいろ話をしたところ、現在の町の情報の入手は回覧板がほとんどであると。そうしますと、毎月届く各戸配布と言われている広報かわづや議会だより、また商工会さんの「繁栄」等という冊子が多分各家に配布されるんですが、そちらを見るのがすごい楽しみだと。これを見ているだけで、河津町は今どうなっているのかという情報入手をしているというふうなことを言っておりました。

また、回覧板には各戸配布されない本当に回覧というような文書もあるんですけども、その方がちょっと言っていたのは、下田警察署さんが防犯、例えばオレオレ詐欺に気をつけてくださいみたいなそういうチラシも一緒に入っているのが、できたらそういうのを一軒一軒に配布にしてもらえれば、それをもらってちょっと自分で赤く塗って、冷蔵庫のところでもつけておけば、いつもちょっと意識するんだけどねなんていうのもありましたので、ぜひ今回LINEの質問なんですけど、そういう形で高齢者に対して、回覧板というのがどうしても今主になっていると思いますので、そういう各戸配布と回覧というところの取組につきましても、いろいろ意見を聞いて取り組んでいただきたいと思います。

また、私が話をしたその方はパソコン等は使っていないんですけども、実際その方は県外に住んでいるお子さんやお孫さんとお話するために、話というか連絡のためにLINEは使っているよということで、今回公式LINEができて、今現在役場のホームページにも回覧板というデータが今PDFデータで掲載されているんですけども、そういうのが今度LINEのほうでも配布されるようになれば、そういう今言った各戸配布、そういうものが自分の手元に残るというふうになると思って、結構メリットも大きいんじゃないかと思います。

また、やはりこれは私の私見になるんですが、前々回の9月に健康マイレージの取組という形でもって質問させていただきました。その後この健康マイレージとか、そういう高齢者のスマホの活用とかというところをいろいろホームページを探しますと、今現在アプリでもっての健康管理というもの、こういうものが全国では幅広く導入されております。例えば静岡県内ですと、藤枝市さんは独自にアプリを開発して、「あるくら」というようなアプリなんですけれども、歩数が計算できますよ、消費カロリーが計算できますよみたいなアプリになっておりまして、それによってポイントを付与したりして、今現在、河津町で行っていま

す紙でやっている健康マイレージ等をアプリで管理をしたり、これは藤枝市さんは独自開発されているんですけれども、その他にも東京の株式会社グッピーという会社が行ってますグッピーヘルスケアというこれもアプリになるんですが、こちらはかなり多くの自治体が導入しておりまして、やはり東京都や、県でいきますと広島県や新潟県と、また静岡県内では富士市、また近隣の小田原市なんかでも導入して、歩数ですとか、例えばどこへ出かけたとかというものをやっぱりアプリで管理して、そういう健康増進につなげているようなものもありますので、いずれはこういう形でLINEを使うことによってスマホを使うようになって、そういうところにつなげていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、続きまして、2件目の質問に移ります。

すみません、ちょっと体調崩しておりまして、せきとか声がかすれておりますので、ご容赦をお願いします。

続きまして、旧見高入谷高原温泉施設についての質問に移ります。

見高入谷高原温泉施設は令和4年3月いっぱいで見高入谷区の指定管理による温泉施設営業をやめて今約2年が経過しております。現在では元の事務所設備を東京電力さんへの貸出し、また、宿泊棟の一部を今井浜東急リゾート等でテントサウナの展開をしております、町内でもいろいろバンサウナですとかイベントを行っております神奈川県ハーバーさんという会社に貸出しをしている状況だと思います。

今現在こういう形で使ってない施設を貸出しをしているということは、遊ばせておくよりは家賃収入ですからいろいろ収入が入っていると思うんですけれども、やはりこちら温泉施設として造った経緯もありますし、今後、今は通常のそういう温泉とは関係ないところで貸出しをしているんですけれども、この貸出し期間はいつまでくらいを考えているのか。また、それに合わせていつまでというのは、せっかく整備した温泉施設なので、今後も温泉施設として再開する、また使い出すという予定計画が町として今後の方針をどのように考えているかについて伺います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、2問目の旧見高入谷高原温泉施設についてお尋ねですので、お答えします。

今後の活用につきましては、もともとこの施設は地区の要望の中で建設をしまして、地元が運営に携わってきたものでありまして、まず、今後の用途でございますけれども、地元の意向等があればお聞きしたいなと、そういうふうに思っております。

しかしながら、現在は賃貸で管理をしておりますが、この点も順調でありまして、まずは現状の維持をしてまいります。将来的には周辺の町有地も含めて民間事業者が地域貢献も含めまして事業の展開をしてくれるように窓口を開いて、町としては検討していきたいなど、そういうように思っております。

お尋ねの点につきましては、担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） 私のほうからは、現在の状況について説明させていただきます。

見高入谷高原温泉の施設についてですが、議員が述べたように、現在分割して2社に貸している状況でございます。契約期間は両社とも令和6年の3月末であります。両社とも更新を希望されております。そのほかに別の会社ですけれども、建物に水を供給するというような覚書も交わしております。この覚書につきましても更新される予定でございます。

このような状況から、先ほど町長が述べましたように、現状の契約に基づいて維持管理を進めていく予定でございます。見高入谷区民の方々に以前運営されまして、先ほど言われましたように、高齢化などの負担から、区としては困難ということで指定管理を外れております。その後、現在の賃借という活用形態によって順調な維持管理が可能となっているのが事実でございます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 本当に使っていない施設をそういう形で今家賃収入が入っているということでもって活用されているのかなというふうに思います。どうしてもそうしますと温泉施設としてはもう今後使えない、使う見込みは考えていないというような考えでよろしいのでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） まだその辺の可能性は未定でございます。ただ、これまで高原温泉の施設、温泉につきましては約1,000メートルほど地下にあるんですけれども、前々から途中破損しているんじゃないかという話もありまして、少し水が入ってきたりとか、レジオネラ菌の問題もありますので、その辺の部分も少し考えられる点もありますので、今後の中で検討して、その辺がうまく使えるのか、その辺も含めて検討したいと思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 1 番、正木誠司議員。

○1 番（正木誠司君） 今後検討という形で、どうしても特に温泉ですと、やっぱり温泉の源泉を掘るなり何なりの費用がかなりかかると思いますので、そちらとの兼ね合いだと思いますので、どういう形になるにしろ、今後できましたら、先ほど言ったように見高入谷区のほうで最初要望しての施設ですので、今現在の指定管理から外れておりますが、やはり今でも何人か、先ほど言いました2社さんに貸しているときに、やっぱり地元の区民はどういう人が今使っているのかなとか疑問というか、かなり関心を寄せてますので、今後どうなるかが分かりましたら、区のほうへの連絡等につきましても、経過でも結構ですので行ってもらいたいと思います。

それで、ちょっとこれ関連質問ですけれども、こういう形で事務所等、今回宿泊という形でもって2社さんに貸しているということですが、こういう町営の施設、町有施設を貸し出すに当たって、規定とか何か判断する材料というのは、今町では規定されているんでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） 見高入谷高原温泉につきましては、東京電力さん、ハーバーさん、ご相談がありまして、そこは町のほうとしては財産管理部門とともに検討した上で、家賃収入、また活用の目的について検討して決定しているところでございます。特に規定というのは、料金設定の規定とか、そういったものはございますけれども、活用についての規定は特にはありません。

○議長（遠藤嘉規君） 1 番、正木誠司議員。

○1 番（正木誠司君） 規定というのはないというのは、なかなかそういう町有施設をこういう形で個別に貸せるということ自体が少ないというんですか、そういうのもあって規定がないと思うんですけれども、実は当初この見高入谷の高原温泉が空いているときに、地元の方が、何かできたら宿泊棟を民泊か何かに使いたいから借りられないかなというようなご相談をしたそうなんです、そのときにどうしてもちょっと個人にはなかなか貸せないというようなところもありまして、それで今回こういう形でもって東電さんとハーバーさんに貸しているというところで、町民の方もどういう基準で貸しているのかなというような私のほうにも質問がありました。

もう3回質問終わっていますので、もうこれは私の最後のお願いになるんですけれども、

ぜひこの見高入谷高原温泉施設に限らず、ほかにも町営施設ですとか、町有の使っていない施設ですとか土地等の賃貸等があると思うんですけれども、例えば貸せるとかそういうことになったときには、できたら一番いいのは明確な基準というものをつくるのがいいかと思うんですけれども、なかなかそういう機会もないということです。どういう形でもって貸せたというものをやはり町民に広く知らしめるべきではないかなと思います。というのは、やはり役場でもって町の施設は管理しておりますが、突き詰めますと町有施設というものは町民の財産でもありますので、そういうところを踏まえて、広く町民の方にもどういう形で貸したか、そういうことを知らしめることは必要じゃないかと思いますので、今後よろしくお願いいたします。

今回、この２点につきまして質問させていただきましたが、特に１件目のＬＩＮＥにつきましては、町民の方からの問合せが結構私のところにも来ております。やはりこういう新しいツールを使って便利になれば、本当に町民の生活もよくなると思います。また、同僚議員の質問の中にもありましたが、教育委員会さんは高校の通学補助のところをＬＩＮＥを使つての電子申請等もできるようになれば、わざわざ役場に来るとかそういうこともなくなる。本当に便利になるとと思いますので、今後この自治体のＤＸを進めていくに当たり、いかに町民の生活が豊かになるか、楽になるかというところを念頭に置いたＤＸの進捗をよろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（遠藤嘉規君） １番、正木誠司議員の一般質問は終わりました。

これをもって、今期定例会に通告のありました全員の一般質問は終わりました。

13時45分まで休憩します。

休憩 午後 １時２９分

再開 午後 １時４５分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第2、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住所、河津町川津筏場840番地の1。

氏名、堤重佳、昭和33年12月4日生まれ。

令和6年3月5日提出。

河津町長、岸重宏。

選任の理由でございます。

堤重佳氏は現在65歳でございます。地元の高校を卒業後、平成30年まで伊豆太陽農協に勤め、定年退職され、現在は統合合併後の富士伊豆農業協同組合の嘱託として勤務しております。

選任理由であります。現在、委員として在職しております相馬松里氏が本年3月12日をもって任期を迎えることから、後任として選任するものであります。

人柄や人望も厚く、委員として誠実、公正に努めていただけるものとの考えから、選任同意を求めるものであります。

なお、任期は令和6年3月13日から3年間であります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第3、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（河津町手数料徴収条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

河津町手数料徴収条例の一部を改正する条例について。

令和6年3月5日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木亜弥君） 承認第2号についてご説明させていただきます。

こちらにつきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する法令の一部改正のうち、戸籍法の一部を改正する法律が令和6年3月1日施行でしたので、必要な規定の改正を専決処

分したものでございます。

次のページをお願いします。

河津町告示第15号。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第2号。

河津町条例第3号。

河津町手数料徴収条例の一部を改正する条例について。

令和6年2月16日。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いします。

条例第3号。

河津町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

恐れ入りますが、定例会資料で説明させていただきます。

定例会資料の1ページをお開きください。

河津町手数料徴収条例の一部を改正する条例の概要でございます。

1、改正趣旨でございます。

戸籍法と地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、河津町手数料徴収条例の一部改正を行うものでございます。

2、主な改正内容は、まず戸籍法改正により、戸籍システムの全国連携が開始され、3月1日から戸籍証明書等の広域交付が開始されました。それに伴い、本籍地以外の戸籍証明書等の発行や行政手続を行う際、オンライン等で請求する戸籍の電子証明書提供様式別符号の発行が新設されたことにより、次の表のとおり規定の整備をするものでございます。

まず、資料の表のとおり、手数料に広域交付による規定の追加が2項目、こちらは手数料の改定はございません。

また、新たに戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料の新設が2項目加わりました。

そのほか項目の追加による表の項目ずれが生じた部分を改正したものでございます。

3、適用。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令は、令和6年4月1日か

ら施行しますが、そのうち戸籍法に基づく改正規定は、戸籍法の一部を改正する法律の施行日、令和6年3月1日から施行します。

なお、資料、次のページ以降に新旧対照表をお示ししておりますので、参考にいただければと思います。

最後に附則でございます。議案に戻っていただきまして、条例第3号から5枚目の一番下になります。

附則。

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

説明は以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（河津町手数料徴収条例の一部を改正する条例について）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第４、議案第４号 河津町景観条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第４号 河津町景観条例の制定について。

河津町景観条例を別紙のとおり制定する。

令和６年３月５日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 建設課長。

○建設課長（臼井理治君） それでは、議案第４号について説明させていただきます。

提案理由でございます。

景観法に基づき、河津町景観計画の策定に合わせて条例を整備する必要があるためです。

次ページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町景観条例。

条文につきましては、定例会資料で説明させていただきます。恐れ入ります、資料８ページをご覧ください。

河津町景観条例の制定について。

１、目的。

目的につきましては、提案理由と同様になります。

２、概要です。

１、総則に関することを第１章として、目的等を定めてあります。

２、景観計画の策定等に関することを第２章として、景観計画の手続を定めてあります。

３、景観計画区域内における行為の制限に関することを第３章として、届出、事前協議、勧告等を定めてあります。

４、景観重要建造物及び景観重要樹木に関することを第４章として、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等を定めてあります。

５、景観まちづくりに関することを第５章として、景観協定、景観整備機構、表彰、支援

を定めてあります。

6、河津町景観審議会及び景観専門官に関することを第6章として、景観審議会及び景観専門官の設置等を定めてあります。

7、雑則に関することを第7章に定めてあります。

3、今後の予定です。

令和6年4月1日に景観計画の公表、条例の施行、ただし、第3章の制限に関することは7月1日になります、を行い、7月1日から景観計画の施行をいたします。

条文にお戻りください。

附則といたしまして、この条例は、令和6年4月1日に施行する。

ただし、第3章の規定は、令和6年7月1日から施行するということでございます。

説明は以上になります。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 1番、正木誠司です。

この条例を制定するに当たり、やはり関係してきます様々な企業、例えば伐採をなりわいにしていたり、公共工事、電力会社や通信会社等への周知というものはどのように行うのか教えてください。

○議長（遠藤嘉規君） 建設課長。

○建設課長（臼井理治君） こちらのほうの計画でございますが、令和6年4月1日に公表させていただきます。こちらの公表で、実際、施行になるのが7月1日になりますので、3か月間の周知期間というものを設けてございます。関係機関、もちろん町民にもこちらのほうアナウンスさせていただきますけれども、関係機関にも周知を努めていく予定になっております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 10番、宮崎啓次議員。

○10番（宮崎啓次君） 資料のほうの概要の④の関係なんですけれども、景観重要建造物及び景観重要樹木にもしこれ指定された場合、どの程度の規制がかかるのか。あるいは、維持管理するのにその負担に対して補助制度はあるかどうか、その辺を確認したいので、お願

いします。

○議長（遠藤嘉規君） 建設課長。

○建設課長（臼井理治君） 景観重要樹木と景観重要建造物の関係ですけれども、条例の19条と21条ですね、こちらのほうに、19条に景観重要建造物の管理方法の基準というものと、景観重要樹木の管理方法の基準というものを定める予定になっております。こちらのほうで、維持管理の関係、こういう形でやることをうたってございます。

こちらのほうの補助等の関係になるんですけれども、第5章の景観まちづくりに関することという形で、表彰、支援という形になります。支援の中でどれだけできるかというのはちょっとまだ検討中でございますが、こちらのほうで支援は可能だと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 10番、宮崎啓次議員。

○10番（宮崎啓次君） ぜひともその補助制度ができれば、周知徹底のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑がある方は挙手をお願いします。

ございませんか。

8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 今回の景観条例ということで制定、条例をつくられるわけですが、この部分について、条例違反をした人にはどのようなペナルティーだとかそういうのがかかるような形になるのでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 建設課長。

○建設課長（臼井理治君） こちらのほうの条例では罰則等はうたってございません。景観計画の中で、こちらのほうで勧告等を行う手続のほうを定めてございます。従わない場合という場合は、その会社等の公表というのを考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） そういう罰則はないということで、あとは会社関係だとかそういうのについては、氏名の公表。例えばの話、従わない個人ですね、個人の問題もあるかなというふうに思うんですけれども、そこら辺は、町民であっても個人で、要はそういう公表をされるという、そういう解釈をしていいのでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 建設課長。

○建設課長（臼井理治君） こちらのほうの計画で、あくまでもこちらのほうのお願いという部分が強いという形になると思います。こちらのほうで協力をしていただくように、こちらのほうに誘導はさせていただくんですけれども、従わなかった場合、どのような場合になるかちょっとまだ検討しておりませんが、最悪、物によってはそういうことも検討せざるを得ないと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） この景観計画の中に含まれてくるのかどうなのか、例えば河津桜まつりの出店の人たちだとか、そういうような部分も含めて、これ一つの景観計画の中に入ってくるんでしょうか。例えば個人のところに単管で要は組んで、それを片づけないとか、もろもろのことがあるかなというふうに思うんですけれども、一番目立つのは、そこら辺が目立つのかなという感じがするんで、そこら辺はどのようなお考えでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 建設課長。

○建設課長（臼井理治君） こちらのほう、桜まつりの関係だと思うんですけれども、そちらのほうで、町として、景観計画上ですが、こちらのほう良好な景観を保つことのお願いという形で、協力を事業者等に求めていくという形で、そこをどう規制していくかというよりは、こういう形にやりましょうという形のお願いが趣旨となります。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 公表がされる事案もある、要は町民の個人の名前でも公表される事案もある。それでなおかつ、それは言うことを聞かない場合はそういうような話になりますよ。だから、一つの要は町の景観をどうやって保っていくかということが大きな課題になっているのかなというふうに思いますので、そこら辺も含めて、今後、運用については十分注意されながら運用するようなことでお考えいただきたいと思う。

町の事業としてやるときに、要は町の事業はいいんだけど、個人というかそういう団体でやるときには、これからイベントだとかそういうのもずんずん入ってくるような感じもしますので、そこら辺も含めて十分注意しながら運用される形でお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑がある方は挙手をお願いします。

1 番、正木誠司議員。

○1 番（正木誠司君） 第28条のほうに景観専門官の設置という条項がありますが、この条例制定に当たり、一番最初から、この景観専門官というのは設置するのか。また、この景観専門官というのは、例えば役場内の人間なのか、知識を持っている役場内の人間なのか、外部の有識者ですか、こちらなのか。今現在、分かっていることがあれば教えてください。

○議長（遠藤嘉規君） 建設課長。

○建設課長（臼井理治君） こちらの景観専門官につきましては、今想定しているところとしては、策定委員会を現在開いております。そちらのほうで有識者として大学教授さんのほうにも入っていただいております。そのように学識経験者という者を想定しております。
以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 1 番、正木誠司議員。

○1 番（正木誠司君） どうしても有識者になりますと、こちらの景観のほうはこちらにあるように建物と樹木というふうに大きく2つ分かれていると思うんですけども、そうなりますと、それぞれ2名設置する可能性もあるということによろしいですか。また、例えば外部の方になりますと、そちらのほうの費用等はどのように考えているのか教えてください。

○議長（遠藤嘉規君） 建設課長。

○建設課長（臼井理治君） 現在、どのような分野でどのような案件が来るかというのは、ちょっとまだそこまでは想定はしていないんですけども、それに基づいた学識経験者を充てていくことを考えておまして、費用につきましては、その都度、相談件数についてというのを検討しておりますが、まだ詳しくは決めておりません。
以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 1 番、正木誠司議員。

○1 番（正木誠司君） 承知しました。

また決定事項等ありましたら、議会のほうにもぜひ教えてください。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑がある方は挙手をお願いします。

ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第4号 河津町景観条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第5、議案第5号 河津町経済変動対策貸付資金利子補給基金条例を廃止する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第5号 河津町経済変動対策貸付資金利子補給基金条例の廃止について。

河津町経済変動対策貸付資金利子補給基金条例（令和2年河津町条例第16号）を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月5日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については担当課長より説明をさせます。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、私のほうから議案第5号 河津町経済変動対策貸付資金利子補給基金条例の廃止についてを説明させていただきます。

提案理由でございます。

河津町経済変動対策貸付資金利子補給金交付事業につきましては、今年度で終了するものでございます。

次のページをご覧ください。

条例第 号。

河津町経済変動対策貸付資金利子補給基金条例を廃止する条例。

河津町経済変動対策貸付資金利子補給基金条例（令和2年河津町条例第16号）は廃止する。
附則。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 5番、渡邊です。

これコロナに対しての基金補給ということで、利子の補給基金だったと考えていますけれども、コロナが5類に変わったということで、これ終わるんでしょうけれども、どのくらいの活用、利用があったのか。これについてちょっと教えていただければいいなと思いますが、分かりますか。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） 活用につきましては、今、手元に資料がございませんので、また後ほど示したいと思っています。

以上です。

○5番（渡邊昌昭君） それで結構です。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑がある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第5号 河津町経済変動対策貸付資金利子補給基金条例を廃止する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第6、議案第6号 河津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第6号 河津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年河津町条例第5号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月5日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第6号 河津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

まず提案理由でございます。

地方自治法の改正により、令和6年度から会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給すべきこととなるため、条例の一部を改正するものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

恐れ入ります、定例会資料9ページをお願いしたいと思います。

まず、改正の理由でございます。

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が令和5年5月に公布され、令和6年度から会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給すべきこととなるため、会計年度任用職員の給与等について定める本条例を改正するものでございます。

改正の内容でございます。

手当の種類といったことの中で、勤勉手当を第3条のほうに追加をします。それから、会計年度任用職員の勤勉手当の規定ということで、フルタイム会計年度任用職員については第14条の2、パートタイム会計年度任用職員については23条の2のほうに追加をします。

この改正によりまして、会計年度任用職員でございますが、令和5年度は期末手当のみの2.45か月の期末手当でございましたが、この後、勤勉手当も加わりますので、2.45月、それから勤勉手当の2.05月を加えまして、4.50月分の支給となります。こちらについては、常勤の職員と同じということでございます。

それでは、条例のほうにお戻りいただきたいと思います。

附則でございます。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

なお、定例会資料の10ページに新旧対照表を添付してございますので、参考にさせていただければと思います。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第6号 河津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第7、議案第7号 河津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第7号 河津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町職員の育児休業等に関する条例（平成4年河津町条例第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月5日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第7号 河津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

まず提案理由でございます。

地方自治法の改正により、令和6年度から会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給すべ

きこととなるため、条例の一部を改正するものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

河津町職員の育児休業等に関する条例（平成4年河津町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中、「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下、「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第8条中、「会計年度任用職員を除く」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。」に改める。

この条例の改正によりまして、勤勉手当の支給に関する会計年度任用職員の除外規定を削除するものでございます。

附則でございます。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

質疑がある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第7号 河津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第8、議案第8号 河津町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第8号 河津町長等損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町長等損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和4年河津町条例第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月5日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第8号 河津町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例についてを説明をさせていただきます。

まず提案理由でございます。

地方自治法及び地方自治法施行令の改正に伴う条ずれに対応するための改正でございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例。

河津町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和4年河津町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中、「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に改める。

第2条中、「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。

附則でございます。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

なお、定例会資料12ページに新旧対照表を添付してございますので、参考にしていただければと思います。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） この部分については、結局、条文の中身は変わらないんだけど、号が移行するという、そういう解釈でいいんですか。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） 地方自治法と地方自治法の施行令が改正されたことに伴いまして、この内容といったものの変更ではなく、内容に規定してある条項がずれたということで、条項をずらさせていただくという改正でございます。

○8番（渡邊 弘君） 分かりました。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑がある方は挙手願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第8号 河津町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第9、議案第9号 河津町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第9号 河津町介護保険条例の一部を改正する条例について。

河津町介護保険条例（平成12年河津町条例第15号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月5日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（土屋 勉君） それでは、私から議案第9号についてのご説明をさせていただきます。

提案理由でございます。

介護保険法に基づき令和6年度から令和8年度までの介護保険料を定めるほか、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町介護保険条例の一部を改正する条例、すみません、説明のほうですが、定例会資料を用いて説明したいと思いますので、13ページのほうをよろしくお願いいたします。

まず最初に、保険料の算定についてご説明させていただきたいと思います。

2、介護サービス総費用の見込みですが、令和6年度から令和8年度までの3か年の介護サービス給付費の見込みを算定いたしました。これまでの各サービスの利用者人数等を勘案し、1、介護サービス給付費の推計は27億5,817万8,000円、2の介護予防サービス給付費の推計は3,800万2,000円となり、この2つの合計が3、標準給付費推計の一番上の段の27億9,618万円となります。これに特定入所者介護サービス費等給付費額等の4項目を加え、標

準給付費見込額が29億7,583万9,000円となります。そのほかに地域支援事業費の推計が1億3,800万円となります。

次のページをお願いいたします。

3、1号被保険者の保険料の算定でございます。

1、介護保険料算出までの流れは、まず①人口（被保険者の推計）を行います。次に②認定者数の推計を行います。第2号被保険者と5歳階級別の第1号被保険者について、男女別、要介護度別の認定率を基に推計をいたします。次に、③利用サービス量の推計を行います。過去の各サービスの利用人数等を勘案し、推計いたします。その後、④給付費の推計として、利用サービス量の推計にサービス報酬単価を掛け合わせて総給付見込額を算定いたします。その後、⑤介護保険料負担分の推計、⑥保険料基準額の算定、⑦保険料基準額の調整を行っていきます。

次のページをお願いいたします。

2、介護保険事業等の費用となります。

先ほどの保険料算定の順にまとめた表となります。1号被保険者の推計では、前期、後期の被保険者ごとに推計してございます。この被保険者数を所得段階別に区分しております。前回までは9段階の区分でございましたが、前回の第9段階の所得階層をさらに5つに分け、13の段階での推計を行っております。この段階を基に、標準段階である第5段階の加入割合補正後被保険者数を算定した後、次に、13ページで算定された標準給付見込額、地域支援事業費の合計を合計額の23%になる第1号被保険者負担分相当額を算定いたします。それに国からの調整交付金相当額を加え、高齢化率や人口等の割合により、河津町では2億1,290万8,000円を想定しております。

また、準備基金取崩し額を6,080万円ほど見込み、保険料収納必要額を5億9,565万7,252円としております。

予定保険料収納率、所得別加入割合補正後被保険者数を基に、保険料の年額7万5,600円、月額6,300円という基準額を算定いたしました。

次のページをお願いいたします。

ここでは、先ほど申し上げた保険料の算出の流れの計算式を掲載してございます。また、介護給付準備基金の年度別残高を掲載してございます。

次のページをお願いいたします。

所得段階別保険料の設定です。所得段階の対象となる所得等の状況をまとめてございます。

先ほど申したとおり、前回までの9段階を13段階としており、各段階の保険料率、月額、年額をまとめております。また、第1段階から第3段階の方については、ここからさらに公費による軽減措置が図られるため、納付していただく保険料は、右下の表のとおりとなります。これで算定された保険料により、今回議案として上程するものでございます。

次の18、19ページに新旧対照表を示してございますので、ご参考としていただければと思います。

それでは、議案に戻っていただきたいと思います。

附則。

施行期日、第1項、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

経過措置、第2項、改正後の河津町介護保険条例第2条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料についてはなお従前の例による。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第9号 河津町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第１０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第10、議案第10号 河津町温泉会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第10号 河津町温泉会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町温泉会館の設置及び管理運営に関する条例（平成５年河津町条例第１号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和６年３月５日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、議案第10号について説明いたします。

議案第10号 河津町温泉会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてです。

まず提案理由でございます。

インバウンド需要が拡大する昨今、入れ墨をしていることをもって入浴を拒否することは適切でないということでございます。

次ページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町温泉会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例。

定例会資料の20ページをご覧ください。

新旧対照表でございます。第５条にございます第７号、「身体に入れ墨・タトゥー（シール貼りを含む）などのある者」というところを削除するものでございます。

議案にお戻りください。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

10番、宮崎啓次議員。

○10番（宮崎啓次君） 附則のところのこの条例は公布の日から施行すると、今回この条例が可決されて通った場合、その公布の日のタイムスケジュールはいつ頃になるのかお教えてください。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） 温泉会館につきまして、またもう一つ続いて控えております見高浜の温泉施設とともに現在も適正ではないため、一応、入れ墨に関する注意書きについては既に外しております。ただ、今回のこれを通して、職員のほうにはしっかりとそういったものを促すようなことを考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 10番、宮崎啓次議員。

○10番（宮崎啓次君） 私が聞いているのは、具体的な日程がいつ頃から、いつ公布する予定か、その辺を伺いたいです。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） 本日可決いただければ、翌日からこれを適用したいと考えております。

○議長（遠藤嘉規君） 10番、宮崎啓次議員。

○10番（宮崎啓次君） いろいろ心配するのは、私も平成15年からテキ屋風売店の対策をやってきました。そういう人たちの話もちょうといろいろ聞いていまして、最近でも他県からの出店者の中に町内のアパートを借りて、その時期だけ河津に住んで、ちょっと話を聞いたときもあるんですけども、温泉施設どこかないかなと。だけれども、温泉会館は駄目だよなという話はあったわけです。

私もその辺の話はしておいたんですけども、今回これが外れますと、特に桜まつり期間中にこういう方たちが集中するおそれがある。その危惧をするわけですね。これを取れば、拒否できないわけで、ルールを守ってくればいいんですが、今までのお客さんとは違う、やっぱりそういう方たちもいらっしゃるんで、その中でトラブルがあった場合のマニュアルとかそういうものはつくってあるのかどうか伺います。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） マニュアル等というよりは、この前の条例にもありますとおり、迷惑行為等につきましては取り締まるようなことは書いてございます。

そして、今回この上程した理由につきましては、先ほど提案したとおり、入れ墨をもって、まずインバウンドの方と識別ができないということと、それをもって迷惑行為ということにはならないということ、そして、公衆浴場のほうにも入れ墨についての記載で、それを制限するような文面がない、それは政府の見解でもございますので、そういったものを適用した中で、今回、うちのほうを訂正させていただくようなものでございます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 今回のこの上程についての背景について、少しお話をしたいと思っております。これは人権の問題もございますので、ちょっとその辺も含めた説明をしたいと思っております。

憲法には、法の下での平等という規定がございまして、人種や性別、社会身分によって差別してはならないという規定がございまして、そういう中で入れ墨やタトゥーをしていることについては、不当な差別をしてはならないというものがございまして、ただ、憲法の中でも営業の自由という形で、営業権というものも認められておりますので、今までは人権を不当に侵害するものでない限り営業権は認められたわけですが、昨今の社会情勢を見ますと、ここに提案理由にもありますように、インバウンドの方が増えてきたりということもありますし、ファッションとしてのタトゥーという考え方も出てきました。

そういう中で、タトゥーといいますか、入れ墨やタトゥーにお断りというのは、人権の侵害の部分も大きいのかなと、そういうことがありますので、人権のことを配慮しながら今回この提案をしたことでございます。

現実的にはそういう方もいるかもしれませんが、原則的には、やはり憲法の下で仕事している部分でございまして、差別という、人権という守る意味でも、現在の社会風潮の中で不当に差別をしてはならない中での営業権ということでございまして、そういうことで、不当の差別はしてはならないということを重きに置いて今回の提案に至ったと、そういう理由でございます。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 10番、宮崎啓次議員。

○10番（宮崎啓次君） その当局の意思は本当に理解できます。しかしながら、ここで議決されれば公布が即ということになっていきますので、そこを私は問題視しているわけで。前段階として貼り紙は外してあると、それは結構なことだと思いますよ、これからそういう形になるということ。ただ、準備期間が短いのではないかと、そこを言っているだけです。答弁要りません。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑がある方は挙手をお願いします。

1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 1番、正木です。

今の宮崎議員の質問と関連するんですが、やはり今現在、利用している方々、頭の中には、入れ墨をしている方は基本は入ってはいけないという今までのルールがいきなり今日をもってあしたから入っていいよという話になったときに、普通、そういう方々が入ったときに、恐怖だとか怖いだとかというような認識を持つと思うんですよ。

そうなりますと、やはりあしたから施行するに当たっては、例えば、今はその貼り紙を外してあるというような形でもっての処置ですけれども、例えば今回のこの法律により、入れ墨、タトゥーをもつての入浴拒否というのをやめましたみたいな表示をする、それでもって、今まで、私もそうなんですが、温泉に書いてあるわけですね。本当にそれこそ毎日利用している方もいる、週何回も利用している方がいる。その方々への周知というものを行ってもらえるかどうか伺いたします。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） 温泉会館における迷惑行為につきましては、今の現状の条例の中にも、この第7のタトゥーを取ったとしても、その他の運営上支障があると認められる者、または6号の暴力団関係ということで記載されております。そういったもので守られておると考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） ということは、例えばあしたからそういう形でもって扱いが変わりますよということは、一切表示しないということによろしいでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） 取り外す中で、そういったものがまたトラブルのもとになったり、そういった標識がまた人権の侵害とかになるおそれもありますので、そういった表記

はせず、今までのこのタトゥーを入れたことによって規制されるということが法的にもされておきませんので、そういったものは取り外すのみとさせていただきます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの補足になりますけれども、多分、一番心配するのは現場の人たちだと思いますので、その辺の人たちには理解をするためにも、現場の人たちとは周知をさせなきゃいけないと思っております。そういうことで対応したいと思っております。

○議長（遠藤嘉規君） 1 番、正木誠司議員。

○1 番（正木誠司君） 私も温泉会館へしょっちゅう通っている身として、やはりこのタトゥー、入れ墨が入っている方がいらっしゃいますと、実情としますと、入浴している方が従業員さんに、何か入れ墨入っている人がいるんだけどどうなってるんだという形で、お叱りではないんですけれども、出るときに言っているというのが今の現状だと思います。

そうしますと、今の従業員さんは、お客さんに言われると、一度は中へ入って、その入れ墨を入れている方、タトゥーの方に対して、すみませんが、出てもらえませんかという形での対応をされているんですけれども、今後は、もしそういう知らない、何も表示しないと、そういう形でもって今まで同様にほかの一般の町民の方、利用者が、また従業員のほうに同じように言ったときに、今度はその従業員さんがちゃんと、こういう形になりましたのでということと言えるような対策というか、話、そういうものを取っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑がある方は挙手願います。

3 番、大川良樹議員。

○3 番（大川良樹君） 観光庁のほうから出されている部分で、さっきちょっと資料を頂いて。2016年3月16日に入れ墨、タトゥーがある外国人旅行者の入浴に対し留意すべきポイントと対応事例ということで、留意すべきポイントとして、利用者相互間の理解を深める必要があるということで、先ほど町長がおっしゃった基本的人権の尊重、法の下での平等という中で、確かに差別がされる、これをやったことによって差別がなくなるよ、もう今はコンプライアンスの時代なんで、それをやる上では、やっぱりこれ必要なのかなとも思うんですけれども、先ほど来、懸念しているのが、この利用者相互間の理解が深められるのかな、その部分についてのことだと思うんです。

それによって、従業員の方がどうなんでしょう、一番末端で対応する上で、どっちがいい

といったら、言い方は乱暴になっちゃうんですけれども、今この時点で利用者相互間の理解が深まるのが僕はちょっと不安に思う点なんですけれども、そこら辺をお聞かせいただければと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 先ほど申しましたけれども、現在の風潮といいますか、特にインバウンドが増えているという状況もありますし、あと若い人たちにはファッションというような見方もあると思います。よくテレビなんかでボクシングの試合を見ると、ほとんどの方が入れ墨をしているという、日本人の方もやっている方もいらっしゃいますけれども、そういう社会的な状況になってきたのかなと思います。

これまでは入れ墨をしている人は悪い人、あるいはトラブルを起こす人というみなし方をした中で、今まではそういう営業の部分でこういうことをやってきたと思うんですけれども、そのみなすこと自体が不当な差別という形になるもんですから、それも含めて従業員が、例えばそういう声をかけた別の本人以外の方が来た場合に、こうよく話をしながら、こういうことです、人権の問題もありますのでというようなことをうまく説明できれば理解が深まるんじゃないのかなと思いますので、出て行けとは言えない話なので、そういうことしかできないのかなと思います。そんなことで対応したいなと思っております。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑がある方は挙手をお願いします。

2 番、北島正男議員。

○2 番（北島正男君） お尋ねします。

2016年に観光庁から、この資料をもらって、こういうふうにしたらどうですかとあるんですけども、2016年に出ているのに何で今やるんだ、何か原因があるのか。

もう一つは、踊り子温泉会館とか番屋さんとかの許可をしていく、入れ墨もいいよという、外していくということは、これは河津町が先行しているんですか。銀の湯とか伊豆高原の温泉とか、ほかの地区はどうなっているんですか。少なくともこの周りはどうなっているかというのを調べましたか。2つお願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） この条例でこういったことを定めているのは、この近辺では河津町のみでございます。あとはこういったような縛りはございません。あとあるのは、もしかしたら函南町辺りはまだあるかもしれないですけれども。

それと、やはりこういった流れというのは、もうこの平成28年ぐらいから始まっております。

して、その時期がいつかというのはそれこそ難しい話なんですけれども、さっき大川議員が言われたように、そこが相互理解、社会がだんだん変わっていく中で、そして人権も言われるようになり、また国会の答弁の中でも、政府見解として、浴場法をもってして、入れ墨で制限することはできないというようなコメントも出ております。

そういったものに照らし合わせた中で、私たちは今回このような上程を考えました。

○議長（遠藤嘉規君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） じゃもう一つ、この観光庁の資料に、入浴に関する対応事例とあるんだけど、河津町の場合は何もなくて、完全にフルオープンにするのかどうか。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） フルオープンというよりは、先ほど言いましたように温泉会館にはまだ制限される規定はございます、暴力団とか迷惑行為とか。そういった規定はございます。今回は入れ墨、タトゥーの部分だけを削除するということでございます。

○議長（遠藤嘉規君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） それは詭弁だと思うんだけど。暴力団の人は特に暴力団ですと書いていないんだから分からないじゃない。何か物が起こったときにそういう対応をするというところだけでしょう。そういうことを言っているんじゃないで、一定の対応をするのはどうですか、シールを貼れる人は貼ってください、時間帯をずらして許可するんですとかそういうのが書いてあるじゃないですか。そういうことをしないでフルオープンにするのかと聞いています。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） そういった制限をかけるようなことは現在考えておりません。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑がある方は挙手をお願いします。

ございませんか。

2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） もう一個だけ。先ほどもちょっと聞いたんだけど、何で河津町がこれを先行してやるのか。先行、だってほかの地区はさっきやっていないと言ったし、河津町がまずやるんだとさっきおっしゃったでしょう。違うの。銀の湯とか伊豆高原とか、ほかってどうなっているんですかと。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） すみません、先ほどの説明がうまくなくてごめんなさい。条

例を制定して規制をしているのはうちの町だけでございます。銀の湯とかはこういった規制はございません。

○議長（遠藤嘉規君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） 条例で決めていないんだけど、銀の湯さんとかは、タトゥーとか入れ墨の方は入らないでくださいと言っているんでしょう。違うの。何もないんですか。

○議長（遠藤嘉規君） よろしいですか。

○2番（北島正男君） 分かりました。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑がある方は挙手をお願いします。

8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 先ほど温泉会館の要は利用について、もう貼り紙外してあるよと。貼り紙外したら、職員は説明をするのに大変なんじゃないの、もしおいでになられたら。そういうようなことはどのようにお考えになっているんですか。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） そういったトラブルはないようなことで説明をしてございすけれども、今まで外した中で、こういった今までの、私たちが規制していたのは、人権侵害とかそういったものにつながらないような形で説明するような形で職員のほうには伝えてございます。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） やっているスタッフに対しての要は何の配慮もないんですよ。先に外す、条例をつくって外すのは理由になりますよ。条例も通っていないのに何で外すんですか。おかしいんじゃないですか。だから、そういうことも含めて今回、この温泉会館のタトゥーの問題については、皆さん、多分ちょっと時期尚早だというようなことを考えていらっしゃると思うんですよ。

それと、あと今、町民の方がやはり多数ご利用されていると思うんですよ。その人たちがもしそのような意見が出てきたら、町としてはどのようにお考えになりますか。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） 時期尚早というご意見もございすでしょうけれども、私たちのほうとして、そういった人権侵害、町長が述べましたように人権侵害的な部分、また法的には制限できないというのは、これは入浴法の見解でございす。そういったものを適正なものに直すというような意味で、今回このような上程をしたところでございす。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑がある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

それでは、まず本案に対する反対の方の発言を許します。

10番、宮崎啓次議員。

○10番（宮崎啓次君） 今いろいろ質疑させてもらいましたし、以前、議案の説明のときもお話ししましたが、やはり準備不足、まだまだこれに対応するには早過ぎる。今まで、観光庁から指摘を受けて、今なぜそんなに急ぐのかということです。理由は、1点は、観光庁のほうで利用者相互間の理解を深める必要がある、このようにうたっています。いきなり今、入浴を利用されている皆さんは、タトゥー、あるいは入れ墨入れた方が入って来ないと認識しています。一般の反社の人だとかマル暴の人たち、そういう方たちも河津の温泉会館は入浴できないという認識で今いるわけです。私が思うのは、やはり周知する期間、また、入浴者、あるいはこの社会が理解される期間が必要だと考えています。

あるいは、先ほどもちょっとほかの方の質疑にもありましたけれども、温泉会館で働いている方々、その方々にもう少し説明をして、働いている方たちを守る対策、私は以前、議案の説明のときも言いましたが、下田警察署の刑事課と実際相談してマニュアルをつかって、実際にそういう方たちが入ってきたときにどういう対応をするのか。表示をなくしたから、今のところはないという回答でしたけれども、今はそうかもしれません。ただ、あるそういう反社の団体の方たちというのは、入ってくるときは静かですよ。おとなしく入ってきます。それで忠実にルールを守るような態度は取ります。しかしながら、ちょっと気に入らないことがあったときに逆転してもうすごいですから、感覚が。ですから、そういったときに従業員の方々がどういう対応を取るのか。やはりそういう方たちのことを考えて、もう少し対策を講じて、準備期間を設けて実行に移すべき。

私、具体例でいきますと、令和6年9月1日施行でもいいんじゃないかと思います。やはり半年ぐらい準備期間を設け、また来年の桜まつり前に半年間、準備期間を設けると。やはり桜まつりのとき集中しますから、皆さんが考えているような甘いことではないですから。

だんだんそうやって入浴できるよといううわさが広まれば、彼らは入ってきます。

ですから、そういったことを考えて、全面的に反対するわけではありません。準備不足ということで、私は令和6年9月1日施行ということで、やるのであればということ。それと、条件は先ほど申し上げました、しっかり入浴者相互の理解を求める、そういったことです。それと従業員のマニュアルをつくって、しっかりその訓練もやったり、対策を講じてから始めるということをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 次に、本案に対する賛成の方の発言を許します。

7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） 7番、上村でございます。

私は、本案に対して賛成の立場で討論させていただきます。

先ほどから町長及び課長の答弁にありましており、公衆浴場法及び、先ほど町長が言われた人権侵害、差別等が懸念される、こういう時代になってきている。それは間違いないと思います。入れ墨があることにより入浴を拒否することは適切ではないと私は判断したことにより、賛成の討論とさせていただきます。

また、政府見解にもよる意見という話も先ほど答弁の中にありましたので、政府がこれを承認している以上、私は賛成の立場で討論させていただきます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） ほかに討論ございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 以上で討論を終結します。

これより議案第10号 河津町温泉会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤嘉規君） 起立少数であります。

議案第10号は否決されました。

15時15分まで休憩とします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時15分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） すみません、先ほどの議案第5号の渡邊昌昭議員の質問に対してお答えさせていただきます。

変動の貸付金の利用者でございますけれども、全員で34名、総額で1,754万7,943円となっております。

以上でございます。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第11、議案第11号 見高地区地域振興施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第11号 見高地区地域振興施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について。

見高地区地域振興施設の設置及び管理運営に関する条例（平成26年河津町条例第12号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月5日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については担当課長より説明いたします。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） 議案第11号 見高地区地域振興施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

提案理由でございます。

インバウンド需要が拡大する昨今、入れ墨をしていることのみをもって入浴を拒否することは適切でないためでございます。

次ページをお願いいたします。

条例第 号。

見高地区地域振興施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例。

恐れ入ります、定例会資料の21ページをお願いいたします。

新旧対照表でございます。第7号の身体に入れ墨、タトゥー（シール貼りを含む）などがある者という号を削るものでございます。

議案にお戻りください。

条例第 号。

見高地区地域振興施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例。

見高地区地域振興施設の設置及び管理運営に関する条例（平成26年河津町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条中、第7号を削り、第8号を第7号とする。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

こちらの議案ですが、先ほどの議案第10号と同等の内容となりますので、この際、討論を省いて採決に移りたいと思いますが、ご異議ございますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） では、これより議案第11号 見高地区地域振興施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤嘉規君） 起立少数であります。

議案第11号 見高地区地域振興施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例については否決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第12、議案第12号 今井浜海の休憩所の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第12号 今井浜海の休憩所の指定管理者の指定について。

以下、詳細については担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第12号 今井浜海の休憩所の指定管理者の指定についてでございます。

議案第12号 今井浜海の休憩所の指定管理者の指定について。

今井浜海の休憩所の指定管理者を次のように指定する。

公の施設の名称、今井浜海の休憩所。

指定管理者所在地、河津町笹原72番地の12。

名称、一般社団法人河津町観光協会。

指定期間、令和6年4月1日から令和9年3月31日。

令和6年3月5日提出。

河津町長、岸重宏。

提案理由でございます。

指定管理者の指定期間の満了に伴います指定管理者の指定でございます。

当該施設につきましては、令和6年3月31日までの間、一般社団法人河津町観光協会が指定管理者として指定を受けておりましたが、任期満了を迎えるに当たり、以降の指定手続に関し、河津町指定管理者選定委員会を開催いたしました。協議の結果、同協会が継続して指定管理を担う意思が確認されたため、審査の結果、令和6年4月1日から令和9年3月31

日までの3か年、指定管理者として指定をお願いするものでございます。

今回の指定管理者の指定に関しましては、指定管理者選定委員会を令和6年1月22日、2月13日の2回開催をしております。これまでの事業実績や事業計画等審査の結果、妥当と認められましたので、指定に関しまして上程するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 1番、正木です。

1点だけ確認させてください。

こちらの今井浜海の休憩所というのは、主に夏場に行きます海の家というところの認識でよろしいでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） そのとおりです。海の家のことでございます。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） すみません、私も知識のちょっと分からないところがあるんですが、私、民間にいたために、去年、その海の家は河津の観光協会さんが直営ではなくて、ほかの方に委託して運営をされたというふうに聞いております。そうなりますと、民間ですとそれは請負法のほうに引っかかるんじゃないかというのがちょっと、委託の委託というんですか、そういうところが引っかからないかどうかというのは、こちらについては協議のほうはされているんでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） 指定管理者とは、指定管理の協定を締結します。その協定の中で、業務について委託をできる、そういうことができるといった条項もございますので、そういった中での委託をしたというふうに聞いております。

実際の運営といったことの中で、委託費を払った中で運営をした中で、最終的な採算といったことの報告等をいただいた中で、最終的に全体的な管理をするのは、やはり河津町観光協会が全体を管理するといったことの中で、観光協会のほうを指定管理をさせていただきたいといったのが今回の提案でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 1 番、正木誠司議員。

○1 番（正木誠司君） ありがとうございます。

そちらのほうの法的に問題がなければ、私のほうは質問のほうは以上で終わります。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑がある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第12号 今井浜海の休憩所の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第13、議案第13号 河津桜観光交流館の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第13号 河津桜観光交流館の指定管理者の指定について。

以下、詳細については担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第13号 河津桜観光交流館の指定管理者の指定に

ついてを説明させていただきます。

議案第13号 河津桜観光交流館の指定管理者の指定について。

河津桜観光交流館の指定管理者を次のように指定する。

公の施設の名称、河津桜観光交流館。

指定管理者所在地、河津町笹原72番地の12。

名称、一般社団法人河津町観光協会。

指定期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日。

令和6年3月5日提出。

河津町長、岸重宏。

提案理由でございます。

当施設につきましては、令和6年3月31日までの間、一般社団法人河津町観光協会が指定管理者として指定を受けておりましたが、任期満了を迎えるに当たり、以降の指定手続に関し、河津町指定管理者選定委員会を開催しました。協議の結果、同協会が継続して指定管理を担う意思が確認されたため、審査の結果、令和6年4月1日より令和11年3月31日までの5年間、指定管理者として指定をお願いするものでございます。

今回の指定管理者の指定に関しましては、指定管理者選定員会を令和6年1月22日と2月13日の2回開催をしております。これまでの業務実績や業務計画等審査の結果、妥当と認められましたので、指定に関しまして上程をするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第13号 河津桜観光交流館の指定管理者の指定についてを採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第14、議案第14号 河津町情報通信施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第14号 河津町情報通信施設の指定管理者の指定について。

以下、詳細については担当課長より説明いたします。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第14号について説明をさせていただきます。

議案第14号 河津町情報通信施設の指定管理者の指定について。

河津町情報通信施設の指定管理者を次のように指定する。

公の施設の名称、河津町情報通信施設。

指定管理者所在地、下田市東本郷1丁目12番8号。

名称、伊豆太陽サービス株式会社。

指定期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日。

令和6年3月5日提出。

河津町長、岸重宏。

提案理由でございます。

指定管理者の指定期間の満了に伴います指定管理者を指定するものでございます。

当該通信施設につきましては、令和6年3月31日までの間、伊豆太陽サービス株式会社が指定管理者として指定を受けておりますが、期間満了を迎えるに当たり、以後の指定管理に

関し、河津町指定管理者選定委員会を開催しました。協議の結果、同社が継続して施設管理を担う意思が確認されたため、審査の結果、令和6年4月1日より令和11年3月31日までの5年間、指定管理者として施設管理をお願いするものでございます。

指定管理の概要でございます。

地上デジタル化に伴いまして、農協有線放送の未供用地区、見高浜の一部、長野、見高入谷、梨本、4地区でございます。こちらの地区におきまして、町がデジタル化工事を実施しました。その該当施設におきまして、現在まで指定管理者として指定を受けているものでございます。

今回の指定管理に関しましては、指定管理者選定委員会を令和6年1月22日と2月13日の2回開催をしております。これまでの事業実績や事業計画等審査の結果、妥当と認めましたので、指定に関しまして上程するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第14号 河津町情報通信施設の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第15、議案第15号 東河環境センターと河津町の間のし尿処理施設の大規模改修に関する事務の委託の廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第15号 東河環境センターと河津町の間のし尿処理施設の大規模改修に関する事務の委託の廃止について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、令和6年3月31日をもって東河環境センターと河津町の間のし尿処理施設の大規模改修に関する事務の委託を廃止したいので、同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求める。

令和6年3月5日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、私のほうから提案理由と本件に至ります経過について説明をさせていただきたいと思います。

本件でございますが、令和3年第1回町議会定例会で議決をいただいております本件事務委託に関しまして、令和5年度末をもって終了することにより、廃止の議案を提出するものでございます。

東河環境センターのし尿処理施設の大規模改修につきましては、令和3年度から行われ、河津町で本件につきまして事務を受託していました。今年度に事務が終了することにより、本事務の委託の廃止をするものでございます。

定例会資料22ページから23ページのほうに当時の規約をつけてございます。参考にしていただきたいと思います。

議案の廃止につきましては、令和6年2月15日の東河環境センター議会にて議決をいただいております。河津町で議決をいただきましたら、東伊豆町と協議をしまして、この協議を基に、静岡県知事へ届出をしまして、事務委託の廃止となるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第15号 東河環境センターと河津町の間のし尿処理施設の大規模改修に関する事務の委託の廃止についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第16、議案第16号 令和5年度河津町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第16号 令和5年度河津町一般会計補正予算（第10号）。

令和5年度河津町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ524万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億8,922万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年3月5日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

総務課長に申し上げます。

説明が長くなるようでしたら、着座にてお願いします。

○総務課長（川尻一仁君） ありがとうございます。

それでは、議案第16号 令和5年度河津町一般会計補正予算（第10号）について説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございます。

年度末における事業費の確定見込み等による財源、地方債の変更、歳出の変更、一部事業の繰越し、また、事業費変更に伴う繰越明許費の変更を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

10款地方交付税 2億1,241万7,000円 1項地方交付税、同額でございます。

12款分担金及び負担金△440万5,000円 1項負担金、同額でございます。

14款国庫支出金△24万3,000円 2項国庫補助金、同額でございます。

15款県支出金△871万9,000円 1項県負担金△213万円、2項県補助金△570万円、3項委託金△88万9,000円。

18款繰入金△1億4,048万9,000円 2項基金繰入金、同額でございます。

19款繰越金4,689万9,000円 1項繰越金、同額でございます。

21款町債△1億1,070万円 1項町債、同額でございます。

歳入合計△524万円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

2款総務費 1億217万8,000円 1項総務管理費 1億837万9,000円、2項徴税費△90万7,000円、4項選挙費△529万4,000円。

3款民生費△2,167万8,000円 1項社会福祉費△910万3,000円、2項児童福祉費△1,257万5,000円。

4款衛生費△211万3,000円 1項保健衛生費△218万8,000円、2項清掃費 7万5,000円。

6款商工費197万5,000円 1項商工費、同額でございます。

7款土木費14万円 2項道路橋梁費、同額でございます。

8款消防費△7,194万円 2項消防費、同額でございます。

9款教育費△1,380万2,000円 1項教育総務費△970万5,000円、2項小学校費△108万4,000円、3項中学校費△49万8,000円、5項社会教育費△51万5,000円、6項保健体育費△200万円。

歳出合計△524万円。

次のページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正でございます。

まず追加でございます。

款、項、事業名、金額の順に述べさせていただきます。

2款総務費 1項総務管理費、番号制度対応システム開発事業457万6,000円、給与システム改修事業55万円、住民税システム改修事業88万円、3項戸籍住民基本台帳費、戸籍情報システム改修事業844万8,000円。

4款衛生費 1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業 2万3,000円。

合計1,447万7,000円。

2款2項の各システムの開発、システムの改修事業につきましては、国からの通知等の遅れにより本年度の完成が見込めないため、金額を繰り越すものでございます。

3項の戸籍住民基本台帳費、戸籍情報システム改修事業は、戸籍法の一部改正によるもの

で、国の指標に合わせることから、事業の一部を繰り越すものでございます。

4 款 1 項の保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業は、町民が他市町で今年度、新型コロナウイルスワクチンを接種した場合で、請求が翌年度へずれ込んだ場合に対応するものでございます。

次に、変更でございます。

8 款消防費 1 項消防費、補正前の金額、事業名、防災拠点施設整備事業、金額 1 億 9,008 万 5,000 円、補正後、事業名は同じでございます。金額 2 億 1,633 万 1,000 円、事業費の変更に伴う繰越明許費の金額を変更するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第 3 表 地方債補正。

変更でございます。

起債の目的、補正前の限度額を説明をさせていただきます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

救急医療対策事業、過疎対策事業債、820 万円、480 万円。

防災施設整備事業、緊急防災・減災事業債、2 億 2,320 万円、1 億 2,410 万円。

中学校施設修繕事業、過疎対策事業債、5,900 万円、5,080 万円。

救急医療対策事業につきましては、旧共立湊病院の解体に伴う負担の減額によるものでございます。

防災施設の整備事業につきましては、防災情報伝達システムの 5 年度の支払いの確定によるものでございます。

中学校施設修繕事業は、中学校体育館屋根軒先修繕、中学校のグラウンド修繕の完了によるものでございます。

5 ページ、6 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書 1、総括は省略をさせていただきます。

7 ページをお願いいたします。

それでは、ここから着座にて説明をさせていただきます。

事項別明細書 2、歳入です。

款、項、目、補正額、主要内容について説明をさせていただきます。

10 款地方交付税 1 項地方交付税 1 目地方交付税 2 億 1,241 万 7,000 円。普通交付税の追加公布によるものでございます。

12款分担金及び負担金 1 項負担金 4 目総務費負担金△440万5,000円。財産区議会議員選挙負担金の確定によるものでございます。

14款国庫支出金 2 項国庫補助金 1 目民生費国庫補助金△7,032万5,000円。民生費国庫補助金として計上しておりました住民税非課税世帯等臨時特別給付金追加給付事業費等補助金の名称を変更し、総務費の国庫補助金のほうに計上するものでございます。

2 目衛生費国庫補助金△46万3,000円。新型コロナウイルスワクチン接種事業の実績見込みによるものでございます。

5 目総務費国庫補助金7,054万5,000円。民生費国庫補助金から総務費国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として事業費の一部を追加し計上するものでございます。計△24万3,000円。

15款県支出金 1 項県補助金 1 目民生費県負担金△213万円。こちらは重度心身障害者医療費、それから児童手当負担金の事業の確定見込みによるものでございます。

2 項県補助金 1 目総務費県補助金△562万5,000円。こちらは移住就業支援事業費補助金の支払い見込みによる減額でございます。

次のページをお願いいたします。

9 目教育費県補助金△7万5,000円。東アジア文化都市2023静岡県地域連携プログラム補助事業でございます。事業完了によるものでございます。

計△570万円。

3 項委託金 1 目総務費委託金△88万9,000円。県議会議員選挙費の委託金の事業完了に伴うものでございます。

18款繰入金 2 項基金繰入金 1 目基金繰入金△1億4,048万9,000円。財政調整基金繰入金、財源の調整によるものでございます、△の1億4,246万4,000円。経済変動対策貸付資金利子補給基金の繰入金でございます。こちらは基金の廃止に伴うものでございます。

19款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金4,689万9,000円。繰越金でございます。

21款町債 1 項町債 5 目消防債△9,910万円、6 目教育債△820万円、8 目衛生債△340万円。こちらはいずれも事業の確定に伴い町債のほうの変更をするものでございます。

計1億1,070万円。

次のページをお願いいたします。

3、歳出です。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費△45万円。こちらは会計年度任用職員の報酬の実績見込みによるものでございます。

3 目広報費△25万円。広報紙の印刷製本費の実績見込みによるものでございます。

4 目財産管理費△592万3,000円。こちらは事業費の確定見込みによる減額でございます。

5 目電算費13万7,000円。こちらの実績見込みによるもの、また、定額減税に伴う給与システム、住民税システムの改修によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

6 目交通安全対策費 9 万9,000円。こちらは交通安全指導員負担金の増額分でございます。

8 目地域づくり推進費△939万3,000円。こちらは補助金の実績によるものでございます。

11 目減債基金費1,231万円。普通交付税増額による基金積立てを行うものでございます。積立金でございます。

12 目財政調整基金費 1 億1,184万9,000円。財政調整基金への積立てを行うものでございます。

2 項徴税费 1 目税務総務費29万3,000円。職員手当、それから町民税の還付でございます。職員手当については、職員の居住地の変更に伴うもの、町税の還付につきましては、還付見込みによるものでございます。

2 目賦課徴收費△120万円。実績による委託料の減でございます。

計△90万7,000円。

次のページをお願いいたします。

4 項選挙費 3 目県議会議員選挙費△88万9,000円。こちらは事業の完了によるものでございます。

4 目財産区議会議員選挙費△440万5,000円。こちら事業費の完了に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。

計△529万4,000円。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費22万円。こちらは物価高騰重点支援交付金事業の給付に伴うシステム改修を行うものでございます。

3 目障害福祉費△650万円。こちらは実績による扶助費の減額でございます。

5 目国民健康保険費△7万8,000円。国民健康保険特別会計への繰り出しの確定見込みによるものでございます。

6 目介護保険費△274万5,000円。介護保険特別会計への繰り出しの確定見込みによるものでございます。

計△910万3,000円。

次のページをお願いいたします。

2 項児童福祉費 1 目児童福祉費△1,257万5,000円。こちらは実績見込みによる委託料、扶助費の減額でございます。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費△338万4,000円。負担金の確定によるものでございます。第2次小児救急医療運営費の負担金、それから一部メディカルセンターの特別負担金でございます。

2 目予防費119万6,000円。こちらは報酬、共済費、旅費については会計年度任用職員の実績によるものでございます。

償還金利子及び割引料につきましては、令和4年度の新型コロナウイルスワクチン接種の接種体制の確保事業の精算に伴う返還金でございます。

計△218万8,000円。

2 項清掃費 2 目じん芥処理費 7 万5,000円。委託料の増でございます。不燃ごみ袋の高騰によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

6 款商工費 1 項商工費 2 目商工振興費197万5,000円。国庫返還金でございます。こちらにつきましては、経済変動対策貸付資金の利子補給基金として基金を計上しておりましたが、その基金を廃止したことに伴い、基金の原資であります新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を国のほうに返還するものでございます。

7 款土木費 2 項道路橋梁費 2 目道路新設改良費14万円。職員の児童手当の追加でございます。

8 款消防費 1 項消防費 1 目常備消防費100万5,000円。下田地区消防組合負担金の確定によるものでございます。

4 目防災費△7,294万5,000円。こちらにあつては防災情報伝達システム工事の令和5年度の事業の確定によるもの、また、防災拠点施設整備工事の本体工事、排水工事の追加が発生したことに伴う追加と合わせたものでございます。

計△7,194万円。

9 款教育費 1 項教育総務費 3 目学校教育振興費△155万5,000円。委託料、備品購入費の事

業確定によるものでございます。

4 目学校管理費△815万円。こちら委託料、工事費、事業完了によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

計△970万5,000円。

2 項小学校費 1 目小学校管理費100万円。こちらは電気量の使用見込みによる減額でございます。

2 目小学校教育振興費△8万4,000円。事業完了による備品の減でございます。

3 項中学校費 2 目中学校教育振興費△49万8,000円。報酬、それから備品購入の事業完了に伴うものでございます。

5 項社会教育費 1 目社会教育総務費△44万円。需用費の修繕料でございます。事業完了に伴うものでございます。

2 目文化財保護費△7万5,000円。こちらは負担金でございますが、事業完了に伴う負担金の減でございます。

計△51万5,000円。

次のページをお願いいたします。

6 項保健体育費 3 目学校給食費200万円。電気使用量の使用見込みに伴う減額でございます。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 質疑を許します。

質疑ございませんか。

7 番、上村和正議員。

○7 番（上村和正君） 7 番、上村でございます。

10ページの財政調整基金なんですけれども、今回またかなり、1億1,000万円近く積み立てるということなんですけれども、最終的に残高が幾らぐらいになるのかというのと、前も聞いたかもしれないですけれども、残高の適切な金額といいますか、そのあたりをどのように考えているのかお願いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） 基金の残高でございますが、令和4年度末の残高が12億8,946万5,467円でした。それから今回積立金額が1億1,187万3,000円ということですので、年度末の残高見込みでございますが、14億133万8,467円となる見込みでございます。

財政調整基金の適正な最終的な積立ての金額といったことですが、これといった基準といったものは特にはないわけですが、ある程度、今後大きな事業を抱えているといったことの中で、少し蓄えておきたいということもございますので、金額が少し多くなっているのかなというふうに思っています。

また、今後、事業等によって財政調整基金を取り崩しながら事業といったことも、今後考えていかなければならないのかなというふうに思っていますので、そういった中で対応していきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑がある方は挙手をお願いします。

3 番、大川良樹議員。

○3 番（大川良樹君） 13ページの民生費の部分の1目の児童福祉費で、補正額が1,200万円くらい減額されているんですけども、児童手当とかそういった部分の確定だと思うんですけども、予算がどうしてこんな差が出たのかをちょっとお伺いしたいんですけども。

○議長（遠藤嘉規君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（土屋 勉君） 今回の児童福祉費の補正でございますが、実績見込みによる減ということですが、これらの保育所委託料ですとか出産費助成金、児童手当給付金ということですが、当初見込む段階でもう少し対象となる児童を多く見込んでいたんですけども、やはり今年度、見込むほどの子供の数がなかったということで、こういった形の減額となっております。

○議長（遠藤嘉規君） 3 番、大川良樹議員。

○3 番（大川良樹君） 中でも児童手当給付費がちょっとかなり多いと思うんですけども、そこら辺の内訳というか見込みはどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（土屋 勉君） 児童手当の給付金でございますが、令和5年度の当初予算としましては6,750万円を見込んでおりました。こちらのほうで不足のないようにということで当初予算を見込んでおりましたが、その段階でちょっと過剰だった部分があるのかなというところもあったかと思えます。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑のある方、挙手をお願いします。

5 番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 渡邊です。

15ページと16ページに教育費の中で、小学校管理費、これ光熱水費が100万円減額ということになっています。そして、16ページへいきますと、給食費の需用費、光熱費がやっぱり200万円ということで下がっているんですけども、この前の説明会の中でちょっと見込みが、値上がりするだろうということだったんですけども、何で中学校と幼稚園が出てこないのかなと。同じ基準で考えていけば、中学校と幼稚園があってもいいのかなとか考えるんですけども、その辺についてのご説明をお願いしたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（島崎和広君） 補正額がそんなに多くなかったもので、ここで減額する金額、おおむね50万円というふうな目安を持って町の中でやっていますが、そこに至らなかったということです。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） ということは、決算のときにはある程度の数字が出てくるということで、これが100万円と200万円、これが50万円と30万円とかという形で上がってくるということで解釈してよろしいですか。分かりました。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑がある方ございますか。

1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 10ページ、8目の地域づくり推進費の中で、今回の移住就業支援事業補助金が約800万円減額されていますが、こちらは単純にいいますと、移住してくる方が少なくなったというような認識でよろしいでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（稲葉吉一君） 移住就業支援事業補助金の関係で説明させていただきたいと
思います。

まず、当初予算でありますけれども、980万円確保しておりました。一応、単身3件、世帯7件、子供加算1件ということで予算を計上しておりました。実績につきましては160万円ということで、単身就業1件、世帯リモートワーク1件でございます。

これは、県補助金の要綱というか、ものに追加補正は認めないというようなものがありましたので、当初予算で多めに予算化をさせていただいたというような経緯がございます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1 番（正木誠司君） 承知いたしました。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第16号 令和5年度河津町一般会計補正予算（第10号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第17、議案第17号 令和5年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第17号 令和5年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度河津町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出

予算補正」による。

令和6年3月5日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については担当課長より説明いたします。

○議長（遠藤嘉規君） 健康増進課長。

○健康増進課長（土屋典子君） 議案第17号 令和5年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

提案理由でございますが、出産育児一時金の増額に伴う国からの補助金と、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広告等事業への国からの補助金の確定により、それぞれ増額し、その分、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

次のページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、項、補正額の順で述べさせていただきます。単位は1,000円でございます。

4款国庫支出金7万8,000円1項国庫補助金、同額でございます。

7款繰入金307万8,000円1項他会計繰入金、同額でございます。

歳入合計補正額ゼロでございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

こちらは財源の更正による充当額の変更のため、補正額はゼロでございます。

款、項の順に読み上げます。

1款総務費1項総務管理費。

2款保険給付費4項出産育児諸費。

歳出合計補正額ゼロでございます。

3ページ、4ページの歳入歳出補正予算事項別明細書1、総括については説明を省略させていただきます。

5ページをお願いします。

事項別明細書2、歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、内容の説明をさせていただきます。単位は1,000円でございます。

4 款国庫支出金 1 項国庫補助金 2 目出産育児一時金臨時補助金 1 万 2,000 円。こちらは出産育児一時金の増額に伴う国からの補助金でございます。

6 目社会保障・税番号制度システム整備費等補助金 6 万 6,000 円。こちらはマイナンバーカードの健康保険証利用を周知するチラシの印刷費用に対し国が補助するものでございます。計 7 万 8,000 円。

7 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金△ 7 万 8,000 円。

2 節職員給与費等繰入金△ 6 万 6,000 円。

3 節出産育児一時金繰入金△ 1 万 2,000 円。

これらは今回の補正に伴い、一般会計からの繰入金額を減額するものでございます。次のページをお願いします。

事項別明細書 3、歳出でございます。

歳出については、国庫補助金の確定による充当額の変更に伴う財源更正でございます。

款、項、目の順に説明させていただきます。補正額は全てゼロです。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費。

2 款保険給付費 4 項出産育児諸費 1 目出産育児一時金。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第 17 号 令和 5 年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第18、議案第18号 令和5年度河津町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第18号 令和5年度河津町介護保険特別会計補正予算（第4号）。

令和5年度河津町介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,781万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,787万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月5日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（土屋 勉君） それでは、私から議案第18号 令和5年度河津町介護保険特別会計補正予算（第4号）の説明をさせていただきます。

こちらの介護保険特別会計補正予算でございますが、提案理由といたしまして、介護給付実績等の見込みを勘案した歳出の増減と、それに伴います国県支出金等の歳入増減でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。単位は1,000円でございます。

3 款国庫支出金△558万円 1 項国庫負担金△411万円、2 項国庫補助金△147万円でございます。

4 款支払基金交付金△614万3,000円 1 項支払基金交付金、同額でございます。

5 款県支出金△334万5,000円 1 項県負担金△338万2,000円、2 項県補助金 3 万7,000円でございます。

6 款繰入金△274万5,000円 1 項一般会計繰入金、同額でございます。

歳入合計△1,781万3,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費10万円 3 項介護認定審査会費、同額でございます。

2 款保険給付費△2,305万円 1 項介護サービス等諸費△2,020万円、2 項介護予防サービス等諸費215万円、6 項特定入所者介護サービス等費△500万円。

4 款地域支援事業費30万円 1 項介護予防生活支援サービス事業費、同額でございます。

6 款基金積立金483万7,000円 1 項基金積立金、同額でございます。

歳出合計△1,781万3,000円でございます。

3 ページ、4 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書 1、総括は省略させていただきます。

5 ページをお願いいたします。

事項別明細書 2、歳入でございます。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金、2 項国庫補助金。

4 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金。

5 款県支出金 1 項県負担金。

次のページをお願いいたします。

2 項県補助金。

6 款繰入金 1 項一般会計繰入金。

これら歳入は、今回補正の財源でございます。

次のページをお願いいたします。

事項別明細書 3、歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費 3 項介護認定審査会費、郡介護認定審査会費負担金の増でございます。

2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費、2 項介護予防サービス等諸費。

次のページをお願いいたします。

6 項特定入所者介護サービス等費。これらは、保険給付費の実績に伴う国民健康保険団体連合会への負担金の増減でございます。

4 款地域支援事業費 1 項介護予防生活支援サービス事業費、介護予防ケアマネジメント事業費の増による国民健康保険団体連合会への負担金の増でございます。

6 款基金積立金 1 項基金積立金、介護給付費準備基金積立金の増になります。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第18号 令和5年度河津町介護保険特別会計補正予算（第4号）の採決をします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（遠藤嘉規君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明日は午前10時から再開します。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時19分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

第 3 日

3 月 7 日（木曜日）

令和6年河津町議会第1回定例会会議録

議 事 日 程（第3号）

令和6年3月7日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第19号 令和6年度河津町一般会計予算
議案第20号 令和6年度河津駅前広場整備事業特別会計予算
議案第21号 令和6年度河津町土地取得特別会計予算
議案第22号 令和6年度河津町国民健康保険特別会計予算
議案第23号 令和6年度河津町介護保険特別会計予算
議案第24号 令和6年度河津町後期高齢者医療特別会計予算
議案第25号 令和6年度河津町水道事業会計予算
議案第26号 令和6年度河津町温泉事業会計予算

出席議員（10名）

- | | | | |
|----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 正 木 誠 司 君 | 2番 | 北 島 正 男 君 |
| 3番 | 大 川 良 樹 君 | 4番 | 桑 原 猛 君 |
| 5番 | 渡 邊 昌 昭 君 | 6番 | 遠 藤 嘉 規 君 |
| 7番 | 上 村 和 正 君 | 8番 | 渡 邊 弘 君 |
| 9番 | 稲 葉 静 君 | 10番 | 宮 崎 啓 次 君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

- | | | | |
|---------|-----------|---------|-----------|
| 町 長 | 岸 重 宏 君 | 副 町 長 | 木 村 吉 弘 君 |
| 教 育 長 | 鈴 木 弘 光 君 | 総 務 課 長 | 川 尻 一 仁 君 |
| 企画調整課長 | 稲 葉 吉 一 君 | 町民生活課長 | 鈴 木 亜 弥 君 |
| 健康増進課長 | 土 屋 典 子 君 | 福祉介護課長 | 土 屋 勉 君 |
| 産業振興課長 | 中 村 邦 彦 君 | 建 設 課 長 | 臼 井 理 治 君 |
| 防 災 課 長 | 村 串 信 二 君 | 水道温泉課長 | 友 田 佳 伸 君 |

教 育 委 員 会 長
事 務 局

島 崎 和 広 君

会 計 管 理 者 長
兼 会 計 室

渡 辺 音 哉 君

事務局職員出席者

事 務 局 長

山 本 博 雄

書

記

山 田 祐 司

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（遠藤嘉規君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

よって、本日の会議は成立しました。

これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（遠藤嘉規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

なお、説明のため、町長以下、関係職員が出席しておりますことを報告します。

◎議案第19号～議案第26号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（遠藤嘉規君） 日程第1、議案第19号 令和6年度河津町一般会計予算、議案第20号 令和6年度河津駅前広場整備事業特別会計予算、議案第21号 令和6年度河津町土地取得特別会計予算、議案第22号 令和6年度河津町国民健康保険特別会計予算、議案第23号 令和6年度河津町介護保険特別会計予算、議案第24号 令和6年度河津町後期高齢者医療特別会計予算、議案第25号 令和6年度河津町水道事業会計予算、議案第26号 令和6年度河津町温泉事業会計予算、以上8議案につきましては、同種の令和6年度予算でありますので、一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号から議案第26号までの8議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第19号 令和6年度河津町一般会計予算、議案第20号 令和6年度河津駅前広場整備事業特別会計予算、議案第21号 令和6年度河津町土地取得特別会計予算、議案第22号 令和6年度河津町国民健康保険特別会計予算、議案第23号 令和6年度河津町介護保険特別会計予算、議案第24号 令和6年度河津町後期高齢者医療特別会計予算、議案第25号 令和6年度河津町水道事業会計予算、議案第26号 令和6年度河津町温泉事業会計予算、以上8議案について、それぞれ担当課長より説明いたします。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

総務課長に申し上げます。説明が長くなるようでしたら着席して説明をお願いします。

○総務課長（川尻一仁君） ありがとうございます。

それでは、令和6年度河津町一般・特別企業会計予算について説明をさせていただきます。
まず当初予算の概要について説明をさせていただきます。

予算書の表紙をめくっていただきたいと思います。

令和6年度河津町予算総計表及び純計表でございます。これは一般会計、特別会計、企業会計、それぞれの予算の歳入歳出予算額を一覧表にしたものでございます。企業会計では歳出の現金を伴わない予算を除いて算出しています。

8会計の歳入総額は下から3段目となりますが、総計としまして歳入75億477万9,000円、歳出につきましては、75億61万7,000円でございます。会計間で重複している金額がありますので、純計額としまして歳入72億4,220万1,000円、歳出については72億3,803万9,000円でございます。

2枚ほどめくっていただきまして、議案第19号をお願いいたします。

議案第19号 令和6年度河津町一般会計予算。

令和6年度河津町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ48億5,300万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項のただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月5日提出。

河津町長、岸重宏。

次のページをおめくりください。

それでは着座にて説明をさせていただきます。

第1表 歳入歳出予算。

歳入です。

款、項、金額の順に朗読させていただきます。単位は千円でございます。

1 款町税 9 億6,282万1,000円 1 項町民税 3 億838万9,000円、2 項固定資産税 5 億4,926万5,000円、3 項軽自動車税2,820万7,000円、4 項町たばこ税5,763万円、5 項入湯税1,933万円。

2 款地方譲与税5,174万4,000円 1 項地方揮発油譲与税1,048万1,000円、2 項自動車重量譲与税3,206万5,000円、3 項森林環境譲与税919万8,000円。

3 款利子割交付金29万9,000円 1 項利子割交付金、同額でございます。

4 款配当割交付金379万6,000円 1 項配当割交付金、同額でございます。

5 款株式等譲渡所得割交付金380万5,000円 1 項株式等譲渡所得割交付金、同額でございます。

6 款法人事業税交付金1,366万6,000円 1 項法人事業税交付金、同額でございます。

7 款地方消費税交付金 1 億7,771万4,000円 1 項地方消費税交付金、同額でございます。

8 款環境性能割交付金638万7,000円 1 項環境性能割交付金、同額でございます。

9 款地方特例交付金288万9,000円 1 項地方特例交付金、同額でございます。

10 款地方交付税17億2,626万2,000円 1 項地方交付税、同額でございます。

次のページをお願いいたします。

11 款交通安全対策特別交付金97万6,000円 1 項交通安全対策特別交付金、同額でございます。

12 款分担金及び負担金1,211万3,000円 1 項負担金、同額でございます。

13 款使用料及び手数料6,998万1,000円 1 項使用料5,006万9,000円、2 項手数料1,991万2,000円。

14 款国庫支出金 2 億8,812万5,000円 1 項国庫負担金 1 億6,583万5,000円、2 項国庫補助金 1 億1,949万円、3 項委託金280万円。

15 款県支出金 2 億8,729万6,000円 1 項県負担金 1 億2,608万4,000円、2 項県補助金 1 億4,695万8,000円、3 項委託金1,425万4,000円。

16 款財産収入2,779万8,000円 1 項財産運用収入2,232万3,000円、2 項財産売払収入547万5,000円。

17 款寄附金 1 億5,310万5,000円 1 項寄附金、同額でございます。

18 款繰入金 4 億689万5,000円 1 項特別会計繰入金 2 万8,000円、2 項基金繰入金 4 億686万7,000円。

19 款繰越金5,000万円 1 項繰越金、同額でございます。

20 款諸収入4,512万8,000円 1 項延滞金107万3,000円、2 項預金利子1,000円、3 項受託事業収入10万円、4 項雑入4,395万4,000円。

21 款町債 5 億6,220万円 1 項町債、同額でございます。

歳入合計48億5,300万円。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款議会費6,424万1,000円 1 項議会費、同額でございます。

2 款総務費12億980万5,000円 1 項総務管理費10億7,329万7,000円、2 項徴税費6,342万7,000円、3 項戸籍住民基本台帳費7,028万9,000円、4 項選挙費53万9,000円、5 項統計調査費133万1,000円、6 項監査委員費92万2,000円。

3 款民生費 8 億4,378万1,000円 1 項社会福祉費 6 億6,204万5,000円、2 項児童福祉費 1 億

8,153万6,000円、3項災害援助費20万円。

4款衛生費6億2,483万2,000円1項保健衛生費2億9,284万7,000円、2項清掃費3億3,198万5,000円。

5款農林水産業費2億4,473万2,000円1項農業費1億3,024万5,000円、2項林業費1億99万1,000円、3項水産業費1,349万6,000円。

6款商工費3億8,879万円1項商工費、同額でございます。

7款土木費2億8,762万4,000円1項土木管理費5,320万6,000円、2項道路橋梁費1億8,032万3,000円、3項河川費3,692万1,000円、4項都市計画費839万6,000円、5項住宅費877万8,000円。

8款消防費4億8,858万9,000円1項消防費、同額でございます。

9款教育費3億8,854万6,000円1項教育総務費1億2,278万4,000円、2項小学校費3,315万4,000円、3項中学校費3,817万2,000円、4項幼稚園費5,271万5,000円、5項社会教育費3,995万3,000円、6項保健体育費1億176万8,000円。

10款災害復旧費4,000円1項公共土木施設災害復旧費2,000円、2項その他公共施設・公有施設災害復旧費1,000円、3項教育施設災害復旧費1,000円。

11款公債費3億205万6,000円1項公債費、同額でございます。

12款予備費1,000万円1項予備費、同額でございます。

歳出合計48億5,300万円。

次のページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為でございます。

事項、期間、限度額の順に説明をさせていただきます。単位は千円です。

封入封かん機リース料、令和7年度から令和11年度、504万9,000円。土地評価業務委託料、令和7年度から令和8年度、1,665万4,000円。後期高齢者医療広域連合電算処理システム機器リース料、令和7年度から令和11年度、255万7,000円。消防ポンプ車等購入費、令和7年度、3,148万2,000円。学校施設事務機器類使用料、令和7年度から令和9年度、439万8,000円。河津中学校自動体外式除細動器リース料、令和7年度から令和10年度、28万円。さくら幼稚園複合機リース料、令和7年度から令和11年度、94万2,000円。さくら幼稚園電話機リース料、令和7年度から令和11年度、70万5,000円。給食センター電話機リース料、令和7年度から令和11年度、68万8,000円。

次のページです。

第3表 地方債。単位は千円でございます。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で説明をさせていただきます。
なお、起債の方法、利率、償還の方法については全て同様ですので、最初の事業のみ説明を
させていただき、2事業目からについては、起債の目的、限度額のみ説明をさせていただきます。

観光駐車場用地購入事業過疎対策事業債8,030万円、証書借入れ、利率3%以内。ただし、
利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては当該見直し後
の利率。償還の方法、借入先の融通条件による。ただし、財政等の都合により措置期間を短
縮し、もしくは繰上償還、または低利債に借り換えることができる。なお、起債の全部、ま
たは一部を翌年度へ繰り越して借り入れることができる。

地区集会施設大規模整備事業費補助金（過疎対策事業債）350万円、保健福祉防災センタ
ー改修事業（緊急防災減災事業債）150万円、電気自動車購入事業（脱炭素化推進事業債）
430万円、救急医療対策事業（過疎対策事業債）550万円、子ども医療費等助成事業（過疎対
策事業債）1,420万円、地産事業（緊急自然災害防止対策事業債）1,600万円、七滝駐車場公
衆トイレ整備事業（過疎対策事業債）8,500万円、観光駐車場整備事業（過疎対策事業債）
4,000万円、道路維持事業（過疎対策事業債）420万円。次のページをお願いいたします。
道路新設改良事業（過疎対策事業債）700万円、橋梁維持事業（過疎対策事業債）3,930万円、
河川維持事業（緊急浚渫推進事業債）1,390万円、防災施設整備事業（緊急防災減災事業債）
1億7,670万円、小学校グラウンド修繕事業（過疎対策事業債）810万円、学校給食センター
施設管理事業（過疎対策事業債）5,500万円、臨時財政対策債770万円。計5億6,220万円。

9ページ、10ページの事項別明細書、1総括については説明を割愛をさせていただきます。

詳細につきましては、予算審査特別委員会のほうで説明をさせていただきます。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 建設課長。

○建設課長（臼井理治君） それでは私からは、議案第20号 河津町駅前広場整備事業特別会
計予算の説明をさせていただきます。

議案第20号 令和6年度河津駅前広場整備事業特別会計予算。

令和6年度河津駅前広場整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ454万1,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年3月5日提出。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

款、項、金額の順に述べさせていただきます。単位は千円でございます。

1 款使用料及び手数料367万1,000円 1 項使用料367万円、2 項手数料1,000円。

2 款財産収入1,000円 1 項財産運用収入、同額でございます。

3 項繰入金30万円 1 項基金繰入金、同額でございます。

4 項繰越金56万9,000円 1 項繰越金、同額でございます。

歳入合計454万1,000円でございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費454万1,000円 1 項総務管理費、同額でございます。

歳出合計454万1,000円でございます。

以上で議案第20号の説明を終了させていただきます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第21号 令和6年度河津町土地取得特別会計予算について説明をさせていただきます。

議案第21号 令和6年度河津町土地取得特別会計予算。

令和6年度河津町土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ155万4,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年3月5日提出。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入です。

款、項、金額の順に説明をさせていただきます。

1 款財産収入119万5,000円 1 項財産運用収入、同額でございます。

2 款繰入金1,000円 1 項一般会計繰入金、同額でございます。

3 款繰越金35万7,000円 1 項繰越金、同額でございます。

4 款諸収入1,000円 1 項預金利子、同額でございます。

歳入合計155万4,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款諸支出金155万4,000円 1 項土地取得費35万8,000円、2 項繰出金119万6,000円。

歳出合計155万4,000円。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 健康増進課長。

○健康増進課長（土屋典子君） 私からは議案第22号 令和6年度河津町国民健康保険特別会計予算の説明をさせていただきます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明長くなるようでしたら着座をお願いします。

○健康増進課長（土屋典子君） ありがとうございます。

議案第22号 令和6年度河津町国民健康保険特別会計予算。

令和6年度河津町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億9,108万6,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の一時借入れの最高額は5,000万円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月5日提出。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

款、項、金額の順で説明をさせていただきます。単位は千円です。

1 款国民健康保険税 1 億8,243万円 1 項国民健康保険税、同額でございます。

2 款一部負担金1,000円 1 項一部負担金、同額でございます。

3 款使用料及び手数料11万9,000円 1 項手数料、同額でございます。

4 款国庫支出金ゼロ 1 項国庫補助金、同額でございます。

5 款県支出金 8 億2,342万3,000円 1 項県負担金・補助金 8 億2,342万2,000円、2 項財政安定化基金支出金1,000円。

6 款財産収入2,000円 1 項財産運用収入、同額でございます。

7 款繰入金7,917万7,000円 1 項他会計繰入金6,942万4,000円、2 項基金繰入金975万3,000円。

8 款繰越金2,000円 1 項繰越金、同額でございます。

9 款諸収入593万2,000円 1 項延滞金加算金及び過料63万5,000円、2 項預金利子1,000円、3 項雑入529万6,000円。

歳入合計10億9,108万6,000円。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費623万6,000円 1 項総務管理費368万9,000円、2 項徴税費236万8,000円、3 項運営協議会費17万9,000円。

2 款保険給付費 8 億1,608万9,000円 1 項療養諸費 7 億434万円、2 項高額療養費 1 億817万2,000円、3 項移送費 7 万5,000円、4 項出産育児諸費250万2,000円、5 項葬祭諸費100万円、

6 項傷病手当諸費ゼロ。

3 款国民健康保険事業費納付金 2 億5,089万9,000円 1 項医療費給付金 1 億6,204万8,000円、
2 項後期高齢者支援金等分6,337万4,000円、3 項介護納付金分2,547万7,000円。

4 款財政安定化基金拠出金1,000円 1 項財政安定化基金拠出金、同額でございます。

5 款保健事業費1,156万4,000円 1 項保健事業費170万4,000円、2 項特定健康診査等事業費
986万円。

6 款基金積立金2,000円 1 項基金積立金、同額でございます。

7 款公債費1,000円 1 項公債費、同額でございます。

8 款諸支出金599万4,000円 1 項償還金及び還付加算金、同額でございます。

9 款予備費30万円 1 項予備費、同額でございます。

歳出合計10億9,108万円6,000円。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（土屋 勉君） それでは、私から議案第23号 令和6年度河津町介護保険特別会計予算の説明をさせていただきます。

令和6年度河津町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億2,782万6,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」
による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、
期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3,000
万円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金
額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこ

これらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月5日提出。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

款、項、金額の順に述べさせていただきます。単位は千円でございます。

1 款保険料 1 億8,281万3,000円 1 項介護保険料、同額でございます。

2 款手数料 5 万円 1 項手数料、同額でございます。

3 款国庫支出金 2 億4,976万9,000円 1 項国庫負担金 1 億7,095万円、2 項国庫補助金7,881万9,000円。

4 款支払基金交付金 2 億6,987万8,000円 1 項支払基金、同額でございます。

5 款県支出金 1 億5,091万7,000円 1 項県負担金 1 億4,480万8,000円、2 項県補助金610万9,000円。

6 款繰入金 1 億4,696万3,000円 1 項一般会計繰入金 1 億4,696万2,000円、2 項基金繰入金1,000円。

7 款諸収入325万6,000円 1 項延滞金加算金及び過料 1 万2,000円、2 項預金利子1,000円、3 項雑入324万3,000円。

8 款財産収入3,000円 1 項財産運用収入、同額でございます。

9 款繰越金2,317万7,000円 1 項繰越金、同額でございます。

10 款分担金及び負担金100万円 1 項負担金、同額でございます。

歳入合計10億2,782万6,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費926万9,000円 1 項総務管理費420万8,000円、2 項徴収費63万円、3 項介護認定審査会費443万1,000円。

2 款保険給付費 9 億7,159万2,000円 1 項介護サービス等諸費 8 億9,527万8,000円、2 項介護予防サービス等諸費1,328万7,000円、3 項その他諸費55万円、4 項高額介護サービス等費2,406万円、5 項高額医療合算介護サービス等費231万5,000円、6 項特定入所者介護サービ

ス等費3,610万2,000円。

3 款財政安定化基金拠出金1,000円 1 項財政安定化基金拠出金、同額でございます。

4 款地域支援事業費4,615万7,000円 1 項介護予防生活支援サービス事業費1,553万8,000円、
2 項一般介護予防事業費1,340万6,000円、 3 項包括的支援事業・任意事業費1,716万8,000円、
4 項その他諸費 4 万5,000円。

5 款公債費1,000円 1 項公債費、同額でございます。

6 款基金積立金3,000円 1 項基金積立金、同額でございます。

7 款諸支出金80万3,000円 1 項繰出金1,000円、 2 項償還金及び還付加算金80万2,000円。

歳出合計10億2,782万6,000円でございます。

次のページでございます。

第2表 債務負担行為。

事項、期間、限度額の順で説明させていただきます。単位は千円でございます。

地域包括支援システム用パソコンリース料、令和7年度から令和11年度、33万8,000円。

自動体外式除細動器リース料、令和7年度から令和10年度、26万4,000円。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 健康増進課長。

○健康増進課長（土屋典子君） では、議案第24号 令和6年度河津町後期高齢者医療特別会計予算の説明をさせていただきます。

議案第24号 令和6年度河津町後期高齢者医療特別会計予算。

令和6年度河津町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,068万3,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年3月5日提出。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

款、項、金額の順で説明をさせていただきます。単位は千円です。

1 款後期高齢者医療保険料 1 億635万4,000円 1 項後期高齢者医療保険料、同額でございます。

2 款使用料及び手数料 2 万4,000円 1 項手数料、同額でございます。

3 款繰入金3,399万6,000円 1 項一般会計繰入金、同額でございます。

4 款諸収入30万8,000円 1 項延滞金及び過料2,000円、2 項償還金及び還付加算金30万5,000円、3 項預金利子1,000円。

5 款繰越金1,000円 1 項繰越金、同額でございます。

歳入合計 1 億4,068万3,000円。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 億4,035万1,000円 1 項後期高齢者医療広域連合納付金、同額でございます。

2 款諸支出金33万2,000円 1 項償還金及び還付加算金30万5,000円、2 項繰出金 2 万7,000円。

歳出合計 1 億4,068万3,000円。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（友田佳伸君） それでは、私から議案第25号と議案第26号についてご説明させていただきます。

議案第25号 令和6年度河津町水道事業会計予算。

（総則）

第1条 令和6年度河津町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数 3,480戸。
- (2) 年間総給水量 86万立方メートル。
- (3) 1日平均給水量 2,357立方メートル。

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益2億1,536万2,000円第1項営業収益2億224万6,000円、第2項営業外収益1,311万5,000円、第3項特別利益1,000円。

支出。

第1款水道事業費用2億1,180万円第1項営業費用1億9,404万1,000円、第2項営業外費用1,725万7,000円、第3項特別損失2,000円、第4項予備費50万円。

次ページをお願いいたします。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,688万円は、過年度分損益勘定留保資金5,912万8,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額775万2,000円で補填するものとする)

収入。

第1款資本的収入4,882万4,000円第1項企業債4,300万円、第8項他会計補助金582万4,000円。

支出。

第1款資本的支出1億1,570万4,000円第1項建設改良費8,526万9,000円、第2項企業債償還金3,043万5,000円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、建設改良費、限度額4,300万円、起債の方法、証書借入、利率、政府資金は指定利率、その他については3%以内。ただし利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法、借入先の貸付条件に従う。ただし企業財政、その他の都合により措置期間を短縮し、もしくは繰上償還、または低利債に借換えすることができる。なお、起債の全部、または一部を翌年度へ繰越して借り入れることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は3,000万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2,847万9,000円。

(2) 交際費 5万円。

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計が補助を受ける額は、次のとおりとする。

(1) 水道量水器設置事業のため582万4,000円。

(たな卸試算の購入限度額)

第10条 たな卸試算の購入限度額は300万円と定める。

令和6年3月5日提出。

河津町長、岸重宏。

水道事業会計の説明は以上となります。

続きまして、温泉事業会計の予算でございます。

議案第26号 令和6年度河津町温泉事業会計予算。

(総則)

第1条 令和6年度河津町温泉事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給湯戸数 497戸。

(2) 年間総給湯量 27万8,000立方メートル。

(3) 1日平均給湯量 762立方メートル。

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款温泉事業収益1億2,091万3,000円第1項営業収益1億1,397万5,000円、第2項営業外収益693万7,000円、第3項特別利益1,000円。

支出。

第1款温泉事業費1億1,569万9,000円第1項営業費用1億972万5,000円、第2項営業外費用547万3,000円、第3項特別損益1,000円、第4項予備費50万円。

次ページをお願いいたします。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額791万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金710万5,000円、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額81万円で補填するものとする)

収入。

第1款資本的収入99万円第9項温泉加入金99万円。

支出。

第1款資本的支出890万5,000円第1項建設改良費890万5,000円。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は3,000万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2,104万2,000円。

(たな卸試算の購入限度額)

第8条 たな卸試算の購入限度額は200万円と定める。

令和6年3月5日提出。

河津町長、岸重宏。

説明は以上でございます。

○議長(遠藤嘉規君) 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

あらかじめ申し添えておきますが、本8議案は議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、その特別委員会に付託する予定でございます。

なお、質疑は議事進行上、議案番号順に、また歳入歳出とも款、項の順にお願いします。

議案第19号 令和6年度河津町一般会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） なき模様です。

次に進みます。

議案第20号 令和6年度河津駅前広場整備事業特別会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第21号 令和6年度河津町土地取得特別会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第22号 令和6年度河津町国民健康保険特別会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第23号 令和6年度河津町介護保険特別会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第24号 令和6年度河津町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第25号 令和6年度河津町水道事業会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

次に進みます。

議案第26号 令和6年度河津町温泉事業会計予算の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

お諮りします。

これをもって、質疑を打ち切り、ただいま議題となっております議案第19号から議案第26号の8議案を会議規則第39条第1項の規定により、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、その特別委員会へ付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号から議案第26号までの8議案を予算審査特別委員会へ付託することに決しました。

予算審査特別委員会の委員長を副議長にお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

副議長に予算審査特別委員会委員長をお願いいたします。

委員長は、14日の本会議までに審査報告書を議長へ提出されるようお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（遠藤嘉規君） 本日の日程はこれをもって終了しました。

ただいまから14日午後3時までを休会とし、特別委員会の予算審査をお願いします。

14日は午後３時から会議を再開します。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

散会 午前１０時５４分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

第 4 日

3 月 1 4 日（木曜日）

令和6年河津町議会第1回定例会会議録

議 事 日 程（第4号）

令和6年3月14日（木曜日）午後3時開議

- 日程第 1 議案第19号 令和6年度河津町一般会計予算
議案第20号 令和6年度河津駅前広場整備事業特別会計予算
議案第21号 令和6年度河津町土地取得特別会計予算
議案第22号 令和6年度河津町国民健康保険特別会計予算
議案第23号 令和6年度河津町介護保険特別会計予算
議案第24号 令和6年度河津町後期高齢者医療特別会計予算
議案第25号 令和6年度河津町水道事業会計予算
議案第26号 令和6年度河津町温泉事業会計予算
- 日程第 2 発議第 1号 河津町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
- 追加日程第 1 議案第27号 河津町税条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第 2 議案第28号 河津町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
について
- 追加日程第 3 議案第29号 河津町温泉事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
について
- 追加日程第 4 議案第30号 河津町温泉会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改
正する条例について
- 追加日程第 5 議案第31号 見高地区地域振興施設の設置及び管理運営に関する条例の一
部を改正する条例について
- 追加日程第 6 議案第32号 令和5年度道路メンテナンス事業町道谷津浜線（館橋）橋梁
補修工事変更請負契約について
- 追加日程第 7 議案第33号 令和6年度保健福祉防災センター長寿命化改修工事請負契約
について
- 日程第 3 議員派遣の件
- 日程第 4 第1常任委員会研修視察報告について
- 日程第 5 第2常任委員会研修視察報告について

日程第 6 委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件

出席議員（１０名）

1 番	正 木 誠 司 君	2 番	北 島 正 男 君
3 番	大 川 良 樹 君	4 番	桑 原 猛 君
5 番	渡 邊 昌 昭 君	6 番	遠 藤 嘉 規 君
7 番	上 村 和 正 君	8 番	渡 邊 弘 君
9 番	稲 葉 静 君	10 番	宮 崎 啓 次 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者

町 長	岸 重 宏 君	副 町 長	木 村 吉 弘 君
教 育 長	鈴 木 弘 光 君	総 務 課 長	川 尻 一 仁 君
企画調整課長	稲 葉 吉 一 君	町民生活課長	鈴 木 亜 弥 君
健康増進課長	土 屋 典 子 君	福祉介護課長 福祉介護係長	中 村 光 幸 君
産業振興課長	中 村 邦 彦 君	建 設 課 長	臼 井 理 治 君
防 災 課 長	村 串 信 二 君	水道温泉課長	友 田 佳 伸 君
教育委員会 事務局 局長	島 崎 和 広 君	会計管理者 兼 会計室 長	渡 辺 音 哉 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	山 本 博 雄	書 記	山 田 祐 司
---------	---------	-----	---------

開議 午後 3時00分

◎開議の宣告

○議長（遠藤嘉規君） こんにちは。

ただいまの出席議員は10名です。

よって、本日の議会は成立しました。

これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（遠藤嘉規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことを報告します。

◎議案第19号～議案第26の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第1、議案第19号 令和6年度河津町一般会計予算、議案第20号 令和6年度河津駅前広場整備事業特別会計予算、議案第21号 令和6年度河津町土地取得特別会計予算、議案第22号 令和6年度河津町国民健康保険特別会計予算、議案第23号 令和6年度河津町介護保険特別会計予算、議案第24号 令和6年度河津町後期高齢者医療特別会計予算、議案第25号 令和6年度河津町水道事業会計予算、議案第26号 令和6年度河津町温泉事業会計予算についてを議題とします。

本8議案につきましては、去る7日に議員全員で構成する予算審査特別委員会に付託してあります。また、これに関して、委員長より審査報告書が提出されております。

これより本案について、委員長の審査報告を求めます。

3番、大川良樹議員。

〔予算審査特別委員会委員長 大川良樹君登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（大川良樹君） 報告書の読み上げをもって報告といたします。

令和6年3月14日。

河津町議会議長、遠藤嘉規様。

河津町議会予算審査特別委員会委員長、大川良樹。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1、審査件名、事件の番号、件名、審査の結果の順で読み上げます。

議案第19号 令和6年度河津町一般会計予算 原案可決

議案第20号 令和6年度河津駅前広場整備事業特別会計予算 原案可決

議案第21号 令和6年度河津町土地取得特別会計予算 原案可決

議案第22号 令和6年度河津町国民健康保険特別会計予算 原案可決

議案第23号 令和6年度河津町介護保険特別会計予算 原案可決

議案第24号 令和6年度河津町後期高齢者医療特別会計予算 原案可決

議案第25号 令和6年度河津町水道事業会計予算 原案可決

議案第26号 令和6年度河津町温泉事業会計予算 原案可決

次ページをお願いします。

2、意見。

1) 子供の施策に重きを置く河津町として、放課後児童クラブの現状は看過できない。早期に劣悪な環境の改善を図られたい。

2) 河津町第5次総合計画、河津町景観計画に盛り込まれている「伊豆の踊子」に関する文化財・景観の保護を図られたい。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 委員長の審査報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終了します。

次に、本案については、上村和正議員から会議規則第76条第2項の規定により、少数意見報告書が2件提出されております。

1件目の少数意見の報告を求めます。

7番、上村和正議員。

〔7番 上村和正君登壇〕

○7番（上村和正君） 令和6年3月14日。

河津町議会議長、遠藤嘉規様。

河津町議会予算審査特別委員会委員、上村和正。

賛成者、宮崎啓次。賛成者、正木誠司。

少数意見報告書。

3月13日の予算審査特別委員会において、留保した少数意見を次のとおり、会議規則第76条第2項の規定により報告します。

記

1、議案第19号 令和6年度河津町一般会計予算。

2、意見の要旨。

2款総務費1項総務管理費4目財産管理費14節工事請負費、子育て支援センター駐車場整備工事については、今後の利用が明確化されておらず、財政状況が厳しい中、6,900万円を投じて行う事業に値しない。今後の当該地における事業展開のビジョンが明らかでないため承認できない。アスファルト舗装は必要ない等の意見があった。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 少数意見の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

2件目の少数意見の報告を求めます。

○7番（上村和正君） 令和6年3月14日。

河津町議会議長、遠藤嘉規様。

河津町議会予算審査特別委員会委員、上村和正。

賛成者、正木誠司。

少数意見報告書。

3月13日の予算審査特別委員会において、留保した少数意見を次のとおり、会議規則第76条第2項の規定により報告します。

記

1、議案第19号 令和6年度河津町一般会計予算。

2、意見の要旨。

2款総務費 1項総務管理費 2目秘書費11節役務費、歴代町長名札掛作製手数料、15節原材料費、歴代町長名札掛作製原材料費については、説明の際必要の意図が伝わらなく、厳しい財政運営においては、町民からの要望を先に叶えるべきで不必要等の意見があった。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 少数意見の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

以上をもって少数意見報告を終了します。

これより議案第19号 令和6年度河津町一般会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第19号 令和6年度河津町一般会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第20号 令和6年度河津駅前広場整備事業特別会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第20号 令和6年度河津駅前広場整備事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第21号 令和6年度河津町土地取得特別会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第21号 令和6年度河津町土地取得特別会計予算をお諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第22号 令和6年度河津町国民健康保険特別会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第22号 令和6年度河津町国民健康保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第23号 令和6年度河津町介護保険特別会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第23号 令和6年度河津町介護保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第24号 令和6年度河津町後期高齢者医療特別会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第24号 令和6年度河津町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第25号 令和6年度河津町水道事業会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第25号 令和6年度河津町水道事業会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第26号 令和6年度河津町温泉事業会計予算の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第26号 令和6年度河津町温泉事業会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第2、発議第1号 河津町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者からの趣旨説明を求めます。

3番、大川良樹議員。

〔3番 大川良樹君登壇〕

○3番（大川良樹君） それでは、発議第1号 河津町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを説明させていただきます。

発議第1号 河津町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び河津町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和6年3月14日。

河津町議会議長、遠藤嘉規様。

提出者、河津町議会議員、大川良樹。

賛成者、河津町議会議員、正木誠司、同じく北島正男、同じく桑原猛、同じく渡邊昌昭、同じく上村和正、同じく渡邊弘、同じく稲葉静、同じく宮崎啓次。

提案理由です。

本条例は、地方自治法第92条の2の改正に伴い、町議会議員と町との間の請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とし制定するものです。

次ページをお願いします。

条例第 号。

河津町議会議員の請負の状況の公表に関する条例。

目的について、第1条に、報告について、第2条に、報告一覧の作成及び公表について、第3条に、報告等の保存及び閲覧等について、第4条に、委任について、第5条に定めてあります。

附則です。

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

説明は以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより発議第1号 河津町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを

採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（遠藤嘉規君） 先ほど町長から、議案第27号 河津町税条例の一部を改正する条例について、議案第28号 河津町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第29号 河津町温泉事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第30号 河津町温泉会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について、議案第31号 見高地区地域振興施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について、議案第32号 令和5年度道路メンテナンス事業町道谷津浜線（館橋）橋梁補修工事変更請負契約について、議案第33号 令和6年度保健福祉防災センター長寿命化改修工事請負契約についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第7として議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号から議案第33号を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第7として議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時21分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 追加日程第1、議案第27号 河津町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第27号 河津町税条例の一部を改正する条例について。

河津町税条例（昭和33年河津町条例第26号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月14日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○議長（遠藤嘉規君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木亜弥君） 議案第27号についてご説明させていただきます。

提案理由は、地方税法の一部を改正する法律等が令和6年2月21日に公布され、同日から施行されたことに伴い、河津町税条例の一部を改正するものでございます。

次のページをお願いします。

条例第 号。

河津町税条例の一部を改正する条例。

恐れ入りますが、定例会資料でご説明させていただきます。

定例会資料の1ページをお開きください。

河津町税条例の一部を改正する条例の概要。

1、改正の概要をご覧ください。

令和6年能登半島地震災害の被災者の負担軽減を図るため、今般の災害によりその者の有する資産について受けた損失の金額については、所得割の納税義務者の選択により、令和5年において生じた損失の金額として、令和6年度以後の年度分の個人住民税の雑損控除の控除及び雑損失の金額の控除の特例を適用することができるとしたものです。

ご説明させていただいた中の雑損控除とは、災害を受けた場合、自宅や家財の被害額に応

じて所得税や住民税を減税するもので、能登半島地震においては、本来であれば、発災日が1月1日なので、今年の所得を基に適用されますが、被災者支援策として、1年前倒しをして令和5年の所得に適用し、令和6年分の個人住民税において適用対象とすることができるというものでございます。

次のページ以降に新旧対照表をお示ししてございますので、ご参照ください。

最後に、附則でございます。

議案に戻っていただきまして、附則。

この条例は、公布の日から施行し、令和6年2月21日から適用する。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第27号 河津町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 追加日程第2、議案第28号 河津町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第28号 河津町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町水道事業の設置等に関する条例（昭和46年河津町条例第10号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月14日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○議長（遠藤嘉規君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（友田佳伸君） 議案第28号の説明をさせていただきます。

議案第28号 河津町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

提案理由につきましては、地方自治法の改正に伴う条ずれ対応及び文言の軽微な修正を行うためでございます。

次ページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

河津町水道事業の設置等に関する条例（昭和46年河津町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

第9条第2項中「次の各号に掲げる」を「次に掲げる」に改める。

附則でございます。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

定例会資料の4ページに新旧対照表を添付してございますので、参考にしていただければと存じます。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第28号 河津町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 追加日程第3、議案第29号 河津町温泉事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第29号 河津町温泉事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町温泉事業の設置等に関する条例（平成元年河津町条例第11号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月14日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については、担当課長より説明をさせます。

○議長（遠藤嘉規君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（友田佳伸君） 議案第29号の説明をさせていただきます。

議案第29号 河津町温泉事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

提案理由につきましては、地方自治法の改正に伴う条ずれ対応及び文言の軽微な修正を行うためでございます。

次ページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町温泉事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

河津町温泉事業の設置等に関する条例（平成元年河津町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

第8条第2項中「次の各号に掲げる」を「次に掲げる」に改める。

附則でございます。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

定例会資料の5ページに新旧対照表を添付してございますので、参考にしていただければと存じます。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第29号 河津町温泉事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につい

てを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 追加日程第4、議案第30号 河津町温泉会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第30号 河津町温泉会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町温泉会館の設置及び管理運営に関する条例（平成5年河津町条例第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月14日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、議案第30号 河津町温泉会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてを説明させていただきます。

提案理由でございます。

提案理由につきましては、インバウンド需要が拡大する昨今、入れ墨をしていることのみをもって、入浴を拒否することは適切ではないためとしております。

定例会資料の6ページをご覧ください。

新旧対照表でございます。

第7号を削りまして、第8号を第7号としております。

それでは、議案にお戻りください。

条例第 号。

河津町温泉会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例。

河津町温泉会館の設置及び管理運営に関する条例（平成5年河津町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条中第7号を削り、第8号を第7号とする。

附則。

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

5番、渡邊昌昭議員。

〔5番 渡邊昌昭君登壇〕

○5番（渡邊昌昭君） 5番、渡邊昌昭です。

反対の意見です。

入れ墨とタトゥー、これは本来異なるものだと思いますけれども、近年、ファッションでワンポイントのタトゥーをしている人が増えていることや海外の観光客が増えていることを考えれば、一概に入場を拒否することはどうかと思います。しかし、公衆浴場法では、平成29年の閣議決定で、入れ墨をしている人が伝染病等々罹患しているとは言えず、それを拒否することができないとしていることは理解しました。

公衆浴場法に照らせば、踊り子温泉会館は、その他の公衆浴場に分類されるかと考えます。今回の議案では、暴力団員や関係者の入場は制限されていますが、普通の人でも入れ墨をしている人はおります。全身に入れ墨を入れた人が隣で入浴していれば、せっかくのんびりと入浴しようとしても、ゆっくりできるものではありません。

また、静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例第14条の3に「何人も、青少年に対し、入れ墨をしてはならない。」、2項には「勧誘し、又は周旋してはならない。」とされており、特に青少年には見せたいものではありません。今回の条例も、制定以来何度も改正されており、「（シール貼りを含む。）」という厳しいものになっております。

今回の議案は、議案の部分、これは5条の7項を全て削除するものであり、暴力団以外の方の入れ墨に関して、全て入場を認めるというものです。まだまだ入れ墨に関しては抵抗感を持つ人が多い中、入れ墨やタトゥーがもっと認知されるまでの間、入場を希望する方には、シールを貼ったり、テープにより隠すことを認める程度にしていきたい、このように考えます。

ワンポイントでタトゥーを入れている方でも、シールなどで見えないようにしていただければ、入場を許してもいいのかなと考えます。それが評判となって、一般の方の入場が減っては意味ありません。「（シール貼りを含む。）」、この文言を削っていただく程度にしていきたいと、反対討論とさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 次に、本案に対する賛成の方の発言を許します。

4番、桑原猛議員。

〔4番 桑原 猛君登壇〕

○4番（桑原 猛君） 4番、桑原猛です。

賛成の意見を述べさせていただきたいと思います。

提案理由にあるように、インバウンド需要が拡大する中、やはりその方々の入浴を拒否するという理由はまずないかと。そして、まして、条例の条文のほうにその一文を抜くことによって、反社会的組織の方々を受け入れるという言葉には当てはまりません。ですので、その一文を取ったところで、反社会的な組織の方々を受け入れるということにはなりませんので。

また、先ほど、反対討論の渡邊議員からありましたけれども、やはり今、そういう趣味や自分の嗜好、そういうもので意思を持って、反社でない方々の入れ墨などは、これもその人たちの自由を奪うことにもなりかねませんので、やはりそういうところは、これからの時代、もうそういう時代になっています。そういう周知を図るという時代じゃないかと思います。

ですので、これからそういう世の中であるという受け止め方をすべきかと思ひまして、賛成の意見を述べさせていただきました。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 以上で討論を終結します。

これより議案第30号 河津町温泉会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤嘉規君） 起立多数であります。

議案第30号 河津町温泉会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

着席ください。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 追加日程第5、議案第31号 見高地区地域振興施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第31号 見高地区地域振興施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について。

見高地区地域振興施設の設置及び管理運営に関する条例（平成26年河津町条例第12号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月14日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中村邦彦君） それでは、議案第31号 見高地区地域振興施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。

提案理由につきましては、インバウンド需要が拡大する昨今、入れ墨をしていることのみをもって、入浴を拒否することは適切ではないためとしております。

定例会資料の7ページをご覧ください。

新旧対照表でございます。

先ほど同様、第7号を削りまして、第8号を第7号としております。

議案にお戻りください。

条例第 号。

見高地区地域振興施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例。

見高地区地域振興施設の設置及び管理運営に関する条例（平成26年河津町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条中第7号を削り、第8号を第7号とする。

附則。

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時43分

再開 午後 3時43分

○議長（遠藤嘉規君） 会議を再開します。

こちらの議案は、前の議案第30号 河津町温泉会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例と内容がほぼ同等なものとなりますので、討論を省略して採決に移りたい

と思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

これより議案第31号 見高地区地域振興施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（遠藤嘉規君） 起立多数であります。

ご着席ください。

議案第31号 見高地区地域振興施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 追加日程第6、議案第32号 令和5年度道路メンテナンス事業町道谷津浜線（舘橋）橋梁補修工事変更請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第32号 令和5年度道路メンテナンス事業町道谷津浜線（舘橋）橋梁補修工事変更請負契約について。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 建設課長。

○建設課長（臼井理治君） それでは、議案第32号について説明させていただきます。

本案は、工事変更請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案になります。

議案第32号 令和5年度道路メンテナンス事業町道谷津浜線（舘橋）橋梁補修工事変更請負契約について。

令和５年度道路メンテナンス事業町道谷津浜線（舘橋）橋梁補修工事変更請負契約を、下記のとおり締結したいので、議会の議決を求める。

記

１、契約の目的。

令和５年度道路メンテナンス事業町道谷津浜線（舘橋）橋梁補修工事。

２、契約金額。

変更前、７,０４８万８,０００円。変更後、７,１４６万７,０００円。

３、契約の相手方。

静岡県賀茂郡河津町峰２２番地、東海建設株式会社代表取締役、土屋順一。

令和６年３月１４日提出。

河津町長、岸重宏。

内容について説明させていただきます。

令和５年第２回定例会において議決をいただきました令和５年度道路メンテナンス事業町道谷津浜線（舘橋）橋梁補修工事請負契約につきまして、変更契約を締結するために議会の議決を求めるものでございます。

変更の主な理由につきましては、舗装打ち替え工において、切削の結果、舗装版厚が想定より厚かったため、レベリングが必要となったことによる基礎工の追加による増、仮設工において、県との河川協議の結果、工法の変更による減などです。

変更請負の仮契約でございますが、３月６日に締結いたしました。

説明は以上になります。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第32号 令和5年度道路メンテナンス事業町道谷津浜線（館橋）橋梁補修工事変更請負契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 追加日程第7、議案第33号 令和6年度保健福祉防災センター長寿命化改修工事請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第33号 令和6年度保健福祉防災センター長寿命化改修工事請負契約について。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第33号について説明をさせていただきます。

本案でございますが、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案になります。

議案第33号 令和6年度保健福祉防災センター長寿命化改修工事請負契約について。

令和6年度保健福祉防災センター長寿命化改修工事請負契約について、下記のとおり締結するため、議会の議決を求める。

記

1、契約の目的。

令和6年度保健福祉防災センター長寿命化改修工事。

2、契約の方法。

一般競争入札による請負契約。

3、契約金額。

1億3,365万円。

4、契約の相手方。

静岡県賀茂郡河津町峰222番地、東海建設株式会社代表取締役、土屋順一。

令和6年3月14日提出。

河津町長、岸重宏。

内容でございます。

本施設でございますが、建設から25年余が経過しており、屋根や窓枠シーリング等の老朽化により雨漏りが発生しております。また、外壁タイルにも浮き、ひび割れ等が見受けられ、地震時にはタイルの落下が懸念されます。これらを解消するため、長寿命化事業により予防保全の改修を行うものでございます。

次に、契約の方法でございます。

令和6年3月8日に一般競争入札を行い、3月11日に仮契約を締結しました。

工期につきましては、令和6年12月18日を予定しております。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 1番、正木でございます。

1点質問させていただきます。

こちらの当初の予算の金額が幾らか、そして、一般競争入札、何件の入札があったかお教えください。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） こちらのほうにあっては、先ほど皆さんで審議をしていただきました令和6年度の新年度予算にて予算を計上させてもらっております。予算額にあっては、1億6,500万円といった金額の予算計上でございます。

それから、工事の関係でございますが、一般競争入札ということで、業者からの提案につきましては、一応2社から提案があり、契約は1社、契約のほうは、こちらのほうの議案のと通りの契約ということでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 承知いたしました。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） その他、質疑はよろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第33号 令和6年度保健福祉防災センター長寿命化改修工事請負契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（遠藤嘉規君） 日程第3、議員派遣の件についてを議題とします。

法第100条第13項及び河津町議会会議規則第128条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり議員を派遣することにしたいと思います。

お諮りします。

提案理由の説明及び質疑、討論を省略し、配付のとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

◎第1常任委員会研修視察報告について

○議長（遠藤嘉規君） 日程第4、第1常任委員会研修視察報告についてを議題とします。

第1常任委員会の研修視察報告については、お手元に配付いたしましたとおりであります。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これをもって第1常任委員会研修視察報告についてを終わります。

◎第2常任委員会研修視察報告について

○議長（遠藤嘉規君） 日程第5、第2常任委員会研修視察報告についてを議題とします。

第2常任委員会の研修視察報告については、お手元に配付いたしましたとおりであります。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これをもって第2常任委員会研修視察報告についてを終わります。

◎委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件

○議長（遠藤嘉規君） 日程第6、委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、所掌事務等の調査について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付したとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（遠藤嘉規君） お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。会期はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により、本日で令和6年河津町議会第1回定例会を閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

令和6年河津町議会第1回定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午後 3時56分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

議案等審議結果一覧

議案等審議結果一覧

令和 6 年第 1 回定例会

議 案 番 号	件 名	議 決 年 月 日	審 議 結 果
同意第 1 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	6. 3. 6	同 意 堤 重 佳
承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて (河津町手数料徴収条例の一部を改正する条例について)	〃	承 認
議案第 4 号	河津町景観条例の制定について	〃	原 案 可 決
議案第 5 号	河津町経済変動対策貸付資金利子補給基金条例を廃止する条例について	〃	〃
議案第 6 号	河津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第 7 号	河津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第 8 号	河津町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第 9 号	河津町介護保険条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第 10 号	河津町温泉会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について	〃	否 決
議案第 11 号	見高地区地域振興施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第 12 号	今井浜海の休憩所の指定管理者の指定について	〃	原 案 可 決

議 案 番 号	件 名	議 決 年 月 日	審 議 結 果
議案第 1 3 号	河津桜観光交流館の指定管理者の指定について	〃	〃
議案第 1 4 号	河津町情報通信施設の指定管理者の指定について	〃	〃
議案第 1 5 号	東河環境センターと河津町の間のし尿処理施設の大規模改修に関する事務の委託の廃止について	〃	〃
議案第 1 6 号	令和 5 年度河津町一般会計補正予算（第 1 0 号）	〃	〃
議案第 1 7 号	令和 5 年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	〃	〃
議案第 1 8 号	令和 5 年度河津町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	〃	〃
議案第 1 9 号	令和 6 年度河津町一般会計予算	6. 3. 14	〃
議案第 2 0 号	令和 6 年度河津駅前広場整備事業特別会計予算	〃	〃
議案第 2 1 号	令和 6 年度河津町土地取得特別会計予算	〃	〃
議案第 2 2 号	令和 6 年度河津町国民健康保険特別会計予算	〃	〃
議案第 2 3 号	令和 6 年度河津町介護保険特別会計予算	〃	〃
議案第 2 4 号	令和 6 年度河津町後期高齢者医療特別会計予算	〃	〃
議案第 2 5 号	令和 6 年度河津町水道事業会計予算	〃	〃
議案第 2 6 号	令和 6 年度河津町温泉事業会計予算	〃	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 年 月 日	審 議 結 果
発議第 1 号	河津町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について	〃	〃
議案第 2 7 号	河津町税条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第 2 8 号	河津町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第 2 9 号	河津町温泉事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第 3 0 号	河津町温泉会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第 3 1 号	見高地区地域振興施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第 3 2 号	令和 5 年度道路メンテナンス事業町道谷津浜線（箔橋）橋梁補修工事変更請負契約について	〃	〃
議案第 3 3 号	令和 6 年度保健福祉防災センター長寿命化改修工事請負契約について	〃	〃
	議員派遣の件	〃	決 定
	第 1 常任委員会研修視察報告について	〃	報 告
	第 2 常任委員会研修視察報告について	〃	〃
	委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件	〃	決 定